

鹿兒島県史料

齊彬公史料

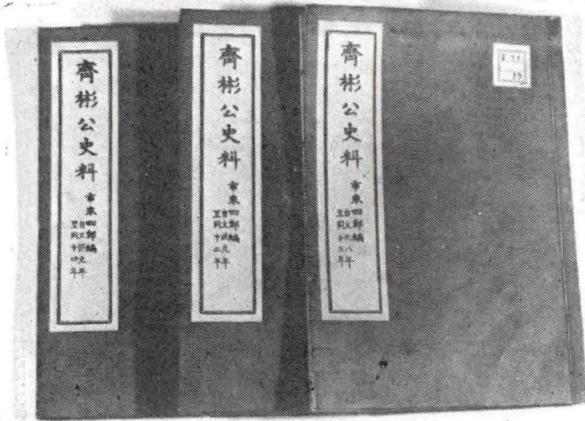
第一卷

題  
字

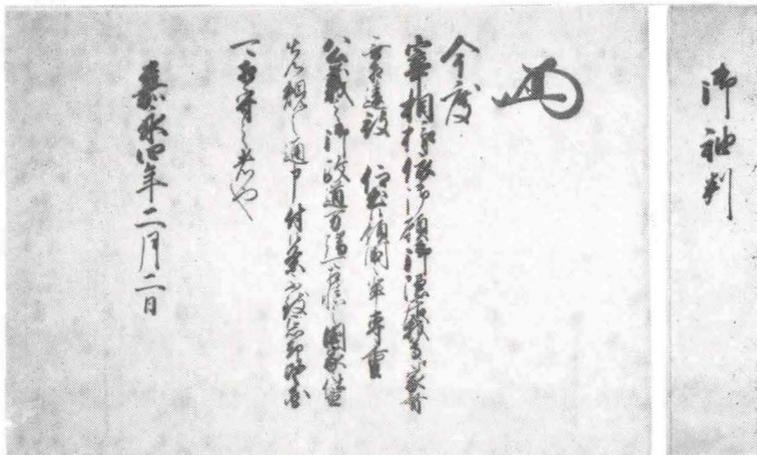
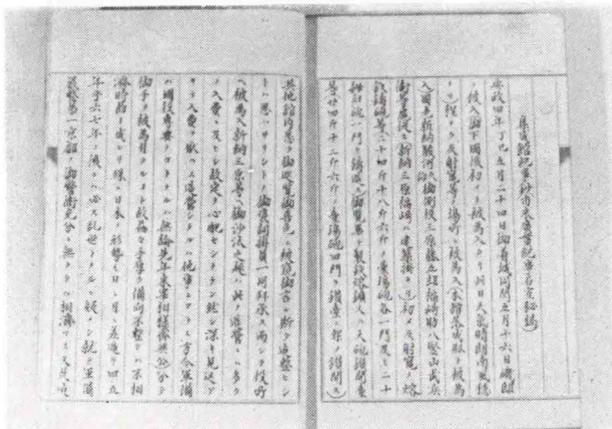
鎌 鹿  
田 兒  
要 島  
人 知  
事



島津齊彬写真（尚古集成館所蔵 本文203号参照）



齊彬公史料  
表紙と本文



嘉永4年2月2日 齊彬襲封袖判論達 (本文第160号)

## 序

このたび、好評のうちに完結いたしました幕末維新史料「忠義公史料（全七巻）」にひきつついて、「斉彬公史料第一巻」（全三巻）を公刊する運びとなりました。

既刊の「忠義公史料」は、安政六年より明治五年に至る薩摩藩を中心とするわが国維新回天の史料集であり、この「斉彬公史料」は、その基礎を築いた薩摩藩主島津斉彬を中心とする文化八年より安政五年に至る幕末史料集であります。

島津斉彬は、開明的な名君であり、集成館事業に代表される富国強兵殖産興業政策を推進するとともに、西郷南洲などの維新に活躍する人士の育成にも心を用いるなど、すぐれた業績を遺したことで周知の藩主であります。

本書は、島津斉彬伝の研究のみならず、幕末激動期の薩摩藩の動きを

知ることのできる貴重な史料集であり、明治維新史研究にとって不可欠の原典であります。本書を歴史の研究と教育の発展のためにご活用いただけるならば、きわめて意義深いことと信じます。

このたびの刊行にあたり、出版を許諾された東京大学史料編纂所、終始ご指導いただきましたきましました顧問・委員の先生方、その他ご協力いただきました方々に深く感謝の意を表します。

昭和五十六年一月

鹿児島県知事 鎌 田 要 人

## 解題

「斉彬公史料」は、島津第二十八代藩主斉彬に関する史料集である。

斉彬は、文化六（一八〇九）年二十七代斉興の嫡子として、江戸の芝三田屋敷に生まれた。幼名は邦丸、元服して又三郎忠方、將軍に謁見して従四位下に叙されて兵庫頭斉彬、後豊後守・修理大夫を称し、天保五（一八三四）年左近衛權少將に任ぜられ、嘉永四（一八五一）年襲封して薩摩守と改称、安政五（一八五八）年病死して法諡順聖院殿英徳良雄大居士、文久三（一八六三）年照国大明神の神号を賜わり照国神社にまつられ、明治三十四（一九〇一）年正一位を追贈された。

斉彬は、藩主としての在位は七年五ヶ月の短期間であるが、世子時代から話題の豊富な人である。斉彬に関する著作も数多くあるが、秀れた伝記の一つに池田俊彦の「島津斉彬公伝」（昭和二十九年刊）がある。

同伝に、松平春嶽（福井藩主）が「治政以來始めて見たるの英主」、伊達宗城（宇和島藩主）が「春風駘蕩たる風貌の人」、勝海舟が「凡情ヲ以テ忖度シ難シ」西郷隆盛や大久保利通が「凡庸の輩の言い尽し得べきところではない」と斉彬を評したことや、「謀慮深遠にして奸雄の才逞しき人」・「老練にして深沈雄略の人」・「容易に心中を吐露せず、天下の疑懼する人」・「神の如き識見、海の如き大量の人」などの評があることを紹介し、著者池田自らは、政治家・経済学者・外交家であり、教育者・科学者・名裁判官であり、歐洲文明的政治家で、ピーター大帝・フレデリック大王・ワシントンの三人の性格を混淆融積する人物であると論をすすめている。

死後照国大明神の神号を贈られたために、些か神格化された嫌いが、多くの評につきまわっているようで、斉

彬の人間像を見直そうとする動きも近時現われて来つつあって、非常に興味のある人物である。

斉彬に最も興味があるのは、弘化三（一八四六）年前後から、安政五（一八五八）年死去の時までの時期であり、この期は、嘉永六（一八五三）年のペリー来航をきっかけに起こった外交問題、これに対応するための將軍継嗣を含む幕府体制強化問題、井伊直弼の大老就任に始まる安政大獄等の重大問題が続発する、徳川幕府倒壊劇の幕明けの時期であり、斉彬は外様大名でありながら、歴史の上で重要な役割をはたしたと考えるからである。興味の問題点の主なものをあげると、

一、斉彬は開国論者といわれているが、外交問題にどのような対策を持っていたのであろうか。

二、蘭学の知識が豊かであったが、その知識をどのようにして得たのか、またその知識をどのように施策に反映させたか。

三、外様大名でありながら、幕府の政治に発言できたのは何故か。

四、倒幕劇で重要な役割を演じた薩摩藩の内情と斉彬のかかわりは如何。特に天保の改革で活躍した調所広郷を自殺に追いこんだ事情とお由羅騒動一件や、西郷・大久保等藩士の教育

五、井伊政権にどのように対応しようとしたか。

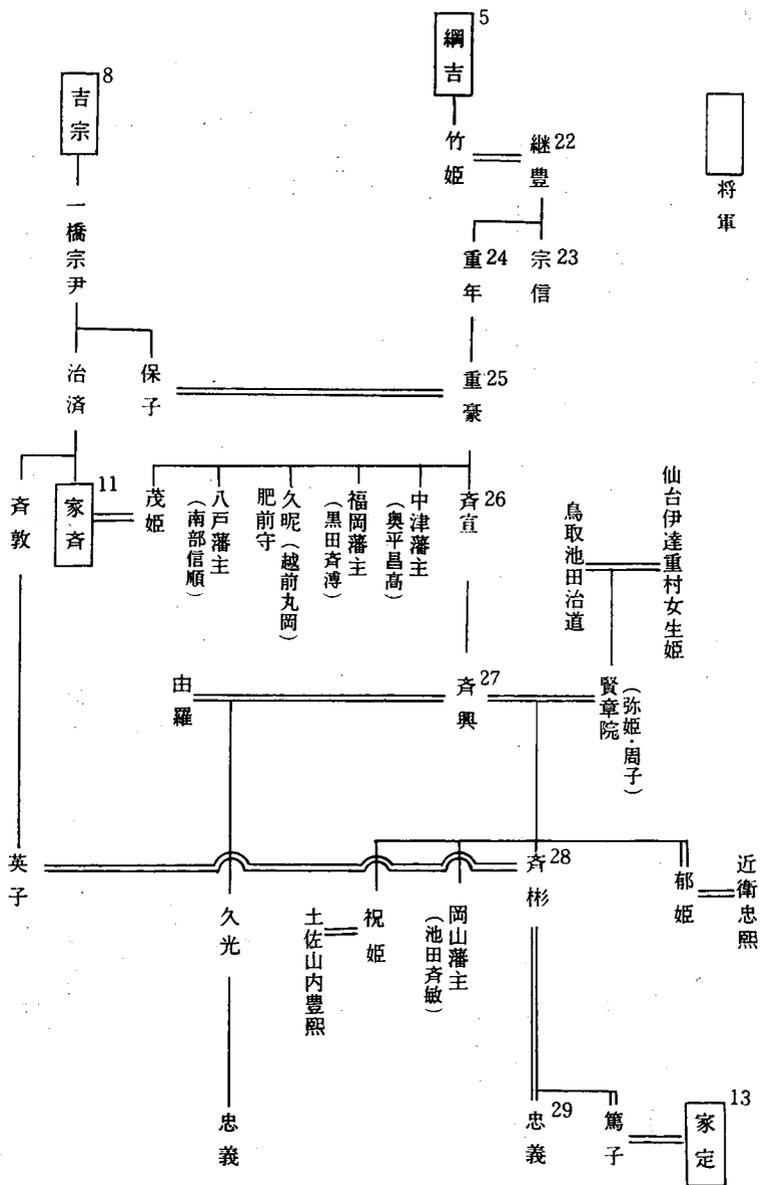
最後に、斉彬の眞の人間像

等である。

問題点の大部分は、本史料で解明されると思うが、史料の参考に、斉彬の生い立ちや藩情の一部を補説する。

まず生い立ちであるが、斉彬は次の表に示すように、木曾川治水工事で苦勞した重年の子重豪の首孫にあたり二十四歳になるまで（重豪一八三三年死去）江戸の屋敷（重豪は高輪、斉彬は芝三田）で教育を受けている。

解 題



重豪は、鹿兒島に造士館・演武館・明時館（天文館）・医学院を造り、「成形図説」・「南山俗語考」・「鳥名便覧」・「島津国史」等を編纂させたり、商業政策を行ない、上方風俗を取り入れたことで有名であるが、蘭学に造詣が深かったことでも知られている。オランダ商館のチチング・ゾーフ・シーボルトなどに、長崎に赴き或は旅宿を訪れて身につけた知識である。彼等に学ぶ時には、斉彬たちを伴ったそうだから、斉彬の蘭学は重豪の賜物であろうか。田沼意次（老中）が罷免されて松平定信に代った年に、重豪も隠居しているが、重豪の商業政策は田沼のそれと似通った点があり、將軍になる前の家斉に重豪の娘を嫁がせる仲介も意次だといわれているから、重豪は田沼意次とも親交があったようである。家斉將軍の岳父という地位があったためか、松平定信の儉約令（寛政の改革）も通じなくて、天下の三翁の一人に数えられてもいる。

また斉彬は和漢の学にも長じていたが、それは母の教育に負うものであろう。母は斉興の正室で、鳥取藩主池田治道の娘の周子で、死後賢章院と呼ばれた。「三十六歌仙こほろぎ物語」を書いたほど和漢の学に通じ、文章和歌をよくし、詩作に巧みなことでも知られている。

その学識だけでなく、斉彬の政治環境も重豪に負う所大である。先の系図に見られるような姻縁図柄は、斉彬が水戸の斉昭、宗和島の伊達宗城、福井の松平慶永、老中の阿部正弘等と親交し、黒田を始め中津・南部・池田氏のバックアップを得られた大きな力であったと思う。

藩内事情をみると、斉彬が生れた年に文化朋党事件が越こっている。重豪が隠居した後の斉宣が、重豪時代の諸策を改廃したことで、重豪の怒りに触れ、斉宣は藩主の座からおろされ、関係者秩父太郎・樺山権左衛門を始め五十余人が切腹・遠島・謹慎処分を受けた一件である（秩父崩れ・近思録崩れともいう）。木曾川工事以後藩債が急増したので、重豪の開明政策への反動となったであろう。

代つて斉興が藩主になり、重豪の後見の下に、藩債処理のため調所広郷が起用されて、所謂天保の改革が実施され、借金五百万両を数十万両の黒字に立て直すのに二十年かかった。ここに斉彬が四十歳を過ぎても藩主になれなかつた理由があつた。

たまたま斉彬の子供が八人とも四歳未満で天死し、斉興の側室（由羅）との間に斉彬より八歳若い久光が居ることから、お由羅騒動（嘉永朋党事件・高崎崩れともいう）が暴発したが、これをきつかけにやつと四十三歳で斉彬が襲封できることになつた。この騒ぎの中で、天保の改革の立役者調所は、密貿易の責任を一身に負わされて自殺させられたのである。広郷の自殺が嘉永元（一八四八）年、お由羅一味を除こうとした近藤隆左衛門・山田一郎左衛門・高崎五郎右衛門等五十数名が腹を切らされたり、島に流されたり謹慎を命じられたのが嘉永二（一八四九）年、斉彬が薩摩守を称して藩主になつたのが嘉永四（一八五一）年であつた。

斉彬が鹿児島に来たのは、天保六（一八三五）年から死去の年まで六回で、滞在期間は合計五年八ヶ月で、殆んど江戸住まいであるが、弘化三（一八四六）年の鹿児島入りは、琉球にフランス・イギリスの艦船が来て通商を要求したので、世子斉彬が藩主斉興に代つて、その処理を幕府から依頼されたためであり、安政四（一八五七）年の入国は最後のものであり、在国中阿部正弘は死に、井伊直弼が大老となり、紀州藩主徳川慶福（家茂）を將軍に決定し通商条約を結ぶなど、斉彬が意図していたことが悉く否定され、これに対して何かを企図したであろうけれども、練兵指揮中発病して、コレラ（セキリ）で死んでしまった。藩主としての期間が短かつただけに人間像を画くには謎の多い人である。

扱て、斉彬を知る参考史料として、島津斉彬公伝は、順聖公事蹟（小牧昌業講演速記）・照国公文書（島津家編輯所編）・島津斉彬公（春山育次郎著）・照国公感旧録（国光社発行）・仰止録（阿多澆著）・島津斉彬公記

(寺師宗徳著)・斉彬公御言行録(市来四郎著)・島津斉彬公伝(中村徳五郎著)・順聖公御年譜(伊地知季安著)・斉彬公御逸事(江夏十郎著)・覚之為書置者也(山口定救著)・順聖公御事蹟(山田壮右衛門著)・斉彬公事蹟(寺島宗則著)などを挙げてゐるが、斉彬の書翰・建白・申告・令諭・遺文類を集めた優れた史料としては、「照国公文書」と「島津斉彬文書」をあげることができる。

「照国公文書」は、斉彬五十年祭辰ニ当リ、松方(正義)侯・税所(篤)子等ノ提議ニ依リ、遺文ヲ鈔シテ繕録刊公したもので、斯編ノ材料多クハ先編纂員市来広貫カ、諸家所蔵ノ真蹟若クハ記録ニ就キ蒐集セシ所ニ係リ、経世ノ要ニ関セサル者ハ之ヲ略ス、然トモ家老署名ノ公文中、公ノ政略ヲ窺フニ足ルヘキ者ハ間々之ヲ採録して、明治四十三年九月に島津家臨時編輯所が発行したものである。収録された史料数は百三十四通で、弘化二年十月十二日から安政元年四月二十七日までの六十七通を巻一、安政元年四月二十九日から安政五年九月十三日までを巻二とする二冊本である。

「島津斉彬文書」は、鹿児島市島津斉彬文書刊行会が、斉彬公文書並に同関係文書が、島津家に蒐集(照国公文書の増補として編集)されていることを承り、これを記念出版として刊行することに成り、所蔵される東京大学史料編纂所がこの刊行を許可したので、上下二巻を世に送ることとなつたもので、上巻は天保十一年正月から嘉永三年五月の分を収めて、昭和三十四年九月に発行されている。上下二巻を上中下三巻に変更して中巻が昭和三十八年十二月に、嘉永三年七月から同年十二月までの分を収め、更に予定を変更して下巻を一・二に分けて、嘉永五年正月から同十二月までの分を収めて下巻一が昭和四十四年三月に吉川弘文館から発行された。上・中巻は林田真二郎氏が校訂し、下巻一は吉田常吉氏がこれに当り、嘉永六年十二月以降の分は未刊である。照国公文書の嘉永六年十二月二十八日までの史料は全部島津斉彬文書の上・中・下二に収められているし、収録

総数百九十三通になっている上に、参考資料として関係文書が四百余通収められている。照国公文書序文から考察するに、照国公文書の典拠史料を抄録しないで編集したのが島津斉彬文書であろうか。典拠史料が明らかにされていないので断定はできない。

鹿兒島県維新史料編さん所は、幕末維新史料として、「忠義公史料（全七巻）」を、昭和四十九年一月から同五十五年一月までに刊行終了したので、続いて斉彬に関する史料を刊行することになった。労作島津斉彬文書があるのでためらいもあつたが、同書刊行が十年も中断している事情もあるし、調査の結果既刊の同書に漏れた文書等も発見したので、「斉彬公史料」を鹿兒島県史料として刊行することになった。

島津家では西南戦争中に、久光・忠義が市来四郎に命じて、斉彬や久光・忠義に関する史料を集めさせてから尔後編集し続けていたが、明治二十一年に宮内大臣が、旧藩内における事蹟を記録して上呈するように、島津・毛利・山内・徳川四家に命ずるに及んで、藩外史料も更に幅広く集めて、呈出したのが島津家国事鞅掌史料であつて、斉彬公史料はその一つである。

斉彬公史料の刊行に当つては、東大史料編纂所蔵本を、選択しないで全部収録することにした。但し、市来の整理不十分のために、全文重複した史料は削除したが、部分重複の分は草稿史料の気配も感じられたので収録した。

第一巻は、文化八年三月十五日、斉彬が三歳の時、江戸芝邸で蕃髮式を執行した記事に始まり嘉永六年まで、第二巻は、安政元年から同四年まで、第三巻は、安政五年死去に至るまでの史料と、文久二年から明治二十九年までの死後における贈位関係記録が、年次順に収録されていて、その収録史料総数は千数百点にのぼる。

収録された史料は斉彬往復文書・藩並に家老通達は勿論であるが、時代や事項に関係するものを含んでおり、

薩藩史料・島津斉彬年譜・斉彬公史・内証紀・種子島時助家記・島津久明家記・黒岩堅蔵家記・黒田家々記・阿部正桓家記・小松相馬家記・山本藤助家記・伊達家々記・南部家々記・鎌田正純日記・川上筑後日記・江田平蔵記・非蔵人日記・橋本左内日記・中山実善日記・寺島宗則日記・官部鼎蔵日記・安田助左衛門日記・白石日記・伊地知貞馨自記・伊地知季安記事・勝義邦記事・橋本左内事蹟・三条実万公事略・近衛家所蔵書江夏千城記事・都日誌・伊達宗城公御手留・富田東作譚記・福井藩記事・井伊家公用方秘録・漫言一則・島津家歴代制度・集成館記事・渡辺華山外国事情書・藤田茂吉文明東漸史・夢々物語・昨夢紀事・史談会速記録・開国始末・督府紀略・維新史撮要等から史料を採録し、市来四郎が註を加えている。註は未熟さは散見されるが、概して正確である。往復文書類は、幕府等への建言書と、藩外の水戸斉昭・松平慶永・阿部正弘・徳川慶恕・伊達宗城・黒田斉溥・勝安房・橋本左内等への書翰や、藩家老宛の藩政示達書及び山口定救等への由羅・調所・斉興隠居に関する密書の三つに大別できる。斉昭への書翰が最も多く、琉球に於ける対外問題と火薬製造等に関するものが主である。慶永等への書翰は、外交や一橋慶喜將軍擁立問題に関するものと、斉興隠居に関するものである。山口等宛の書翰には、略符やオランダ語綴りの横文字が秘密漏洩防止に使用されたり、女中の雇用に至るまで緻密な気の配り様が書かれており、大は天下国家の事から、小は身の回りの些事にわたる多彩な書翰類である。

右の斉彬書翰に関連する来翰や藩令・家老達等が参考に収められているし、時の情勢を勘案できるためには、前掲のような藩内外の家記・日記・隠密報告や著述類を、市来四郎や寺師宗徳などの島津家編輯所員が、関係各家を訪れたり、史談会などで可能な限り集めたものが収録編集されているので、島津斉彬研究のみにとどまらないで、この期の日本史研究のためには不可欠の史料集である。

第三巻の「御譚」は、「斉彬公御言行録巻五」と殆んどそっくりであるから、いずれが先か判断を迷わせるが

『斉彬公史（内証紀）編纂スベキ旨ヲ、故久光公及忠義公カ命ヲ奉スルニ当リ……明治二十年ノ春同公（伊達宗城）其他……人ヲ訪問質疑……』と書いてあるから、明治十七年（御言行録編集）から明治三十六年（市来死去）の間に集録が終えられたとみるべきか。斉彬文書よりは史料の数が多し、草稿かと覚しい史料もあるので、同一史料を典拠としているかどうかは判明しない。

編者市来四郎は、文政十一（一八二八）年に生まれて明治三十六（一九〇三）年に死んでいる。斉彬には葉園庭方役として仕え、斉彬の科学的諸策を実施する中心人物であり、斉彬の密命を帯びて琉球に渡り、フランスと留学生派遣や兵器購入について交渉したこともある。斉彬の死後も集成館事業に従事して、琉球通宝鑄造や廃仏毀釈の企画・実施の中心的存在であった。

明治になってからは野に下り、事業を興したりしたが、明治十五年久光・忠義から斉彬言行録編集を、十六年には島津家記を、更に十八年には島津家国事執掌録編集を命じられるようになって、関係史料編集に専念した。自らも「斉彬公御言行録」を編集したり、史談会で講演を数多く行っている。藩職在任中丹念に記録をとっており、明治になってからは、藩外の史料収集に努力した貴重な存在である。

各巻末に、年次に応じて補遺を附加したが、斉彬公史料に収められている以外の斉彬書翰である。収録の第一は、「国事執掌史料 斉彬書翰」（東京大学史料編纂所所蔵の島津家編輯所写本）である。その中の松山家所蔵斉彬公書翰集には、『本影写本ノ影写人及び其着手完了年月日不明、校正及び校定ハ更ニ原本ヲ借入テ之ヲ為シタリ。校定終了大正十二年』とあるが、松山家・折田氏・税所篤秀氏・小牧昌業氏・鈴木重氏・山口九十郎氏・猪谷宗五郎氏・伊達宗陳氏・香川敬三氏・吉田鉄太郎氏・黒岡帯刀氏・吉井氏・早川兼揚氏等の所蔵原本または写本を写したものである。

そのほか、東京大学史料編纂所・陽明文庫・宇和島伊達事務所・高知市民図書館・神奈川県立文化資料館・福井市立郷土歴史博物館・水府明德会彰考館・大久保利謙家・島津忠承家（県明治百年記念館寄託）・鹿児島県立図書館各所蔵の原本・写本を複写して収集した史料の中からも収録した。

また、補正に際しては、右のほかに、鹿児島市島津斉彬文書刊行会の諒解を得た島津斉彬文書（上・中・下）、大日本古文書幕末外国関係文書・照国公文書・順聖公年譜・葛城彦一伝等の刊本で照合されている。

（四本健光）

## 例 言

一本書は、東京大学史料編纂所所蔵本「斉彬公史料」（一〇一冊）を底本とし、これに底本収録以外の斉彬文書を補遺として、これを「鹿児島県史料斉彬公史料」全三巻として刊行するものである。時代の範圍は、文化八年から明治二十九年までである。第一巻は、文化八年から嘉永六年に至る内容を収めて刊行した。

一補遺は、東京大学史料編纂所・陽明文庫・宇和島伊達事務所・高知市民図書館・神奈川県立文化資料館・福井市立郷土歴史博物館・水府明德会彰考館・大久保利謙家・島津忠承家・鹿児島県立図書館各所蔵原本及び写本その他島津斉彬文書刊行会編「島津斉彬文書」等の刊本からも収めた。

一編集の体裁は、原則として原編者の体裁によったが、一部記載を変更したものもある。

一原編者市来四郎の掲げた見出しはそのまま掲げ、補遺の見出しについては、校訂者が新しく掲げた。

一原本などの現存するときは、努めてそれと対比して原本どおり校訂し、文末に「〇〇所蔵本にて校訂」などと註記した。

一刊行巻ごとに、見出しに一連番号を附した。一つの見出しが数種の内容を含むときは、小番号を文首に附した。

一固有名詞については、できるだけ正字を用いることにした。また、特殊文字のノ（しめ）はそのまま用いた。

一仮名は、原本または底本の体裁のとおりとした。変体仮名は普通の仮名に改めたが江だけはそのまま用いた。

一平出・擡頭・鬨字および但書は、原則として底本の体裁によった。

一原註および原編者註（ ）は、できるだけ右脇に移したが、長文のものなどは底本の体裁によった。

一新に註を附するときは、「〔 〕」を附して、原編者の註と区別した。

- 一人名および地名については、国の内外を問わず適宜傍註を附した。
- 一人名等については、原編者の明らかな誤記は、校訂者が訂正した。
- 一本文には適宜読点を附し、人名（外国人を除く）・地名・品名・数量等の連続するときには、並列点を附した。
- 一朱書は、その部分を「」で示し、「朱」と傍註を附した。
- 一頭註および付箋は、「」で行間に示し、「頭註」「付箋」と註記した。ただし、後筆のものは削除した。
- 一欠所部および解説困難な箇所原編者註である本マ、と虫喰の箇所は、□で囲み、本マ、・虫喰または〔○カ〕と傍註を附した。
- 一文意の通じない字または箇所には、「ママ」または〔衍カ〕・〔○○カ〕と傍註を附した。
- 一重複して掲げてある史料については、これを削除した。
- 一欄外に掲げた年代は、それぞれの巻の表紙に記載してある年代および書翰の年代である。
- 一見返しに、陽明文庫所蔵「嘉永六年七月十日近衛忠照宛書翰」（番号四八〇号）と島津斉彬公伝所収「戸塚静海宛ローマ字書翰」を掲げた。

# 齊彬公史料

## 第一卷 目次

題字 鹿兒島県知事  
鎌田 要人

口 繪  
序 文  
解 題  
例 言

文化八年(辛未)～十三年(丙子)

- 一 島津齊彬江戸芝邸ニ蓄髮式ヲ執行ス ..... 一
- 二 公年四歳御嫡子御届 文化九年九月 ..... 一
- 三 齊彬公嫡子届濟ニツキ進上物ノ件 同九月 ..... 二
- 四 島津齊彬英姫縁組一件 同九月 ..... 二
- 五 福永仁右衛門紀事 ..... 三
- 六 島津齊彬ノ名順等達ス 文化九年十二月 ..... 七
- 七 齊彬公芝神明宮参詣ノ件 同十二月 ..... 七
- 八 島津齊彬年譜 ..... 七
- 九 英姫ノ逗留ヲ達ス 文化十三年正月 ..... 八
- 一〇 英姫引越通達 同六月 ..... 八

目次

一一 英姫父民部卿徳川齊敦薨ス 文化十三年九月四日……………八

一二 島津齊彬痘ヲ患ヒ酒湯ヲ召ス 同十二月……………八

文政元年(戊寅)十二年(己丑)

一三 英姫君御部屋御造立通達 文政元年正月……………一〇

一四 木場次右衛門ヲ小納戸頭取抱守役トス 同二月十五日……………一〇

一五 齊彬公年譜統……………一〇

一六 種子島時昉家記抄……………一一

一七 島津齊彬年譜……………一二

一八 島津齊彬公若年ノ逸話……………一七

一九 齊彬公叙任口宣案 文政七年十二月二十六日……………一七

二〇 同宣旨 同十二月二十六日……………一七

二一 同宣叙 同十二月二十六日……………一九

二二 侍從御叙任ニ付局文 文政八年二月二十八日……………二一

二三 御元服初テ御登營及ヒ御改名布告 文政七年十二月十七日……………二二

二四 島津齊彬年譜……………二二

二五 島津齊彬學問ノ要ヲ説ク……………二三

二六 考証 種子島時昉家記……………二三

二七	齊彬公史	二七
天保元年(庚寅)〜一四年(癸卯)		
二八	島津齊彬年譜	二八
二九	齊彬公左近衛權少將御叙任 天保五年十二月十六日	三一
三〇	左近衛權少將御叙任ニ就テ局文 天保六年三月十五日	三一
三一	島津齊彬年譜	三一
三二	島津齊彬若年ノ砲術修業	三三
三三	鎌田正純日記抄 同六年	三四
三四	種子島時昉家記抄	三四
三五	少將御叙任及布告	三四
三六	高齡ノ士庶ヲ懇遇シ玉ヒシ事実	三七
三七	種子島時昉家記抄	三七
三八	能誦ノ類御好ナカリシ事実	三八
三九	島津齊彬年譜	三八
四〇	種子島時昉家記	四〇
四一	島津齊彬年譜	四一
四二	兼城親方書面	四二

四三	印籠等下付ノ件	四三
四四	島津齊彬修理大夫ト改名並布告	四三
	天保十四年三月	

弘化元年(甲辰)

四五	藩内事項総覽	四六
四六	下澁谷村ニ砲術角場ヲ設ク	四六
	弘化元年正月十二日	
四七	出火ノ節在京目付役ニ限り白笠ヲ用ユ	四七
	同正月	
四八	赤坂今井谷ニ砲術角場ヲ設ク	四七
	同二月十六日	
四九	阿蘭陀甲比丹登城	四七
	同二月二十七日	
五〇	骨牌ノ製造ヲ禁ス	四八
	同二月	
五一	用人二階堂右八郎等ヲ琉球國ヘ派遣ス	四八
	同三月	
五二	新規角場ノ建設ヲ禁シ諸邸角場図ヲ録上セシム	四八
	同三月二十一日	
五三	水戸中納言隠居駒込屋敷ニ謹慎	四九
	同五月	
五四	徳川鶴千代磨家督	四九
	同五月	
五五	江戸本丸城焼亡	五〇
	同五月十日	
五六	老中真田信濃守幸貫辭職	五一
	同五月十三日	
五七	本丸造營掛ヲ命ス	五一
	同五月十四日	
五八	松平讚岐守滞府并後見命令ノ通知	五一
	同五月十四日	

五九	所司代酒井若狹守ヨリ伝奏衆へ通スル書	弘化元年五月	五二
六〇	本丸造営費献金ノ諭達	同五月十五日	五三
六一	本丸造営費献金聴届	同五月	五三
六二	万石以下上納金達書	同五月二十二日	五七
六三	井上因碩ノ上書	同五月二十三日	五七
六四	印幡沼ノ普請差止	同六月十日	五九
六五	堀大和守・水野越前守加判ノ列任命	同六月十四日	五九
六六	和蘭国甲比丹上申書和解	同六月十六日	六〇
六七	松平肥前守届	同六月十八日	六一
六八	松平美濃守届	同六月十九日	六二
六九	長崎奉行ヨリ市中郷中へ触達	同六月	六二

弘化三年(丙午)

七〇	齊彬公御事蹟総覧	.....	六三
七一	参考 川上筑後(久封)日記抄	.....	六八
七二	参考 鎌田正純日記抄	.....	六八
七三	参考 鎌田正純家記抄	.....	六九
七四	参考 江田平蔵家記抄	.....	七〇

七五	御格式条例水戸侯ヨリ御尋問御答書	弘化三年九月	七
七六	参考 碓山將曹種子島六郎へ書翰	同六月三日	七二
七七	参考 黒岩堅藏家記抄		七四
七八	参考 調所笑左衛門種子島六郎へ書翰	同十一月二十七日	七五
七九	参考 種子島六郎碓山將曹へ書翰	同六月四日	七七

弘化四年(丁未)

八〇	齊彬公御事蹟概略		八〇
八一	参考 鎌田正純家記抄		八二
八二	砲術館揭示	弘化四年八月二十日	八四
八三	参考 鎌田正純日記抄		八五
八四	防海策并琉球等ノ件齊彬公御書簡	同九月九日	八六

嘉永二年(己酉)

八五	齊彬公御事蹟総覧		八八
八六	琉球王使將軍ニ謁ス	嘉永二在三月十九日	八九
八七	洋法医禁令	同四月	九一
八八	洋式大操練	同四月二十八日	九一

八九	齊彬公春嶽公へ御書翰 (嘉永六年) 四月十九日	九一
九〇	脇坂淡路守三ヶ国条約書写奏聞云々閣老へ報書 嘉永二年九月二十二日	九二
九一	禁裏附都筑駿河守ヲシテ外国ノ事情奏上云々ノ書 同十月二十八日	九二
九二	参考 当時ノ概況	九二
九三	参考 黒田家家記抄	九三
九四	大島大和浜沖ニ異国船通航発砲ス 同正月六日	一〇四
九五	長崎援兵準備 同二月	一〇五
九六	当時ノ概況 (嘉永三年)	一〇五
九七	大島實久間切ニ異国船通航ノ報	一〇五
九八	水戸前中納言齊昭公齊彬公御囑託ノ額字揮毫ノ件 嘉永二年正月十八日	一〇六
九九	右ニ対スル齊彬公御書牘	一〇六
一〇〇	琉球事情及地図并洋銃御贈遺御参邸御對話等ノ件薩侯答書 同四月三日	一〇七
一〇一	防海策及御詠歌・洋書・燧石製造・印影鏡等ノ件 同五月	一〇七
一〇二	右ニ対シタル水戸公御書簡 同五月	一〇九
一〇三	一万方及洋書貸借等ノ件 同五月二十二日	一一〇
一〇四	右ニ対スル水戸公御書牘 同六月三日	一一〇
一〇五	洋書・燧石・印影鏡并ニ尾州・越前・下曾根及琉球・詠歌等ノ件 同六月七日	一一一
一〇六	物品贈受ノ件 同九月五日	一一二

嘉永三年(庚戌)

- 一〇七 印影鏡伝書・松前・琉球・尾張国相并人造燧石等ノ件 嘉永二年九月五日……………一四
- 一〇八 右ニ対スル水戸侯御書翰 同九月七日……………一四
- 一〇九 牛痘・鉄碩・洋品等ノ件 同十一月十五日……………一五
- 一一〇 地図・牛痘種并御参邸日期等ノ件 同十二月五日……………一六
- 一一一 牛痘ノ種御贈遺并御贈答御詠歌世評等ノ件 同十二月二十七日……………一七
- 一一二 御事蹟総覧……………二〇
- 一一三 江戸市街大火 嘉永三年二月五日……………二三
- 一一四 朝廷七社・七大寺攘夷御祈禱 同四月……………二四
- 一一五 江戸尚齡会 同三月二十五日……………二五
- 一一六 当時ノ物価江戸市中……………二五
- 一一七 齊興公御退隠ニ際シ琉使玉川王子へ訓令 同十二月十一日……………二六
- 一一八 国老島津將曹、齊興公御隠居・齊彬公御知政御予定ノ趣中山王ニ報告ス 同十二月十二日……………二六
- 一一九 江戸府内各藩邸ニ於テ大小砲操練ヲ許ス……………二七
- 一二〇 齊彬公水戸中納言殿へ御往復書第一 同三月朔日……………二八
- 一二一 全上第二牛痘并防海琉球等ノ件 同二月二十四日……………二九
- 一二二 全上第三燧袋・洋書等贈受ノ件 同五月二十一日……………二九

一一三	全上第四幕吏賂路并夷情等ノ件 嘉永三年五月二十一日	一一三〇
一一四	全上第五右ニ対シ水戸公御書簡 同五月二十三日	一一三一
一一五	全上第六溝口志願琉球処分并夷情等ノ件 同八月二十七日	一一三二
一一六	全上第七車船雛形ノ件 同十月十六日	一一三二
一一七	右ニ対シ水戸侯御書簡 同十一月二十日	一一三二
一一八	異国処分變更布令 (嘉永二年) 十二月阿部伊勢守相達	一一三三
一二九	参考 水野越前守外国船攘斥ヲ止ム	一一三三
一三〇	齊彬公琉球在留外国人処分ニ就テ伊達宗城公へ御依頼 嘉永三年八月二十三日	一一三三
一三一	齊彬公伊達公へ御往復第一 同九月十九日	一一三九
一三二	全上第二 同九月二十二日	一一四〇
一三三	在琉外国人退去及ヒ警衛兵派遣届書 同十一月二十八日	一一四三
一三四	大目附へ達書 (安政三年カ) 十一月	一一四四
一三五	参考 黒田家福家記抄	一一四四
一三六	参考 島津又六郎家記抄	一一四六
一三七	参考 安田助左衛門日記抄	一一四六
一三八	参考 鎌田正純所蔵関係文書	一一四八
一三九	参考 島津將曹家記抄	一一四八
一四〇	齊興公御城下土踊ヲ再興シ玉フ 嘉永三年五月二十三日	一一四九

一四一	有名ノ人士ニ声息ヲ通セラレン事實	一五一
一四二	齊彬公高野長英ヲ密仕セラレン事實	一五三
一四三	参考 知彼一助	一五三
一四四	高野長英小伝及ヒ御密仕ノ事實	一六五
一四五	高野長英略伝	一六八
一四六	黒田家所伝同氏臨終ノ事情	一七一
一四七	参考 夢物語	一七二
一四八	夢物語批判	一七七
一四九	高野長英徂徠先生ノ軍法不審ヲ読ムノ跋	一七九
一五〇	島津齊彬公手製茶碗ボムベン(白砲)并題函和歌	一八〇
一五一	高島秋帆(四郎大夫)カ爆弾擬似ノ茶釜ノ函ニ題歌	一八〇
一五二	外国事情書 渡邊華山 (天保十五年)	一八〇
一五三	参考 高野長英・渡邊華山等事蹟	一九五
一五四	参考 文明東漸史補欠	一九八
一五五	高野長英捕縛セラレタル頃謡歌	二二二
嘉永四年(辛亥)		
一五六	総覧 嘉永四年正月ノ十二月	二二五

一五七	齊興公朱衣肩衝御茶入御拝領	(嘉永三年)十二月三日	二二六
一五八	参考 鎌田圖書正純日記抄		二二六
一五九	齊彬公御家督ニ付先規調査		二二七
一六〇	齊彬公御家督御親達書	嘉永四年二月二日	二二九
一六一	齊彬公御拝戴御朱印書		二二九
一六二	齊興公御退隱齊彬公御知政ノ事実及ヒ布達	同二月二十一日	二三九
一六三	御改名ノ布達	同二月三日	二四〇
一六四	齊興公政務御介助布告	同二月七日	二四〇
一六五	御知政初テ御帰国之事実及ヒ布告		二四一
一六六	齊彬公仰出書政務御方針ト唱フ	同五月十六日	二四三
一六七	御隱居・御家督之御礼式布達	同三月二十八日	二四四
一六八	御隱居・御家督・御政務御介助願旨之布告	同三月二十八日	二四四
一六九	日光神社修繕御用御拜命布告	同四月	二四五
一七〇	齊彬公御着城謝恩使		二四五
一七一	参考 伊地知季安記事鈔		二四五
一七二	島津安藝国境出水郷ニ迎フ並ニ勢揃		二四六
一七三	新田宮御参拝及ヒ久見崎御船囀場御覽		二四六
一七四	齊彬公御一門及ヒ四家ノ夫妻ヲ城中ニ集メ、祝筵ヲ開キ玉フ	同五月十日	二四六

一七五	齊彬公門葉ノ輩ヲ城中ニ集メ祝筵ヲ開キ玉フ	嘉永四年五月十一日	二四七
一七六	備荒儲蓄令(御親書 同五月十二日乎)	.....	二四七
一七七	齊彬公御帰国ニ臨テ幕府ヨリ在留佛・英人処分ノ特命ヲ受ク	同二月三日	二四九
一七八	城下諸士八拾歳以上之男女取調	.....	二四九
一七九	国老川上龍衛ヲシテ日光廟ヲ拝セシム	.....	二五三
一八〇	嘉永四辛亥年日光廟御修造手伝人名	.....	二五三
一八一	齊彬公伊達宗城公ニ与ル書(御帰国後)	同四月七日	二五三
一八二	同上ノ二 (嘉永三年) 九月廿日	.....	二五四
一八三	牧野備前守江書(草稿)	.....	二五五
一八四	参考 福岡藩士早川勇記事抄	.....	二五六
一八五	参考 黒田家公書抄	.....	二五七
一八六	伊地知貞馨記事抄	.....	二五八
一八七	鎌田正純意見	.....	二五八
一八八	樺山資之日記鈔	.....	二五九
一八九	小松帯刀系図	嘉永四年五月八日	二六二
一九〇	安田助左衛門日記鈔	.....	二六二
一九一	窮民救恤米価下落云々ノ御書取	.....	二六四
一九二	中山実善ニ内外ノ時情探訪ノ内命中山日記	.....	二七一

一九三	御家督御初入部御式事ノ一	二七三
一九四	御家督御初入部御式事ノ二	三〇一
一九五	御家督御初入部御式事ノ三	三二九
一九六	御家督御初入部御式事ノ四	三五五
一九七	御家督御初入部御式事ノ五	三八〇
一九八	御家督御初入部御式事ノ六	四〇四
一九九	政務ノ方針布告 嘉永四年三月	四三〇
二〇〇	幕府海岸防禦及砲術稽古取締方等ヲ布告ス	四三〇
二〇一	文政・天保頃米価及ヒ金銀錢価概略	四三三
二〇二	御城内動植館内御花園江製煉所及ヒ反射竈雛形御創建及ヒ開物ノ品目或ハ逸話逸事 (明治十五年八月市來廣貫上申書)	四五一
二〇三	撮影術 <small>写真一名御開並御眞影写ノ事実</small>	四五二
二〇四	電信機及ヒ電気・地雷・水雷或ハ鉞山破裂法開キ玉ヒシ事実	四五四
二〇五	瓦斯燈創試之事	四五五
二〇六	紅色瓦羅斯製煉御開之事	四五五
二〇七	綿火薬創製付水戸侯へ御進進	四五六
二〇八	水白ニ糖製造	四五六
二〇九	物産繁殖ニ厚ク御注意ノ事実	四五七

二二〇	集成館御創建並百工御開付開業ノ品目	四五九
二二一	鑄錢法伝習並試鑄御内命之事付御遺志御継紹ノ顛末	四六四
二二二	坊ノ津海浜ニ金鉞發見開掘命シ玉フ	四七一
二二三	凡百之事業御開ノ御趣意	四七二
二二四	塩田開發西洋法ノ製塩ヲ開キ玉フ	四七二
二二五	石炭坑探索セラレシ事実	四七三
二二六	陶磁器ノ製造改良シ玉フ	四七三
二二七	蒸氣船雛形御創造並幕府詔アリシ事実付蒸氣車雛形製造ノ始末	四七五
二二八	軍用ノ蒸餅並玉味噌ヒ及糯製貯	四七六
二二九	甘藷酒製釀法研究スヘキ旨御内命	四七七
二二〇	和蘭人ヘ蒸氣船製造ノ伝習ヲ開カレシ事実	四七七
二二一	米価及ヒ諸物相場日々聞シ食サレシ事実	四七八
二二二	常平倉創設並御書取付事実	四八〇
二二三	貧窮ノ輩江金子恵与シ玉ヒシ事実	四八九
二二四	風俗矯正酒会勝負事等ヲ禁シ玉フ	四八九
二二五	質素節儉並衣服ノ制度ヲ立ラル	四九〇

嘉永四年十一月十日  
同四月

二二六	総覽	四九四
二二七	参考 江田平蔵日記抄	五〇一
二二八	六人部是香建言 嘉永五年六月	五〇二
二二九	参考 諏訪兼武在琉中日記抄吏員ノ風俗矯正ノ一端 十月二十日	五〇五
二三〇	西郷隆盛力墓(疑問)	五〇五
二三一	諸国人別改布令 同二月十六日	五〇六
二三二	江戸絵図改正諸家邸地調査布告 同四月	五〇六
二三三	西丸焼亡諸大名惣登城布告 同五月二十二日	五〇七
二三四	右大將家定公三十寿齡内大臣勅許 同七月	五〇七
二三五	武州大森村ニ大砲射擲場取建 同五月	五〇八
二三六	西丸造営省略云々布告 同六月	五〇八
二三七	將軍代替朝鮮信使大坂迄来聘布告 同十月	五〇九
二三八	新古金銀貨交換期月布令 同十月	五〇九
二三九	唐物抜ヶ荷取締布令 同十月	五〇九
二四〇	西丸造営地鎮祭云々布告 同十二月	五〇九
二四一	無益ノ植物盆栽類高価売買禁令 同十一月	五一一
二四二	江戸邸在勤及ヒ定府ノ輩訓誡ノ御親書 同四月二十九日	五一一
二四三	参考 鎌田正純日記抄	五一三

二四四	左近衛權中將ニ御叙任	嘉永五年十二月十六日	五三三
二四五	從四位上ニ昇進シ玉フ	同十二月十六日	五三三
二四六	御城下無祿小祿ノ諸士就農法關勇助・山口九十郎等へ取調ヲ命シ玉フ(調査書前書)		五一五
二四七	考証 鎌田正純日記抄		五一六
二四八	常平倉創設ノ御趣意郡奉行訓諭書	同二月三日	五一六
二四九	高齡ノ士庶ニ祝品ヲ賜フ	同三月二十八日	五一七
二五〇	御膝辺役員ニ衣服地布ヲ賜フ	同四月二十八日	五一七
二五一	府下各方限郷友交際ノ習慣上申	同五月八日	五一七
二五二	中濱萬次郎申口		五一九
二五三	城北吉野村牧場ニ狩ス	同二月二十一日	五三三
二五四	砲術号令等ニ用ル蛮語翻訳用ヘキ令		五三五
二五五	寺島宗則自記抄		五三六
二五六	孝明天皇御製		五三六
二五七	水戸公ヨリ大日本史ヲ贈ラル	同二月	五三七
二五八	護王神社創建金ヲ寄附ス		五三七
二五九	井伊掃部頭浦賀警衛變更達書	同五月	五三七
二六〇	西丸炎上留守居役所日帳抜萃		五三九
二六一	五島築城ノ達	同六月五日	五三九

嘉永六年(癸丑)

二六二	藩内事蹟総覧	五四一
二六三	参考 喜入主水日記抄	五五二
二六四	多紀樂真院へ賜書 嘉永六年六月十四日	五五二
二六五	参考 寺島宗則自記抄	五五三
二六六	從四位上中將御叙任及ヒ布告 同正月二十日	五五五
二六七	諸士年若ノ者喧嘩爭論ヲ誠訓シ玉フ 同三月	五五五
二六八	相州浦賀へ亜米利加船渡来、警衛出発ノ事実	五五六
二六九	質素節儉令 同八月	五五七
二七〇	大船製造解禁令 同九月十七日	五五八
二七一	銃砲伝授ノ解禁 同九月十七日	五五八
二七二	羽倉用九川路左衛門尉へ贈レル尺牘 同八月十六日	五五九
二七三	江戸府下諸家邸内砲台建設ヲ允ス 同九月二十八日	五六一
二七四	高輪・田町両邸ニ砲台建築ノ請願 同九月十五日	五六一
二七五	洋式火技習練スベシ云々布告 同九月二十八日	五六二
二七六	隊伍操練及騎戦奨励布令 同十二月	五六三
二七七	考証 鎌田出雲(正純)領分家来帯刀調練允サレタル事実	五六三
二七八	幕府本藩へ軍艦製造ヲ依頼ス、及製造教届書	五六四

二七九	考証 鷹司政通公書牘	嘉永六年九月二十四日	五六八
二八〇	道中御行列ニ鉄砲備ラレムトノ伺書	同九月十五日	五六八
二八一	御付札	同十二月十日	五六九
二八二	参覲往来道中銃器ヲ備ム云々内伺	同十二月	五六九
二八三	齊彬公国老新納駿河へ与ル書牘一・二	(安政元年) 四月四日・四月二十五日	五七五
二八四	齊彬公国老末川近江へ与ル書牘一・五		五七七
二八五	天璋院殿將軍家定公ニ結婚ノ発端	同八月	五八二
二八六	齊彬公軍艦製造御願書	同八月二十九日	五八二
二八七	参考 田原陶猗家記		五八三
二八八	琉球国ニ米国軍艦渡来ノ事実具申	同六月朔日	五八三
二八九	国老新納内蔵 <small>駿河旧名</small> 海防意見	同六月	五八五
二九〇	海防施設ノ件軍役方並大目付等へノ論書	同九月	五八六
二九一	調練論書	同十一月	五八六
二九二	参考 鎌田正純家記抄	同七月	五八七
二九三	参考 江田平蔵日記抄		五八八
二九四	浦賀与力合原綱蔵ヨリ聞書	同六月十月	五八八
二九五	琉球船御造立ノ儀ニ付御書附一通	同二月八日	五九三
二九六	琉大砲船ト名ケタル軍艦創造ノ始末	同二月十日	五九四

二九七	琉球船新規御取建ニ付書附	嘉永六年四月二十一日	五九五
二九八	琉大砲船創造届書ニ付キ末川近江申達	同四月二十九日	五九六
二九九	琉球国へ異国船渡来ノ事實具申照会	同六月十三日	五九七
三〇〇	薩州之風聞一本琉球風説書	同六月	五九七
三〇一	節儉布令	同十二月二十九日	五九八
三〇二	国老新納駿河 <small>久意見新納家記</small>	同七月二十七日	五九九
三〇三	宮古島ニ於テ英国船破壊ノ届書	(安政元年)三月五日	六〇〇
三〇四	亞米利加軍艦那覇港ニ来ル	(安政元年)三月五日	六〇〇
三〇五	久米島ニ米国船渡来届書	嘉永六年七月九日	六〇二
三〇六	琉球国那覇沖へ火輪船ニ来艘ル届書	同七月九日	六〇二
三〇七	薩摩下甑島へ異国船通航届	同七月二十二日	六〇三
三〇八	琉球国へ亞米利加船渡来届書	同七月二十八日	六〇三
三〇九	琉球那覇ニ米国軍艦四艘渡来之急報		六〇四
三一〇	琉球那覇ニ亜船渡来提督上陸好友ノ申込事實届	同七月二十八日	六〇四
三一	琉球那覇へ十月六日異国船三艘着来ノ向届	同十二月二十八日	六〇五
三二二	琉球国之内大島へ六月五日火輪船三艘卸碇上陸届書	同八月二十日	六〇六
三二三	琉球那覇へ六月七日異国船二艘卸碇品々申出候届	同八月二十日	六〇六
三二四	安田助左衛門 <small>ひだり</small> 日記鈔		六〇七

- 三二五 齊彬公外国処分尾州公へ通信(徳川義礼家記抄) 嘉永六年七月十日……………六二二
- 三二六 齊彬公新納駿河へ中濱萬次郎帰朝ノ始末及ヒ琉球事件届書等ノコトヲ指揮シ玉フ……………六一三
- 三二七 勝麟太郎義邦旧名上書 同七月……………六一四
- 三二八 軍賦 同三月五日布令……………六二〇
- 三二九 封内警備布令 同三月五日……………六二八
- 三三〇 齊彬公国老新納駿河へ与ル書牘(安政元年)五月二十九日……………六二九
- 三三一 齊彬公水戸中納言殿へ独ヲ謹ムト云フ文字ノ額面ヲ乞ヒシ返シニ……………六二九
- 三三二 水戸前中納言殿松平慶永公へ書牘 嘉永六年五月十八日……………六三〇
- 三三三 参考 昨夢紀事抄……………六三〇
- 三三四 獻台築造ノ始末田原覚書……………六三二
- 三三五 米艦浦賀港ニ渡来之形況……………六三二
- 三三六 金銀価格異動布令 同三月十四日……………六三三
- 三三七 参考 開国始末抄……………六三四
- 三三八 参考 勝義邦外交余談明治二十二年著……………六三五
- 三三九 齊彬公海防御建言 同七月二十九日……………六四七
- 三三〇 島津忠寛意見建言 同七月……………六五三
- 三三一 齊彬公水戸前中納言殿へ送ル書牘海防策并琉球措置ノ件 同七月十日……………六五七
- 三三二 水戸前中納言殿返書 同八月二十四日……………六六〇

補 遺

三三三	齊彬公水戸前中納言殿へ送ル書牘海防策建言諮問并六連銃綿葉等ノ件 嘉永六年八月二十九日	六六〇
三三四	水藩士戸田忠大夫へ賜書	六六三
三三五	齊彬公水戸前中納言殿へ送ラレシ書牘造艦琉球并綿葉等ノ件 同十二月二十八日	六六五
三三六	長崎港ニ魯国軍艦渡来ノ報 同七月	六六七
三三七	当時流行謡歌	六六八
三三八	参考 旧幕外交談ノ抄田辺太一著	六七二
三三九	大隅国肝属郡其外日州諸縣郡諸郷御巡見ノ事実	六九三
三四〇	齊興・齊彬両公御代苗木御仕建場	六九六
三四一	参考 御菜園ノ由来	七〇一
三四二	御納戸金銀錢米出所ノ概要	七〇五
三四三	上海国兵談啓 同十一月二十五日	七一三
三四四	安田助左衛門日記抄	七一四
三四五	伊集院兼珍へ書翰〔天保九年カ〕正月十二日	七二四
三四六	伊集院兼珍へ書翰〔天保九年カ〕二月十九日	七二五
三四七	伊達齊邦へ書翰 天保十一年正月十七日	七二六
三四八	伊集院兼珍へ書翰 天保十二年十一月三日	七二六

三四九	德川齊昭へ書翰	弘化二年五月二日	七二七
三五〇	德川齊昭へ使者口上書	弘化二年五月三日	七二七
三五一	德川齊昭へ書翰	弘化二年十月十二日	七二七
三五二	德川齊昭へ書翰	弘化二年十月十三日	七二八
三五三	德川齊昭へ書翰	弘化二年十一月三日	七二九
三五四	德川齊昭へ書翰	弘化二年十一月七日	七二九
三五五	德川齊昭へ書翰	弘化二年十二月二十九日	七三〇
三五六	德川齊昭へ書翰	弘化三年二月二十日	七三一
三五七	齊興昇進願口演書	弘化三年三月	七三一
三五八	德川齊昭へ書翰	弘化三年四月六日	七三三
三五九	德川齊昭へ書翰	弘化三年四月二十六日	七三四
三六〇	德川齊昭へ書翰	弘化三年四月二十六日	七三四
三六一	德川齊昭へ書翰	弘化三年閏五月二十二日	七三五
三六二	德川齊昭へ書翰	弘化三年閏五月二十四日	七三六
三六三	德川齊昭へ書翰	弘化三年八月十九日	七三七
三六四	琉球事件届書	弘化三年八月二十八日	七三七
三六五	御流儀砲術問答書	弘化三年八月二十九日	七三九
三六六	德川齊昭へ書翰	弘化三年九月二十九日	七四二

目 次

三六七	海岸巡視砲台築造等届書	弘化三年十一月朔日	七四三
三六八	徳川齊昭へ書翰	弘化三年十一月十二日	七四三
三六九	徳川齊昭へ書翰	弘化三年十一月二十九日	七四四
三七〇	山口定救へ書翰	弘化四年六月二十二日	七四五
三七一	山崎拾へ書翰	弘化四年六月二十二日	七四六
三七二	徳川齊昭へ書翰	弘化四年六月二十三日	七四六
三七三	島津久寶へ書翰	弘化四年八月二十九日	七四八
三七四	山口定救へ書翰	弘化四年八月二十九日	七五三
三七五	山口定救へ書翰	弘化四年九月二十九日	七五五
三七六	山口定救へ書翰	弘化四年十月晦日	七五六
三七七	山口定救へ書翰	嘉永元年二月二十九日	七五九
三七八	山口定救へ書翰	嘉永元年三月二十九日	七六一
三七九	山口定救へ書翰	嘉永元年五月二十九日	七六三
三八〇	山口定救へ書翰	嘉永元年七月二十九日	七六七
三八一	伊集院兼直へ書翰	嘉永元年七月二十九日	七七〇
三八二	伊達宗城へ書翰	嘉永元年八月二十七日	七七二
三八三	徳川齊昭へ書翰	嘉永元年九月十二日	七七二
三八四	徳川齊昭へ書翰	嘉永元年九月二十二日	七七三

三八五	伊集院兼直へ書翰	嘉永元年十月二十九日	七七五
三八六	徳川齊昭へ書翰	嘉永元年十二月二十六日	七七六
三八七	伊集院兼直へ書翰	嘉永二年正月二十九日	七七七
三八八	山口定救へ書翰	嘉永二年正月二十九日	七七七
三八九	村野實晨へ書翰	嘉永二年正月二十九日	七七九
三九〇	徳川齊昭へ書翰	嘉永二年二月九日	七八一
三九一	伊集院兼直へ書翰	嘉永二年三月二十九日	七八二
三九二	伊集院兼直へ書翰	嘉永二年閏四月三日	七八三
三九三	山口定救へ書翰	嘉永二年閏四月三日	七八三
三九四	伊集院兼直へ書翰	嘉永二年閏四月二十九日	七八五
三九五	山口定救へ書翰	嘉永二年閏四月二十九日	七八五
三九六	伊集院兼直へ書翰	嘉永二年六月二十七日	七八六
三九七	伊集院兼直へ書翰	嘉永二年六月二十九日	七八七
三九八	山口定救へ書翰	嘉永二年六月二十九日	七八八
三九九	伊達宗城へ書翰	嘉永二年八月二十四日	七八九
四〇〇	伊集院兼直へ書翰	嘉永二年八月二十九日	七八九
四〇一	山口定救へ書翰	嘉永二年八月二十九日	七九〇
四〇二	山口定救へ書翰	嘉永二年九月二十九日	七九一

目 次

四〇三	村野實晨へ書翰	嘉永二年九月二十九日	七九四
四〇四	松平慶永へ書翰	嘉永二年十月九日	七九五
四〇五	伊集院兼直へ書翰	嘉永二年十一月二十九日	七九六
四〇六	山口定救へ書翰	嘉永二年十一月二十九日	七九六
四〇七	黒田齊溥へ書翰	嘉永三年正月十八日	七九七
四〇八	徳川齊昭へ書翰	嘉永二年正月二十四日	八〇〇
四〇九	井上經徳へ書翰	嘉永三年正月二十六日	八〇〇
四一〇	伊集院兼直へ書翰	嘉永三年四月九日	八〇八
四一一	伊集院兼直へ書翰	嘉永三年四月	八〇八
四一二	木村時澄へ答書	嘉永三年五月二十三日	八〇九
四一三	伊達宗城へ書翰	嘉永三年五月二十六日	八一
四一四	徳川齊昭へ書翰	嘉永三年九月十六日	八一五
四一五	伊達宗城へ書翰	嘉永三年十月朔日	八一六
四一六	筒井政憲等へ意見書	〔嘉永三年十月上旬カ〕	八一七
四一七	伊達宗城等へ意見書	〔嘉永三年十月上旬カ〕	八二一
四一八	伊達宗城・南部信順へ書翰	嘉永三年十一月七日	八二五
四一九	伊達宗城へ書翰	嘉永三年十一月二十七日	八三〇
四二〇	伊達宗城へ書翰	嘉永三年十二月二日	八三一

四二一	伊達宗城へ書翰	嘉永三年十二月八日	八三一
四二二	伊達宗城へ書翰	嘉永四年正月八日	八三三
四二三	伊達宗城へ書翰	嘉永四年正月二十三日	八三四
四二四	伊達宗城・南部信順へ書翰	嘉永四年正月二十五日	八三五
四二五	掟書	嘉永四年二月二日	八三五
四二六	薩摩守改名伺書	嘉永四年二月三日	八三七
四二七	伊達宗城へ書翰	嘉永四年二月三日	八三七
四二八	伊達宗城へ書翰	嘉永四年二月四日	八三八
四二九	伊達慶邦へ書翰	嘉永四年二月九日	八三九
四三〇	伊達宗城へ書翰	嘉永四年二月十二日	八三九
四三一	徳川齊昭へ書翰	嘉永四年二月二十九日	八四一
四三二	伊達宗城へ書翰	嘉永四年三月二日	八四一
四三三	伊達宗城へ書翰	嘉永四年三月三日	八四二
四三四	高野山蓮金院へ証状	嘉永四年四月五日	八四四
四三五	島津久寶へ書翰	嘉永四年四月七日	八四四
四三六	家老へ直書	嘉永四年夏頃	八四五
四三七	琉球へ土佐人漂着届書	嘉永四年九月十一日	八四六
四三八	長崎奉行へ書翰	嘉永四年九月十一日	八四七

四三九	長崎奉行へ書翰	嘉永四年九月十八日	八四八
四四〇	徳川齊昭へ書翰	嘉永四年九月二十九日	八四八
四四一	漂着人引渡済届書	嘉永四年十一月十八日	八四九
四四二	学生稽古扶持給与達書	嘉永四年十二月	八四九
四四三	手記	嘉永四年頃	八五〇
四四四	吉書	嘉永五年正月十一日	八五二
四四五	戸塚静海へ書翰	嘉永五年正月二十日	八五三
四四六	伊達宗城へ書翰	嘉永五年二月二十九日	八五四
四四七	伊達宗城へ書翰	嘉永五年二月二十九日	八五七
四四八	那覇へ英艦渡来届書	嘉永五年三月二十五日	八五七
四四九	島津久寶へ直書	嘉永五年三月頃カ	八五八
四五〇	多紀元堅へ書翰	嘉永五年五月二十九日	八五九
四五一	近衛忠熙へ書翰	嘉永五年六月四日	八五九
四五二	近衛忠熙へ書翰	嘉永五年六月四日	八六〇
四五三	外国船漂来等届書	嘉永五年六月二十八日	八六〇
四五四	清国人琉球上陸届書	嘉永五年六月二十八日	八六一
四五五	政化ニ付キ諭達書	嘉永五年八月二十一日	八六二
四五六	島津久光へ書翰	嘉永五年九月十七日	八六四

四七七	島津久光へ書翰	嘉永五年十一月二日	八六五
四五八	島津久寶へ書翰	嘉永五年十一月二日	八六五
四五九	阿部正弘へ書翰控	嘉永五年十一月二日	八六八
四六〇	島津久光へ書翰	嘉永五年十一月晦日	八六八
四六一	姉小路へ書翰控	嘉永五年十二月十七日	八六九
四六二	琉球大砲船建造届書	嘉永五年十二月二十七日	八六九
四六三	吉 書	嘉永六年正月十一日	八七〇
四六四	徳川齊昭へ書翰	嘉永六年正月二十四日	八七〇
四六五	松平慶永へ書翰	嘉永六年正月二十六日	八七一
四六六	島津久寶へ書翰	嘉永六年二月二日	八七二
四六七	島津久寶へ書翰	嘉永六年二月	八七三
四六八	島津久寶へ書翰	嘉永六年四月四日	八七四
四六九	伊達宗城へ書翰	嘉永六年〔四月上旬カ〕	八七六
四七〇	近衛忠熙へ書翰	嘉永六年四月十七日	八七六
四七一	島津久寶へ書翰	嘉永六年四月二十二日	八七七
四七二	島津久寶へ書翰	嘉永六年五月四日	八七九
四七三	島津久寶へ書翰	嘉永六年五月二十五日	八八〇
四七四	半田歳典へ書翰	嘉永六年〔五月頃カ〕	八八一

四七五	島津久寶へ書翰	嘉永六年六月朔日	八八一
四七六	多紀元堅へ書翰	嘉永六年六月五日	八八二
四七七	那覇碇泊米艦動靜届書	嘉永六年六月十七日	八八四
四七八	伊達慶邦へ書翰	嘉永六年六月二十九日	八八五
四七九	松平慶永へ書翰	嘉永六年六月二十九日	八八五
四八〇	近衛忠熙へ書翰	嘉永六年七月十日	八八六
四八一	近衛忠熙へ書翰	嘉永六年七月十日	八八七
四八二	多紀元堅へ書翰	嘉永六年七月十一日	八八九
四八三	佛船琉球渡来届書	嘉永六年八月十六日	八九〇
四八四	多紀元堅へ書翰	嘉永六年八月二十九日	八九二
四八五	徳川齊昭へ書翰	嘉永六年九月二十六日	八九二
四八六	多紀元堅へ書翰	嘉永六年九月二十九日	八九三
四八七	河村宗澹へ書翰	嘉永六年九月二十九日	八九四
四八八	島津忠寛へ書翰	嘉永六年十月二十九日	八九五
四八九	多紀元堅へ書翰	嘉永六年十月二十九日 十一月朔日	八九五
四九〇	東目巡檢諭書	嘉永六年十一月	八九六
四九一	那覇碇泊米艦動靜届書	嘉永六年十一月二十八日	八九七
四九二	河村宗澹へ書翰	嘉永六年十一月二十九日	八九八

四九三	有志へ論書	嘉永六年十二月二十八日	八九八
四九四	多紀元堅へ書翰	嘉永六年十二月二十九日	九〇一
四九五	多紀元堅へ答書控	冬	九〇二

〔表紙〕

齊彬公史料

市來四郎編  
自文化八年  
至同十三年

〔扉に、表紙の文字の外に「元国事鞅掌史料（紙数参拾四枚）」の記載あり〕

一 島津齊彬江戸芝邸ニ蓄髮式ヲ執行ス

一ノ一 文化八年辛未三月十五日、公江戸芝邸ニ於テ御蓄髮式御執行、御年三歳（通唱御髮置御式ト唱フ、初テ刺刀ヲ用ユルヲ云、御家伝来ノ御式ナリキ）

一ノ二 邦丸様御事、去ル午三月二十八日御誕生、御内実ハ文化六年巳九月二十八日御誕生ニ候、当申年御三歳被為成候、其通相心得候様可申渡候、

九月

〔島津久備、家老〕  
安房

一ノ三 邦丸様御事、去々午三月廿八日御誕生、当申御三歳被為成候間、其通相心得候様向々江可申渡候、

邦丸様御事 若殿様と可奉称、且御順之儀は、御前様御次被 仰出候、

右ニ付、邦之字並同唱迄も可致遠慮候、

右之通不洩様向々へ可致通達候、

九月

安房

二 文化九年壬申公年四歳御嫡子御届

二ノ一 邦丸様御事、当申御三歳ニテ追々御丈夫被為成候付、先月十五日、御用番様へ御嫡子御届書被差出候処、被成御請取候段被 仰聞候旨御到来候、

九月

安房

二ノ二 邦丸様御事 御嫡子ノ御届被為濟候ニ付テハ、年頭其外月次御祝儀伺御機嫌等、  
〔島津齊興〕  
太守様御部屋栖内之通被申上候様、向々へ不洩様可申

渡候、

九月

安房

二ノ三

邦丸様御嫡子ノ御届被為濟候ニ付テハ、 太守様 若

殿様へ御一門方ヲ始諸士迄モ、進上物被 仰付先例候

ヘトモ、当時敵敷御省略中ニ付、都ヘテ進上物不被仰

付筋被 仰出候付、其通被相心得候様向々へ可致通達

候、

九月

安房

三 齊彬公嫡子届濟ニツキ進上物ノ件

文化九年九月

一若殿様御儀、此節御嫡子御届被為濟候付、年頭・八朔

進上物其外ノ儀、左ノ通、

一年頭付、御一門方・大身分・一所持・一所持格・大目

付以上、並江戸詰ノ諸地頭其外ヨリ、御太刀進上被仰

付、

一右ニ付江戸へ御祝儀等不申上諸地頭其外ヨリハ、於当

地

太守様へ御太刀進上仕候節、是又納ニ被仰付、

一八朔付

若殿様へ進上物、 御隠居様御同様被仰付、

一御一門方以下寄合並以上、元服・家督継目・養子成等

並初テノ

御目見ノ節、且又御役地頭職ノ御礼、以來

若殿様へ、御隠居様御同格御礼進上物被仰付候、

一若殿様へ月次其外御祝儀伺御機嫌等ノ儀、先達テ申渡

置候通ニ候、

一御同人様へ御祝儀伺御機嫌等、江戸へ書状等ヲ以被申

上來候面々、

太守様御部屋栖内ノ節ノ通被仰付、

一年頭・八朔等ノ屹ツマ卜御式ニ相掛候儀ハ、御次第書等ニ

モ御裁被遊候様被仰付、御内輪次第書等其事々ニヨリ

思召次第被仰付候、

右之通被仰付候、左候テ調進上振等ノ儀共、都テ太守

様御部屋栖内ノ通被仰付候旨申來候、

九月

安房

四 島津齊彬英姫縁組一件

四ノ一

若殿様へ一橋民部卿様御息女 英姫様御縁組、御願之  
通被 仰出候付、御順ノ儀ハ 若殿様御次ニ被 仰出  
候、此様ノ字被相用候、

九月

安房

四ノ二

若殿様へ一橋民部卿様御息女様 英姫様御儀御縁組  
御内談被為在、一橋様ヨリ御内慮御伺被為濟候ニ付、  
此御方様ヨリモ御内意書、先月二十五日御用番様へ被  
差出候段御到来候、此旨承知仕候様御役人限可致通達  
候、

九月

安房

四ノ三

若殿様へ一橋民部卿様御息女 英姫様御縁組、御願之  
通被 仰渡候旨御到来候、依之御祝儀 登城云々、

四ノ四

八月十五日御結婚御内約、一橋民部卿英姫様御縁組、御願之  
君、閣老松平伊豆守（備前、三河吉田藩主）ニ就テ稟請シ玉フ、同月廿八日御  
聞置ノ旨達セラレタリ、

英姫君ハ文化二乙丑正月廿八日生レ玉ヒ、公ニ長スル

四年、一説ニ二年ノ長ナリト云、何レカ是ナルヤ、如

此御結婚ノ許可ヲ得ラレ、然シテ九月六日公ノ御名義

ヲ以テ、初メテ將軍家及西丸ニ物ヲ献シテ恩ヲ謝セラ

レタリ、在勤番頭川上東馬坂両城ニ登リ、其式ヲ行ハ

シメ玉ヘリ、鯛二尾・昆布一箱・酒一荷ヲ献ス、先規ニ

依テナリ、同時結婚ノ謝恩使御側役上村笑之丞孝行両城

ニ登リ、將軍及儲君家慶公ニ物ヲ献ス、

同日閣老牧野備前守精忠・西丸閣老松平能登守保榮、各奉

書ヲ携ヘ来邸祝詞ヲ賜フ、

四ノ五

九月六日、当番頭川上東馬封久ヲ権リニ番頭トシ登城セ

シメ、鯛・昆布各一箱、御樽一荷ヲ献シ御結婚ヲ謝セ

ラル、是日閣老牧野備前守精忠・西丸閣老松平能登守保榮

奉書ヲ以テ御結婚ヲ祝セラル、

### 五 福永仁右衛門紀事

家齊將軍ハ男女ノ御子數多マシマシテ、各藩ノ相統又

ハ結婚セラレタルハ皆人ノ知ルカ如シ、当時幕威赫々

タルカ故、多クハ威庄シテ相統又ハ結婚シタルモノ寡

シトセス、中ニハ継統ノ者アルモ、廢疾等ノ名ヲ以テ  
將軍家ノ意ヲ迎ヘ内願シタルモアリ、然ルニ 邦丸公  
ハ僅三歳ノ御幼年ナルニ、結婚ヲ促サレタルハ、当時  
ノ風習ナリキ、斯ノ如キ時情ナルニ拘リ玉ハス、

齊興公御英斷、対当ノ結婚ヲ望マレタルハ、実ニ国家  
ノ幸ト謂フヘシ、若シ幕威ニ恐レ御守殿ノ先蹤ニ從ヒ  
御結婚アラハ、国家ノ疲弊如何計リカ知ルヘカラス、  
英姫様ハ貞良聰敏ニマシマシ、幕威ヲ藉ルカ如キノ御  
言行ナク、能ク夫ニ仕ヘ、能ク臣民ヲ撫シ、婦道ヲ尽  
シ玉ヒ、国人皆賢婦人ト称シタリ、安政戊午ノ七月公  
ノ訃音ニ接セラレシヨリ、悲歎ノ余リ病褥ニ就カセラ  
レ、同年九月十日江戸芝邸ニ逝セラレタリ、御年五十  
三公ニ増ス  
コト二年、芳樹院殿涼月英容大姉ト諡シ、大圓寺ノ先  
塋ニ葬リ、遺髪ヲ鹿兒島福昌寺照國公ノ墓側ニ納メタ  
リ、

從來徳川家ノ政略ハ、各藩ニ血統ヲ拮布スルニアリテ、  
男子ハ相統セシメ、女子ハ表ニ懇諭シ、内ニハ威圧シ  
テ結婚ヲ請ハシメタル、其例寡カラス、各藩ハ幕意ヲ  
迎ヘ、表ニ幸慶ヲ唱ヘ、内ニハ苦情ヲ鳴ラシ、屈從シ  
タルノ例少ナシトセス、結婚ニ就テハ邸内ニ別殿ヲ建

テ、或ハ御守殿門ト唱ヘ美麗ヲ尽シ、剩ヘ夫ト室ヲ異  
ニシ、夫ト婦トノ待遇ハ稍々君臣ノ如ク、夫ハ婦ノ室  
ニ至リテ、安否ヲ伺フトモ云フヘキ挙動ナリシト、加  
之男女ト幕吏附從シ、威權ヲ振ノミナラス、幕吏ノ慣  
習一失事アレハ、針小棒大ニ喋々シ、賄賂苞直ノ種ト  
スル等其弊害枚挙ニ遑アラス、島津維新後夫人竹姫淨岸院殿ハ賢婦人ニシ  
テ、附隨ノ幕吏威圧ノ弊アランコトヲ慮ヒ玉ヒシ故、  
各藩ニ聞クカ如キノ弊害ハ起ラサリシナレトモ、女權  
ハ依然去リ難ク、動モスレハ軋轢シタル蹟アリ、剩ヘ  
經費ノ夥多ナル言ヲ俟タス、故ニ藩庫空乏、租ヲ増シ  
税ヲ厚フシ、夫レカ為メニ国民ノ苦情甚タシキニ至レ  
リ、茲ヲ以テ齊興公ハ断然直接ノ結婚ヲ謝絶セラレ、  
一橋家実子トシ結婚ヲ約セラレタリト云フ、

ヒサ英姫君ハ実貞謹慎ノ性質ナリシ故、能ク婦道ヲ守リ玉  
ヒ、殊ニ召仕ノ女上下四名一橋家ノ名義ヲ以テセラレ、  
男吏ハ一名モ俱セサリシトナム、故ニ国民ノ仰望厚カ  
リシト云フ、

淨岸院殿ハ遺言セラレ、鹿兒島ノ先塋ノ傍ニ葬ルヘシ  
ト臨終、国老肝付主殿（久兼）之ヲ聞キ、幕府ニ申言シ  
テ遺骸ヲ鹿兒島ニ送り、福昌寺ニ葬レリ、此一事ヲ以テ

大ニ國費ヲ省キタリ、或ハ云フ、其遺言肝付カ方寸ニ出テタリト感賞セシコトナリシト、

淨岸院殿ハ將軍綱吉公ノ女、竹姫君ト称ス、実ハ清閑寺大納言熙定公ノ女、元禄六癸酉ノ年京都ニ生ル、綱吉公ノ寵妾大典侍ノ姪、宝永五戊子七月綱吉公養フテ子トシ、繼豊公ノ繼夫トス、竹姫君入興ニ方リ、芝ノ藩邸ハ狹隘僅ニ一万三千余坪ニシテ、御守殿ヲ造営スルノ余地ナシ、故ニ六千八百余坪ヲ賜ハリ御守殿ヲ造營セリト、

邦丸公ハ天稟聰明、一ヲ聞テ十ヲ悟ルトモ謂フヘキ御挙動、成人ニ均シカリシト、古老ノ言ニ依リテ其一二ヲ記サンニ、五歳ノ春頃ヨリ読書・習字ヲ初メ給ヒシニ、強記顯敏ニマシマシ、絵草紙ノ詞書ナト一タヒ閲ヲ玉ヘハ、其姓名等忘レ玉ハス、或ハ侍臣等カ言ヲ聞コシメセハ、必ス記憶セラレ、若シ誤アルトキハ其誤リナルヲ質シ玉ヒシトソ、八歳ノ春比ヨリ弓馬ノ術ヲモ学ハセラレシニ、御骨格モ勝レ玉ヒ、隔日ニ御修業ノ課目ヲ定メラレ、馬術ハ殊ニ勝レ玉ヒ、弓術ハ卷茅ノ射格実射モ兼ネ修メラレ、的射モ勝レラレタリト、十一二歳ノ御頃ニハ四書五経ノ素読モ了ヘ玉ヒ、講説

モ日ヲ定メ聞コシメシ、十七八歳ノ御頃ニハ、二十一史モ半ハ御通読アラセラレシト云、

重豪公<sup>二十世</sup>特ニ御寵愛、対顔ノ時<sup>高輪邸ニハ御任居</sup>ハ打解ケテ御物語トモアラセラレ、種々様々古今ノ戦記・英雄義士ノ行実ナトノ御譚、其事毎ニ記憶セラレ、重豪公ハ少シモ厭ヒ玉ハス、毎ツモ刻ヲ遷シテ御譚アラレシトソ、常ニ近侍ノ輩ニ邦丸カ成人ノ後ヲ見タヒト、或ハ邦丸コソ明君ト謂ハル、モノニナルヘシナト、折節ニ仰セラレシト云フ、斯ク御寵愛殊更ニシテ、重豪公御気色ノ損シタル折ナト公ニ御対面アレハ、何トナク御喜色変セラレシト、故ニ御近習ノ輩ハ、毎々御対顔ヲ冀ヒシトナム、

重豪公ハ開物ニ心ヲ用ヒ給フコト厚ク、成形圖説或ハ質問本草等ノ著述ヲモ命セラレ、成形圖説ハ和漢洋ノ説ヲ集メテ大成セラレタル農桑必要ノ書ナルハ、成人知ルカ如シ、質問本草ハ、薩隅日三州或ハ南洋諸島ニ産スル要用ノ草木ヲ図写シ、琉球人ヲシテ支那ノ物産家ニ質問セシメラレタル書ナリ、其他封内各所ニ御薬園地ヲ開カレ、和漢洋ノ草木或ハ鳥獸ヲモ飼養セラレタリ、或ハ漢洋種ノ牛馬牧場ヲ設ケラレ、播殖ノ道ヲ

開カシメ玉ヘリ

又比志馬村ニハジヤカタラ種ノ牧場邊ノ唐牧ト唱フルアリ

洋法ハ和蘭國ノシーポルトルカ長崎在留ノ際質問セシ

メ、或ハ同人カ江戸参府ノ時ハ、數回微行面晤セラレ、

其後御歸國ノ途次長崎ヘ立寄り玉ヒシコトモアリ、広

ク海外ノ形勢ニ注意セラレタリト云フ、中ニモ洋製ノ

器物ヲ好ミ玉ヒシカ、嘗テ玻璃ノ器物御愛蔵ノ品ヲ、

御近習ノ者過リテ毀ハシタリ、其者恐懼シテ辭職申立

テシニ、邦丸公コノ事ヲ聞コシメシ、氣ノ毒ニヤ思

シ召サレケム、

重豪公ニ謁シ玉ヒ、何トナク愛蔵セラレシ玉器ヲ拝觀

セラレンコトヲ願ヒ給ヒシニ、

重豪公仰ニ、彼ノ器一ツハ毀ハシタリ、用立テカタシ

トテ御許容ナカリシヲ、強ヒテ御願アリシ故、重豪

公モイブカシク思シ召シテ、近習ノ人ニ玉ノ器物ハ総

テ出サシメ玉ヒシカハ、公喜ヒ玉ヒ、此ノ器ハ悉

ナ頂戴致シタイト願ハレ、此レヲ毀ハシタルハ誠ニ粗

麁ノ至リナルハ申スマテモナイコトテ、何卒宥捨ナサ

セラレムコトヲ懇ニ請ヒ玉ヒシニ、

重豪公笑ハセ玉ヒ、賢ヒコトヲ言フモノカナ、夫レテ

宜イト仰セラレシカハ、公大ニ喜ハセ玉ヒ、宥免ノ

旨其者ニ伝ヘシメ玉ヒシトナム、其後 重豪公御近習

ノ者ヘ語り玉フニハ、邦丸カ智慧ニハ我レモ及ハヌ、

玉ノ器物用アルニアラス、賢キモノナリト御満悦ナリ

シトナム、然シテ右ノ器物ハ重ネテ御用モアルヘシ、

大切ニ格護スヘシト仰ラレ、辭職申立テタルモノハ感

泣シテ出仕セリト、是レ 公カ十一二歳ノ御頃ノコト

ナリシト此語近習十郎ヨリ聞ク、江夏ハ十三才ノ頃ヨリ重豪公御近習ニ召仕ハレタルニ由リ觀シク配屬シタリ

邦丸公御幼年ノ時馬術御修業中、或ル日馬逸シテ落馬

セラレシニ、少シノ御負傷モナク、再ヒ其馬ニ召サレ

數回乘リ玉ヒシト、其時御近習ノ輩今日ハ御稽古モ熄

メラレ然ルヘシト申シ上ケシニ、公仰セニ、此位ノ

事ニテ熄メルト云フハ何事ソト仰セラレシ故、馬ハ別

ニ召替ラレンコトヲモ上言セシニ、否トヨ、此馬ノ咎

ニアラス、我カ乗様ノ未熟ナルカ故ナリ、其心得ニテ

乗ルヘシトノ仰ニテ、重ネテ數回召サレシトソ、御幼

年ヨリ斯ク英邁ノ御性質ナリシヲ、成人末頼モシク思

ヒシトナム、此ノ事 御母公賢掌院殿聞コシ召サレ、驚キ

給ヒシ御様子モナク仰ニ、落馬セラレシハ是非モナシ、

怪我ナキコソ幸ヒナレ、重ネテ召サレシヤ否ヤト尋ネ

ラレシニ因リ、仰セラレシコトヲ告ケ申セシニ 御母

公喜ハセ玉ヒ、武將トナラセラル、御身ナレハ、御修業ノ間ハ落馬モアルヘキ筈ナリ、以来モ此度ノ如ク輕我サヘナケレハ、御修業熄メ玉ハヌコソ願ハシケレト仰セラレシトナム、婦人ノ御身ニシテ斯ク雄々シキ御言葉、聞ク人最ト頼母シク申合ヘリト、御幼年ヨリ画ヲ好マセ玉ヒ、狩野養泉院ナト召サレ、折節ニ八席画等御催シ御揮毫御ナサレシトソ、当時御近習ニ召仕ハレシ者頂戴セシモノカ寡ラス、

御幼年ノ時ヨリ御家流ノ筆法ヲ学ハセラレ、初メハ御抱守長崎良右衛門、後ニハ御右筆龜山甚之丞御相手ヲ勤メ、其後山田兵庫ヘ筆法御学ヒアリシト、山田ハ當時有名ナル御家流ノ書家ナリ、度々江戸ヘ下リタルコトアリ、其時ハ必ス召呼ハレ席書等命セラレシトソ、御幼年ノ時ヨリ何事ニモ驚キ且ツ恐レ玉フコトナク、五六歳ノ御頃、御近習ノ少年等ト夜分ノ徒然ニ、昔物譚恐ロシキ化物ノ嘶ナト種々様々ナルニ、外少年等ハ恐怖シテ御次ノ間ニモ出テ得サルニ、公ハ敢ヘテ恐レ玉フ御様子ナク、一夜侍医某カ稻生物語ヲ讀ミ御聞セ申シタルニ、衆童怖チ恐レタルヲ御覽ナサレ、仰ニオバケハ自ラノ心ヨリ生スト聞ケリ、高輪(重豪公)様ノ仰

ニ、オバケハ我心我向ト云フモノタト仰セ聞カセラレタリト、侍医等敬服シタリトナム、

六 島津齊彬ノ名順等達ス

若殿様御官位無之内ハ、〔島津吉興夫人御子、齊彬母〕御前様御次、御官位被為在

候ヘハ、御前様御上、御名順等相認候様、被 仰付置候ヘ共、以来御官位被為蒙 仰候テモ、御前様御

次、御名順等相認候様被 仰付候旨、被 仰出候段申来候、

十二月

〔島津久備、家老〕  
安房

七 齊彬公芝神明宮参詣ノ件 文化九年十二月

一若殿様、先月十六日芝神明宮へ被遊御宮参候旨、御到来候、

十二月

〔鎌田政興、家老〕  
典膳

八 島津齊彬年譜

文化十年癸酉 公五歲

五月二十一日、御小納戸伊集院太郎右衛門德俊・伴鐵之助ヲ邦丸公御抱守トシ、輔導セシム、

文化十二年乙亥 公七歲

英姫君九歲、十二月六日初テ芝邸ニ入興シ玉ヒ、是ヨリ御滯邸、榮翁公重孝 御膝辺高輪邸ニ滯留シ玉フ、

九 英姫ノ逗留ヲ達ス

文化十三年丙子 公八歲

英姫様御引越被為在候テハ、兼テ大奥へ御祝儀等申上来候面々、向後御同様申上度候段被仰付候、

正月

(前田久祝、家老)  
監物

九ノ三

英姫様御儀、旧臘六日 御逗留、上屋敷へ被為入、

御惣方様御寄合御対顔有之、御式事被為在、夫ヨリ高輪御屋敷へ被為入、是又御式事無御滯被為濟、直ニ御逗留御機嫌能被遊御座候段御到来候、

正月

監物

九ノ三

英姫様御逗留中、何篇 御前様被成御同様ニ有之候様福見殿 神田橋様被仰進、御登 城之儀ハ、一橋御構ニテ御取計有之候旨申来候、

正月

監物

一〇 英姫引越通達

英姫様御儀、是迄ハ御逗留ノ御積候得共、以来表向ハ是迄之通ニテ、御内輪ニ御引越被為濟候同様相心得、何篇此御方様御仕向廻有之候様、

(德川齊敷)  
一橋様ヨリ御内々被仰進候段申来候、

六月

(市田義宣、若年寄カ)  
長門

一一 英姫父民部卿德川齊敦薨ス

九月四日、一橋民部卿薨ス、法諡嚴恭院殿經真明誼大居士、(英姫君御父ニ当ル)

一二 島津齊彬痘ヲ患ヒ酒湯ヲ召ス

文化 8～13年 (1811～1816)

若殿様御輕半被遊御疱瘡、先月十五日御酒湯被為召、  
追々御順快被遊候段御到來候、

十二月

監物

〔表紙〕

# 齊彬公史料

市來四郎編  
自文政元年  
至同十二年

〔扉に、表紙の文字の外に「元国事執筆史料（紙数七六枚）」の記載あり〕

## 一三 英姫君御部屋御造立通達

大奥新御殿、右ハ此節 大奥へ

英姫様御部屋御造立有之、右之通被相唱候旨申来候、

正月

〔鎌田政興〕  
典膳

## 一四 木場次右衛門ヲ小納戸頭取抱守役トス

二月

十五日、御使番御記録奉行木場次右衛門（後仙大夫貞良）御小納戸頭取ニ進メ、御抱守役トシ、侍読ヲ兼ネシム、

## 一五 齊彬公年譜続

文政元年戊寅十月十五日、御抱守伴鐵之助御留守居職ニ

転シ、其後職御抱守役圖師崎源兵衛超尚ニ命セラル月三十一

此時御納戸奉行兼御抱守ニ榮進ス、

文政三年庚辰 公十二歳

五月、御広鋪番頭長崎良右衛門方義ヲ御抱守兼侍読ニ命

セラル、時ニ公十二歳表二ハ十一歳

同四年辛巳 公十三歳

三月四日御加冠式ヲ行ハル、国老川上美濃方久御理髮、

忠方・又三郎ト改メ玉フ、御加冠ハ齊興公、御家流ノ

式ヲ行ハレシト云フ、

三月四日、御元服ノ式ヲ行ハル、時ニ 公十三歳、

齊興公御加冠、国老川上美濃方久理髮、此時又三郎・忠

方公ト改メラル、

一六 種子島時昉家記抄

若殿齊彬様文政四辛巳四月

一 若殿様御加冠御家御伝来ノ御式有之、又三郎様ト御改、御実名忠方様ト奉称、御作法万端御先格通首尾能被為濟候段御到来候、明後九日御祝儀ノ事、文政四巳四月七日内蔵殿ヨリ被仰渡候事、

一 右ニ付、御実名ノ字並唱同様ノ名乗ハ早速可相改旨、内蔵殿ヨリ被仰渡候事、同年四月、

一 若殿様御目見被仰付候間、先月十五日御登城可被遊、太守齊興様ニモ御礼可被仰上旨奉書御到来、御登城

太守様大廊下御休息所、若殿様ニハ大広間被遊御通、於御白書院 若殿様御事 (徳川家老) 公方様へ初テ御目見、被為

蒙上意御退座、御引続 太守様御礼被仰上御退去、再御出 上意有之御着座、御懇ノ被為蒙 上意、御直御請被仰上御退出、

御而殿齊彬様於御席御礼被為濟候、其後御居残御白書院於黒鷲ノ御杉戸涯、御而殿様御一所御用番松平左京大夫様へ被謁、御礼被仰上、西丸へモ御上リ御老中様

へ被謁、御礼被仰上候旨御到来ニ付、明廿四日御祝儀ノ事、

右文政七年申十一月廿三日(町田久視、家老)監物殿ヨリ被仰渡候事、

若殿様御名兵庫頭様ト被成御改、御実名齊彬公ト奉称候間、兵・彬ノ文字ハ勿論、同様ノ唱ハ実名迄モ可致遠慮旨、

右文政七申十一月(鳥津久風、家老)但馬殿ヨリ被仰渡候事、

一 若殿様御元服被仰付候間、先月廿一日御登城可被遊、

太守様ニモ御礼可被仰上旨御奉書御到来、御登城 太守様大廊下御休息所へ御通、 若殿様ニハ大広間御黒書院へ出席、於御前御一字御拝領、從四位下侍從被仰出、御盃・御着御頂戴、御道具御拝領、御懇ノ被為蒙 上意、御名兵庫頭様、御実名齊彬公ト御改被成、

太守様ニモ御礼被仰上、諸事御先格ノ通被為濟、西丸へモ御上リ、御而殿様共無御滞被為濟候段御到来ニ付、右文政七年申十二月十九日御祝儀ノ事、但馬殿・内蔵殿ヨリ被仰渡候事、

一 若殿様、去十一月廿八日御袖留被為濟候段御到来ニ付、明十五日御祝儀ノ事、右文政八酉正月同但馬上殿ヨリ被仰渡候事、

一若殿様御事、五節旬月次御登城御伺ノ通被仰渡、先月朔日月次初テ御登城、万端無御滞被為濟候段御到来ニ付、右文政八酉正月廿八日御祝儀ノ事、但馬殿ヨリ被仰渡候、

一御同人様先月廿五日御前髪被為執候旨御到来ニ付、文政八酉二月廿八日御祝儀ノ事、但馬殿ヨリ被仰渡候事、

一若殿様御婚姻被為濟候付、旧臘二日〔家齊〕公方様・内府様〔家慶〕・御台様〔家隆〕・若君様〔家重〕・御簾中様〔家老〕、以上使御前様初テ被遊御拝領物候段御到来ニ付、来ル十一日御祝儀ノ事、

文政十亥正月〔川上左亮〕久馬殿ヨリ被仰渡候事、  
一〔文政八年〕去十一月廿七日、以上使佐橋市左衛門殿、若殿様初テ御鷹ノ鷹被遊御拝領候段御到来ニ付、明後十五日御祝儀ノ事、文政九戌正月内藏殿ヨリ被仰渡候事、

一旧臘朔日 若殿様御婚姻ノ御礼被仰上旨、御老中様御連名ノ御奉書御到来、太守様・若殿様御登城御礼被仰上、公方様・内府様・御台様・御簾中様へ御献上物、無御滞被為濟候段御到来ニ付、御祝儀ノ事、文政十亥正月久馬殿ヨリ被仰渡候事、

一若殿様御輕キ被遊御抱瘡、先月〔月〕十五日御酒湯被為召、追々御順快被遊候段御到来ニ付、月並御礼罷出

候面々、明後十五日御祝儀ノ事、子十二月十三日監物殿ヨリ被仰渡候事、

一七 島津齊彬年譜

〔文政四年〕四月二十八日、御納戸奉行福崎助七〔博季〕御抱守兼侍読ヲ命セラシ、

五月三日、長崎良右衛門高奉行ニ転遷ス〔義方〕（病氣辞職願タルニ依レリト云フ）

八月十五日、圖師崎源兵衛〔超〕御小納戸頭取御用取次ニ榮転ス、○同日今井渚〔安村〕御小納戸兼御抱守ヲ命セラシ、

同五年壬午 公十四歳  
二月十五日、公芝邸ニ能太夫寶生等ヲ召シテ、芸ヲ試ミ玉フ、齊興公ノ命ニ依リテナリ、桃次郎君〔黒田齊〕・虎之助君〔南部連江守〕モ俱ニ興シ玉フ、

三月八日、木場次右衛門〔貞良〕御抱守役ヲ罷メラレ、榮翁公〔重安〕ノ御小納戸頭取ヲ命セラシ、

同年四月廿一日、圖師崎源兵衛〔超〕御側役ニ榮転ス、

同年六月七日、御抱守今井渚〔安村〕本職ヲ罷メラレ、御使番

中村黒人〔義甫〕ヲシテ之ニ代ラシメ、御納戸奉行ニ昇進シ

テ、同年九月朔日 齊興公例規ノ如ク御登宮御礼済ノ後、閣老ヨリ特命ヲ伝ヘ、然シテ特旨ヲ以テ榮翁公吹上ノ園庭拝見アルヘキヲ拜命セラル、之廣大院殿該園ニ於テ謁見セラレンカ為ナリシト、

同月十四日、一橋大納言<sup>治</sup>殿芝ノ藩邸ニ賁臨、種々嚮応セラレ、殊ニ散楽ヲ催サル、忠方公モ自ラ芦刈ヲ舞ヒ玉フ、尋テ虎之助君<sup>今南部遠江守信順アリ</sup>ハ吉野静、桃次郎君<sup>黒田長龍田ヲ舞ヒ玉ヒ</sup>、尋テ金剛保生等ノ舞人種々舞ヒテ興ヲ資ケタリ、○治濟殿ハ 公ノ簾中英姫君ノ祖父公ニシテ、御結婚ノ約アリテ来邸セラレタリ、

同年十一月十五日 公御着鎧式執行セラル、其御式左ノ如シ、

同六年癸亥二月廿八日、御小納戸頭取平田桑衛<sup>知宗</sup>ヲ御抱守ニ命セラル、時ニ 公十五歳、

同七年甲申正月十五日 榮翁公八十歳ノ御賀ノ宴ヲ高輪ノ別邸ニ開キ玉フ、時ニ 公十六歳、○此時来会ノ御親子孫男女百有名ニ及ヒタリ、舞楽ノ興盛ンニシテ実ニ盛宴ナリ、此時各書画・詩歌詠進頗ル多数、中ニ就テ 公ヲ初メ、溪山公<sup>齊宣</sup>及ヒ英姫君・令弟治五郎君<sup>松平伊予守 齊姫君 今勝 孝姫君 桑名侯松平近江守定和ノ室 奥平昌高君等</sup>

ノ詩歌ヲ摘記ス、

同年二月、癩疹御煩ヒ御軽症ナリ、

同月十五日、奥御茶道山口隆雪<sup>后ニ不及又ハ不阿弥ト改ム</sup>御納戸ニ奉命、公ニ侍ス、

同月、英姫君癩疹ヲ煩ヒ玉フ、御軽症ナリ、

同月十五日、奥御茶道萩原仙齋 公ノ御付拜命ス、

同年八月十六日、彌姫君病逝、年三十四歳、大圓寺ニ葬ル、賢章院殿玉輪惠光大姉ト諡ス、

君姓ハ因州鳥取城主松平相摸守治道女、寛政三年辛亥十二月二十八日生、同十二年八月二十六日齊興公ニ結婚ヲ約シ、令兄相摸守齊邦此日ニ結婚式ヲ行ヒ、

同九月十八日結婚願書ヲ呈セラレ、同十一月廿四日許可、文化四年丁卯五月藩邸ニ入興、六月二十八日芝邸ニ移リ、同六年己丑四月二十八日結婚式ヲ行ハル、

同九月十五日、御抱守平田桑衛本職ヲ罷メラレ、御小納戸ノ原職ニ復セララル、

同日、御納戸奉行福崎助七<sup>悳季</sup>・中村黒人<sup>南義</sup>御抱守兼御小納戸役ヲ命セラル、

同日、御小納戸川上采男ニ公付ヲ命セラル、

同七年甲申 齊彬公十六歳

〔齊宣、前藩主〕

正月十五日、忠方公（公御）及ヒ溪山公・御夫人英姫君・  
令弟治五郎君（松平伊予守齊敏君）・御妹閑姫君（後勝姫君ト称ス）・孝姫君（名榮）

侯松平近江・奥平左衛門尉高昌等ノ諸君及ヒ御婦人、高輪  
守定和ノ室（鳥居重孝）邸ニ榮翁公八十ノ賀筵ヲ開カレ、各詩歌ヲ呈シ玉フ、

松契千年

八十年より松の千とせに契つゝ

いくとかへりの花やミるらむ

溪山中將  
溪山公

祖父君のやさちの寿をいわひ

たてまつりて

霜の後雪のなかにもいろかへぬ

木たかき松の陰そ豊けき

いよ子齊興公夫人  
人弥姫君

いく千代も尽ぬひかりを玉松の

木かけになれてちきる言のは

いよ子

色かへぬ常盤のかけに契つゝ

千よもミとりの春の松か枝

忠方齊彬公

十かへりのはなさく春を松か枝の

かさねてくまん千世の盃

忠方

十かへりの千代を契て松か枝も

なを色やそふ君か代の春

ふさ子同夫人  
英姫君

恭奉賀

尊大公八十初度

高堂置酒対青春 藹々五雲映階新

多少兒孫齊献寿 称杯更祝幾芳辰

又

盛宴開時瑞气懸 靈禽来舞玉墀前

満堂高唱九如曲 眉寿万年伴列仙

源長溥黒田官兵  
拜上 源長溥君

契松千歳

翠色千秋自鬱蒼 君恩普潤開佳牀

拜観貴品蓬萊興 旭日添光寿益長

久昵鳥津左近  
拜 久昵君

奉賀

鶴捧千年栢 龜献万歳宮

南山不老寿 賀福唱無窮

久昵拝

契松千歳といふころを祝る奉り

君既に八十は実生世わか縁

秋風 鳥津左近  
久昵君

花を待君やわか木の八十の宴

秋風

八十とせの春をむかへてわかみとり

さか行松に千代を契りて たか子 桑名侯松平定  
和夫人孝姫君

奉寿

八十初度

称寿華筵白鶴馴 絃歌詩酒宴佳賓

千秋不老多歡樂 長駐紅顔伴大椿

子悠拝稿 虎之助久命君、今  
南部遠江守信順

八十の御寿を祝し奉りて

たらちをの千とせを祝ふ心から

八十は老のかすと思ハシ 子悠

かその君八十とせを祝はせ給ふを

ことふき奉りて

明そめて八十とせ祝ふたらちおの

ひかりをあふく千代の初春

松にさし花をいくたひ千代の春

みるともあかし君か齡は

千代までのかきしとならむ八十年の

わかえにほふ梅のはつ花

契をきて友とミきりの松の葉を

君か千とせのかすにとらなむ

鶴龜もこゝにやすまむたらちをの

ちとせを契る松の木の下

しな子 大垣侯戸田氏正  
夫人種姫君

いけ水のミきわにすめる鶴龜も

君に契りて万代やへむ

ときわなる松をためしにあふかはや

君か八十年の千代のはつ春

こう子 新庄侯戸沢正  
令夫人實姫君

栄ますミ代の常盤にあひ生の

まつも千年を契ゆく末

万代のさかえ久しきことふきを

なをくミそへん春の盃

惟温 治五郎惟温君、岡山侯  
松平伊予守存敏君也

栄ゆく君の恵に千世かけて

ともよひかわす雛鶴の声

幾千年かきりもしらし君か代の

ためしを松にそへてかそへむ

みち子 聯所候本多福成守  
康繼夫人順姫君

松か枝に千代を契りて十帰りの

花も幾たび君や見得らむ

春ことにかげ弥高くみとりそふ

ちきりもふかき千代の松かえ

とき子 土佐守松平豊  
照夫人候姫君

十月十五日、齊興公公俱セラル、初テ御登營、將軍家  
齊公ニ謁シ玉フ、將軍家ニ御太刀一腰・縮緬十卷・白  
銀三十枚・御馬（裸背）一匹、儲君家慶公ニ御太刀一  
腰・白銀三十枚・巻物十卷・御馬（同上）一疋、御台  
様ニ白銀五枚・巻物五、御簾中様ニ白銀各十一枚ヲ献  
セラル、先規ノ如ク將軍及ヒ儲君ニ謁セラル、尋テ榮  
翁公・溪山公モ將軍及ヒ儲君・御台様・御簾中様ニ各  
献品差アリ、

十一月二十一日、齊興公及ヒ公御登營、公ハ大広間（四  
ノ間）齊興公ハ大廊下（下ノ御部屋）ニ御控、家齊公御  
黒書院ニ於テ御手親ヲ御加冠、諱ノ一字ヲ賜フ、齊彬

ト改玉ヒ、兵庫頭ニ任シ、侍從從四位下ニ叙セラレ、  
御盃・肴及ヒ宝刀ヲ賜ヒ、之ヲ賀シ玉フ、公モ又御太  
刀一腰・御刀一腰（代金十五枚）・縮緬十卷・白銀三十  
枚・御馬一疋（裸背）ヲ献セラル、齊興公モ同シク將軍  
家及ヒ儲君・御台様・御簾中様へ御献品、先規ノ如ク  
各差アリ、

二十三日、公朔望二十八日五節句登營、將軍及ヒ儲君  
ニ謁セムコトヲ請ハル、  
十二月朔日、公御登城、

十日、擊劍師範柳生但馬守章後ヲ藩邸ニ招カレ、劍法ヲ  
修メ玉フ、虎之助命久君・治五郎松平齊敏君モ同シ、此日師弟  
ノ御約式ヲ行ヒ玉フ（後天保四年癸巳四月十七日、公及ヒ  
久命君ハ柳生ノ門ヲ謝絶セラレ、示現流ヲ学ヒ玉フ）  
二十六日、曩ニ拝シ玉ヒシ任叙ノ口宣ヲ下シ賜フ、  
此ヨリ嚮ニ、蹴鞠ヲ飛鳥井中納言雅光卿ニ学ムト請ヒ  
玉フ、雅光卿叔聞ニ達シテ門弟タラシメ、紫紐冠緒ノ  
允ヲ得玉フ、

此日（二十）、江戸御留守居早川千竈道謙ヲ御側役ニ進メ公  
ノ御付トス、

一八 島津齊彬公若年ノ逸話

公十五六歳ノ御比、經書ノ講議聞召サレシ時、必要ナル部ハ幾回モ繰返シ質問シ玉ヒ、或ル時仰ニ、此様繰返シテ質問スルハ面働ナレトモ、終身忘レサル様ニ記臆スル心得ナリ、文業武芸多端ナレハ、一日ノ隙誠ニ惜シク思ヘリト仰セラレシトソ、一体御記臆強ク、一回聞召サレシコトハ御忘失ナカリシト云フ、天稟穎敏ナルノミナラス、御勉強拔群ナリシ故、博覽強記ト謂テ不可ナキナリト故山田助左衛門 粹宗一郎へ親略

一九 齊彬叙任口宣案

從五位下御叙任及ヒ口宣案

上卿 清水谷中納言

文政七年十二月廿六日 宣旨

源 齊彬

宣叙從五位下

藏人權右少弁藤原光暉奉

口 宣案

〔東大史料編纂所所蔵旧番所三番大箱にて校訂〕

二〇 同宣旨

二〇ノ一

兵庫頭御叙任ノ宣旨

上卿 三条西中納言

文政七年十二月廿六日 宣旨

從五位下源齊彬

宣任兵庫頭

藏人左少弁兼左衛門 藤原正房奉  
權佐皇太后宮權大進

口 宣案

二〇ノ二

從五位下源朝臣齊彬

正三位行權中納言藤原朝臣實敷

宣奉 勅件人宣令任兵庫頭者

文政七年十二月廿六日

大外記兼掃部 中原朝臣師徳奉  
頭造酒正助教

二〇ノ三

松平兵庫頭

從五位下

上卿

清水谷中納言

職事

日野西權右少弁

兵庫頭

上卿

三條西中納言

職事

萬里小路左少弁

源朝臣齊彬

右可從五位下

中務、表節兵欄、宣勤羽衛、精誠無懈、夙夜在公、

宣授采爵、用旌寵章、可依前件、主者施行、

文政七年十二月廿六日

〔朱印〕二品行中務卿韶仁親王宣

從四位下行中務大輔臣下部朝臣行學奉

從四位上行中務少輔臣藤原朝臣維長行

正二位行權大納言臣

〔花山院〕家厚

正二位行權大納言臣

〔藤原〕輝弘

正二位行權大納言兼皇太后宮大夫臣

〔德大寺〕實堅

正二位行權大納言臣

〔藤原〕重能

正二位行權大納言兼皇太后宮權大夫臣

〔三冬〕實萬

正二位行權大納言臣

〔中院〕通知

正二位行權大納言臣

〔分里小路〕建房

正二位行權大納言兼右近衛大將臣

〔鷹司〕輔熙

從二位行權大納言臣

〔園池〕公翰

正二位行權中納言臣

〔飛鳥井〕雅光

正二位行權中納言臣

〔三冬〕實萬

從二位行權中納言臣

〔清水谷〕實萬

從二位行權中納言兼左衛門督臣

〔三冬〕實萬

從二位行權中納言臣

〔三冬〕實萬

正三位行權中納言兼左近衛權中將臣

〔三冬〕實萬

正三位行權中納言臣

〔三冬〕實萬

正三位行權中納言臣

〔三冬〕實萬

正三位行權中納言臣定成等言

〔三冬〕實萬

制書如右、請奉

〔三冬〕實萬

制、附外施行、謹言、

〔三冬〕實萬

文正七年十二月廿六日

〔三冬〕實萬

制可

〔三冬〕實萬

月晨時正五位下行大外記兼掃部中原朝臣師德

〔三冬〕實萬

頭造酒正助教

〔三冬〕實萬

右 中 弁 隆 光

上卿 醍醐大納言

〔藤司改通〕  
關白從一位朝臣

文政七年十二月廿六日 宣旨

〔二条齊信〕  
太政大臣關

從五位下源齊彬

〔九条尚忠〕  
從一位行左大臣朝臣

宣叙從四位下

〔近衛忠房〕  
從一位行右大臣朝臣

〔近衛忠房〕  
內大臣正二位兼行左近衛大將朝臣

藏人右中弁兼右衛門 藤原隆光 奉  
權佐皇太后宮大進

二品行兵部卿貞敬親王

口 宣案

從五位上守兵部大輔說光

正四位下行右大弁顯孝

二ノ二  
從四位下侍從宣任

告從五位下源朝臣齊彬、奉

上卿 德大寺大納言

制書如右、符到奉行、

文政七年十二月廿六日 宣旨

從四位下行兵部少輔兼遠江守利根

〔朱印〕

從四位下源齊彬朝臣

大録清直

宣任侍從

〔天皇御體〕  
少録

藏人頭左中弁藤原共福 奉

少録

文政七年十二月廿六日

〔東大史料編纂所蔵旧番所三番大箱にて校訂〕

口 宣案

二 同宣叙

二ノ一  
從四位下宣叙

二ノ三

從四位下源朝臣齊彬

正二位行權大納言兼皇太后宮大夫藤原朝臣實堅

宣奉 勅件人宣令任侍從者

文政七年十二月廿六日

大外記兼掃部 中原朝臣師德 奉  
頭造酒正助教

二ノ四

松平兵庫頭

從四位下

上卿

醍醐大納言

職事

柳原左中弁

侍從

上卿

德大寺大納言

職事

清閑寺頭左中弁

二ノ五

從五位下源朝臣齊彬

右可從四位下

中務、表節兵欄、宣勤羽衛、精誠無懈、夙夜在公、

宣申榮級、用旌寵章、可依前件、主者施行、

文政七年十二月廿六日

〔朱印〕

二品 行中務 卿 韶 仁親王 宣

從四位下行中務大輔臣卜部朝臣行學奉

從四位上行中務少輔臣藤原朝臣維長行

正二位 行 權 大納言 臣 家厚

正二位 行 權 大納言 臣 輝弘

正二位 行 權 大納言 兼皇太后宮大夫 臣 實堅

正二位 行 權 大納言 臣 重能

正二位 行 權 大納言 兼皇太后宮權大夫 臣 實萬

正二位 行 權 大納言 臣 通知

正二位 行 權 大納言 臣 建房

從二位 行 權 大納言 兼右近衛大將 臣 輔照

從二位 行 權 大納言 臣

正二位 行 權 中納言 臣

正二位 行 權 中納言 臣

從二位 行 權 中納言 臣

從二位 行 權 中納言 臣 公翰

從二位 行 權 中納言 兼左衛門督 臣 雅光

從三位 行 權 中納言 臣

正三位 行 權 中納言 臣 實勳

正三位 行 權 中納言 臣 實揖

正三位 行 權 中納言 兼左近衛權中將 臣

正三位 行 權 中納言 臣 定成等言

制書如右、請奉

制、附外施行、謹言、

文政七年十二月廿六日

制可

月晨時正五位下行大外記兼掃部頭造酒正助教中原朝臣師徳

(朱印)

右 中 弁 隆 光

関白従一位朝臣

太政大臣關

従一位行左大臣朝臣

従一位行右大臣朝臣

内大臣正二位兼行左近衛大将朝臣

二品行兵部卿貞敬親王

従五位上守兵部大輔説光

正四位下行右大弁顯孝

告従四位下源朝臣齊彬、奉

制書如右、符到奉行

従四位下行兵部少輔兼遠江守利根

(朱印)



大録清直

〔天皇御璽〕 少録

少録

文政七年十二月廿六日

(東大史料編纂所蔵旧番所三番大箱にて校訂)

二三 侍従御叙任ニ付局文

〔端裏に〕  
「仰文政八・三」  
廿八

さつまの侍従より、今度任官叙位の御礼として、黄金百両・御きぬ二十疋しん上おはしまし候、ひろう申て候へは、おもしろくおほしめし候よし、よくころへ候て申とて候、御心得候てつたゑられ候へく候、かし

〔切封〕

より

御いまの御つほねへ

まいらせ候

局文女房ノ御文  
書トモ唱フノ拜受式ハ、鄭重ナル御儀式ナリ、御代

々其式ヲ以テ拜受セラレタリ、其式又ハ鹿兒島へ護送

ノ規例ハ茲ニ略ス(本紙ハ文政八年ノ部ニ記スヘキモ  
ノナレトモ、便覽ヲ要シ茲ニ記ス)

(東大史料編纂所蔵旧番所三番大箱にて校訂)

二三 御元服初テ御登營及ヒ御改名布告

文政七年甲申十一月二十一日、江戸芝邸ニ於テ御元服  
御歳十、六歳、先規ノ如ク御登城俗ニ御乗り、出シト唱フ、將軍家齊公ヘ謁  
セラレ、諱ノ一字ヲ賜リ、從四位下侍從御叙任、兵庫頭  
齊彬公ト御改名、先規残ル処ナク濟マセラレタリ、鹿  
兒島ニ於テ布達左ノ如シ、  
若殿様御元服被 仰付候間、先月二十一日廿一日御登城、  
太守様御礼可被仰上旨御奉書御到来御登城、 太守様  
ニハ大廊下下ノ御部屋御休息所ヘ御通、 若殿様ニハ  
大広間ヘ被遊御控、 程ナク 公方様御黒書院ヘ 出  
御、於御前御一字御拝領、從四位下侍從被 仰出、御  
盃・御着御頂戴、御道具御刀御拝領、御懇之上意被為蒙、  
御名兵庫頭様、御実名齊彬公ト御改被成、 太守様ニ  
モ御礼被 仰上、御先規通被為濟、西丸ヘモ御上リ、  
御両殿様共御礼無滞被為濟候段御到来候、依之御祝儀  
云々、  
十二月十七日 (島津久馬、家老)  
但馬

右ノ如ク、布達ニ依リ先規ノ通り、十二月十八日一般  
登城万歳ヲ祝シタリ、

因ニ記ス、 公ハ未タ若年ナルニ、御名声夙ニ顯ハ  
レ、大小許多ノ諸侯同年齡ノ中ニ、薩ノ若公ハ賢明  
ニシテ末頼母シク、或ハ器量柄サスカ一大藩ノ世子  
ノ価値アリト称揚セリトナム、御國中ハ殊ニ徳望普  
ク、上下挙テ歎慶ノ声喧シキニ至レリ、齊宣公仰ニ、  
營中諸大名又ハ諸役人カ列座ノ形況ヲ見テ、初メテ  
ノ事故氣セキハセサリシヤト尋ネ玉ヒシニ、 公御

答ニ、少シモ氣セキタルコトハ侍ラス、御前ニ罷出  
ルニハ心配ナコトモ候ヘトモ、將軍ノ前ニテハ御前  
ニ出ルヨリモ心易ク侍リシト仰上ケラレシニ、齊宣  
公殊更ニ御満足ニテ、剛邁ナル氣象ナリ、末頼母シ  
ト御近習ノ輩ヘ御譚ナサレタリトイフ 福永七右衛門カ話

二四 島津齊彬年譜

同八年乙酉 公十七歳  
正月二十八日(異本二十五日トアルハ誤レリ)、公御前髪  
採リヲ行ハル、同日將軍家佐橋市左衛門ヲ使トシ、鶴  
一双ヲ賜フ、儲君家慶公放鷹ニ得ラレシ処ナリト、  
同九年丙戌 公十八歳

前日ヨリ榮翁公御不例御病辱ニ就カセラレ、数十日ニシテ御快痊、十五日慶宴ヲ開カル、

二十二日、溪山公散樂ヲ催サル、溪山公ハ鶴亀、公ハ羽衣、左近久君ハ鞍馬天狗ヲ舞ヒ祝シ玉フ(久姫君重泰公第四子、寛政元巳六月十九日江戸邸ニ生ル、幼名時之丞ト称ス、享和元年酉三月有馬左兵衛佐著純養子トナリ、人純一、後肥前守ト呼ビ、故アリテ御離別、左近ト称シ後鹿兒島ニ下リ田ノ浦ノ別邸ニ住ス)

十一月朔日、重久玄碩ヲ奥御茶道トシ御付トス、六日御結納式物ヲ一橋公ニ献シ玉フ、

二十七日、芝邸ニ於テ御結婚式ヲ行ハル、英姫君ヲ御前様ト唱ヘシム、

十二月朔日、御登宮御結婚ノ御礼ヲ述玉フ、御台様其他へ献品先規ノ如シ、

六日、御前様英姫始テ一橋邸ニ入り、家敦公ニ謁シ玉フ(御結婚始テナリ)

二五 島津齊彬学問ノ要ヲ説ク

公十八九歳ノ御比、文武ノ御修業御他事ナキ時分ノ御説ニ、学問ノ要ハ記誦詩章ノ域ニ腰ヲ掛ルコソ無益ナリ、実事ノ学問コソ肝要ナリ、政事ヲナス者ハ現事ヲ

和漢ノ事歴ニ考照シ、時勢人情ニ則リ施スヲ要トス、学問ナキ人ハ政ヲナスニ過不及、緩急輕重ノ弁別、人ノ善惡正邪ヲ見分スルコト能ハストノ御定説ナリシト右同上田カ話

二六 考証 種子島時昉家記

文政六年二月二十日

於江戸

忠方公齊彬公御幼名・御舍弟治五郎様岡山侯御幼名鎗術御稽古初有之、

師家同様相心得蒙 御相手可相勤之命、御取次御側役

有川勇馬、翌日於大奥忠方公御目見御礼申上、表三通

リ手数御仕合迄モ時々御相对申上、毎御稽古御相手相勤候様、

右之通被 仰付、御初当日ハ於 御前御酒等頂戴被 仰付候云々、

忠温公齊興公御幼名於江戸鎗術御稽古被仰出、師家梅田九之丞鐵知流ノ鎗術師範出府被 仰付、右ニ付テハ御大名様初他所門弟

余多有之候ニ付、稽古方為手代門弟之内芸道相応之者被取寄度、九之丞ヨリ願之趣有之、享和二年戊十二月、

御家老菱刈下総陸奥殿ヨリ、表御用人田畑武右衛門御取次ヲ以、句読師勤之内ニテ江戸中小姓勤被 仰付、翌亥閏正月二十日出府、同三日 公儀御儒者古賀彌助殿へ入門、御用透々罷越シ学文稽古可致旨、江戸詰御家老市田勘解由方義殿ヨリ、御側御用人山田権右衛門ヲ以テ被仰付、文化二年乙丑三月二十二日、  
太守齊宣公御下向御供被 仰付候云々以下略ス、  
文政五年午二月二十日

於江戸

忠方公並御舍弟治五郎様鏡知流槍術御稽古初メモ、師家同様相心得蒙 御相手可相勤之命、多年 御相手相勤之事、

祖父時有伝来之刀術、津留八左衛門正表ヨリ皆伝、猶伝子孫為家宝、

同年六月十二日

是迄御広敷へ相勤候処、此節御側役方へ転役被 仰付候ニ付、今日於大奥、從

御前様寶篋其外

御方々様御酒・御膳下等頂戴被 仰付、数品拝領物仕、

殊ニ

御前様御自詠並古歌之御筆拝領被 仰付候、

古歌

おゝたのめしめしか原のさゝもくさ

我れ世の中にあらんかきりは

御自詠

天地も人の心をくみわけて

いはて名残の雨に見せけり

右ニ付御広敷御用人証文有リ云々、

文政八年乙酉正月十八日

齊彬公・治五郎様当年鎗術御稽古初二付、御打出相勤、畢テ外御庭於御茶屋御酒頂戴被 仰付候云々、

同年正月二十八日

齊彬公御実年十七御袖留御願通被為濟、同断御酒頂戴被 仰

付候云々、

同年四月十九日

齊彬公御婚姻御用掛被 仰付、

御側御用人 種子島六郎

右 若殿様 御婚姻御用掛被 仰付候条、可申渡候、

四月

監物町田久視

右御用掛相勤、左之通拝領、

一紗綾 二巻

右同人

右ハ 若殿様青杉公 御婚姻御用掛被 仰付置被成御

祝、右之通拝領被 仰付候条、此旨申渡可承向へモ

可申渡候、

十二月

監物前同

同年四月二十三日

若殿様青杉公 御鎗御稽古拜見被 仰付候旨、被為在 御

沙汰罷出候处、不相替 御相手相勤、使方迄モ被 仰

付候云々、

同年閏十一月四日

齊興公

齊彬公琉人被召列、西御丸へ御登城、御先格之通御目

見相濟、同七日前日之通御登城、琉人御暇被下之、先

規之通座案等備

上覽、拝領物有之、且被召附候御役々、於蘇鉄之間御

吸物・御酒肴等頂戴之、畢テ御退城、

但附添之御役々熨斗目・長袴、

同年十二月十五日

拝領之御書附

一紗綾 二巻

種子島六郎

右 若殿様 御元服御官位御用掛相勤候付、右ノ通

拝領被 仰付候、

右可申渡候、

十二月

美作市田 義宣

去年文政七甲申八月十六日御逝去 中秋アケノ夜、

賢章院青杉公ノ君秋ノ露トキヘサセ玉ヒシニ、近キコロ

一ト、セニナラセ給ヒシユヘ、歌ヨミテ奉ルヘキトテ

仰ヲ蒙リシニ、予時ハ

君ノ世ニマシマセシトキ御身チカクツカヘ奉リ、朝夕

御恵ミヲ受ケシ身ニシアレハ、ヒト、セ過シコトモイ

ロイロオモヒツ、ケテ、ハヤイツノマニ期年ニモナラ

セ給ヒシヤト、独り月ニ向ツテ世ノツネナキ事トモオ

モイアハセシ折カラ、遙ニ念仏ノ声イト物スコク聞ヘ

ケレハ、忍ヒカタクオモホヘ、和歌ノ道学ヒシ事トモ

ナケレト、心ニウカヘルマ、三十モンジアマリ一モン

シニツラネテ手向ケ奉リ、

こそ秋過にし君を忍ふにそ

月もなみたに雲かくれぬる

こそ秋を忍ぶ心を空やしる

いや照る月のかけもくもりつ

文政九年丙午正月八日

御鎗当年ノ御稽古初二付、

齊彬公・治五郎様、御打出相勤候云々、

同年二月二十八日

齊彬公・治五郎様、鎗中極意曲尺合之書進上ス云々、

同年三月二十六日

賜

忠方公御筆蘭御面証文有リ、

同年八月朔日

齊興公御太刀御献上之御使者相勤左記、

種子島六郎

右八朔御太刀

御献上ノ御使被 仰付候条、御留守居御使番へ聞合

相勤候様可申渡候、

七月

御家老座

右有馬札御取次ヲ以被 仰付、御番頭ノ場ニテ相勤、

同伴御留守居早川千竈当日暁七ツ時出宅、於大広間御

奏者松平壹岐守様御請取、於同席

謁御家中云々、

忠方公御目見御願、同年六月二十二日御用掛被 仰付

候御書付、

御用人ノ場

種子島六郎

右ハ当秋末 若殿様忠方

御目見被遊御願筈候付、

御用掛被 仰付候条云々、

六月

御家老座

同年十月十五日

又三郎

忠方公 御目見、朝六ツ時

齊興公

忠方公御登城、御下城櫻田御屋敷へ御立寄、夫ヨリ御

老中御廻勤、若年寄中へハ

御両殿様ヨリ御礼之御使者相勤、当日

忠方公御休息所ニ於テ御祝之賜酒肴、且

御両殿様へ御肴進上被仰付、右ニ付御祝金百疋ツ、

御両殿様ヨリ拝領云々、

一銀二枚

右 御目見御用掛相勤、御紋服六品拝領、

同年十一月九日於御座之間(ママ)

二七 齊彬公史

文政十年丁亥 公十九歳

正月

二十八日、將軍家御鷹ノ鶴ヲ賜フ、同英姫君ニハ鷹二羽ヲ賜フ、

二月

二十八日、御側御用人岩元太右衛門(勝富)ヲ公ノ御附ニ命セララル、

三月

十八日、將軍家齊公太政大臣ニ任セラレ、家慶公ハ從一位ニ叙セララル、此日齊興公・齊彬公御賀慶為御登宮(御束帶)、大小侯惣登城、此日御小姓折田八郎兵衛ヲ御付ニ命セララル、

文政十一年戊子 公二十歳

二月

十三日、御小納戸兼御側目付櫻井廣喜ヒロキヲ御付ニ命セララル、

十月

六日、英姫君御造掖式ヲ行ハル、

十一月

二十七日、英姫君御袖留式ヲ行ハル、

文政十二年己丑 公二十一歳

正月

二十五日、御小納戸頭取福崎助七(季博)ヲ御側役トシ、御付故ノ如シ、御供目付平田友理トモリヲ御小納戸トス、

三月

二十八日、御小納戸中村黒人(義甫)ヲ御鉄砲奉行トス、

七月

六日、英姫君御結帶式ヲ行ハル、

八月

四日、英姫君第一男ヲ生ム、菊三郎君ト命名シ玉フ、二十八日、將軍及ヒ御台様又ハ家慶公ヨリ英姫君ニ物ヲ賜ヒ、生誕ヲ祝シ玉フ、

九月

十四日、菊三郎君芝邸ニ御天亡(実ハ十一日)、大圓寺ニ葬ル、觀光院殿玉影電明大禪童子、

〔表紙〕

# 齊彬公史料

市來四郎編  
自天保元年  
至同十四年

〔扉に、表紙の文字の外に「元国事鞅掌史料（紙数五五枚）」の記載あり〕

## 二八 島津齊彬年譜

文政十三年 庚寅 公二十二歳  
天保元年

二月

十五日、御小納戸頭取平田仁左衛門ヲ御付ニ命セラル、

六月

二十一日、一橋民部卿礼齊薨去、

十二月

二十六日、天保元年ト改言ス、

天保二年辛卯 公二十三歳

正月

十八日、閣老連署明日御曾祖父榮翁公ニ御登城ノ奉書  
到来、

十九日、公代テ御登城、榮翁公從三位御昇進、松平美  
濃守齊溥公代テ閣老ノ邸ヲ廻礼ス、

此日、藩内ニ令シ三位公ト称セシム、

二月

十五日、公御登營、榮翁公從三位御叙任ヲ謝シ玉フ、

三月

三日、御目付鷲頭才之丞ヲ御小納戸トシ、公御付トス、

天保三年壬辰 公二十四歳

正月

十一日、伊集院卯十郎通兼二十人俸ヲ給フ、

三月

十五日、榮翁公八十八ノ御賀宴高輪邸ニ開カル、此日  
ニ開カレ、二十二日訖ル、

四月

三日、溪山公、榮翁公ノ為メ賀舞ヲ催シ玉フ、齊彬公  
及ヒ勝之進君博久・松山松平隱岐守毅定・福岡侯美濃守高輪  
邸龜ノ甲亭ニ催シ玉フ、

五月

十八日、公豊後守ト御改名、

天保四年癸巳 公二十五歳

正月

榮翁公旧冬ヨリ御不例ナリシニ、十五日寅剋薨去、

十八日、靈柩ヲ表御休息所ニ移ス、法諡大信院殿銀星

高録大夫羽林中郎将前薩隅日三国主兼領琉球国源公榮

翁如證大居士、

二月

三日、薨去御届、

十日、辰剋御遺体高輪邸ヲ発シテ帰国ノ途ニ就ク、御

家老猪飼央敬高・御側御用人本田六左衛門前貞及ヒ大圓寺

昌隆等守護ス、

四月

五日、着屨、直ニ福昌寺ニ入ル、島津啓之助剛忠・島津

圖書宝久香使タリ、

此月

二日、御小姓組番頭兼御側御用人末川將監命久ヲ公ノ御

付トス、

六月

六日、公高輪邸ニ射銃ヲ試ミ玉フ、末川將監御相手タ

リ、末川ハ世々小銃ノ師範タルヲ以テ、銃手ノ御指南

ヲ奉命セリ、

九月

二十五日、御側御用人種子島六郎時助、公ノ御付ヲ命

シ玉フ、

【参考】種子島時助家記抄

天保四年癸巳九月廿五日

若殿様公青彬御附御側御用人御側役勤被仰付、直ニ江戸

詰被仰付、同十一月六日出立、同十二月十七日出府ス、

天保四年癸巳九月廿五日被仰付

御書付

若殿様公青彬御附

御側御用人

御側役勤

種子島六郎

右ノ通御役替被

仰付、御役料高是迄ノ通被下置候、

九月

丹波島津  
久長

右奥於 鹿ノ間被仰付候、

種子島六郎

天保五甲午 公二十六歳

二月

十六日、溪山公自白金邸高輪邸ニ御移転、

右ハ来未年  
若殿様青彬 御国許へ  
御下向御暇被

九月

日、当番頭兼御用人島津右門(久福) 江戸ニ至ル、

仰出候ハ、御供被仰付候条可申渡候、

二十六日、溪山公幸姫君ヲ高輪邸内亀ノ甲御茶屋ニ、

七月六日酉 央猪鬚  
尚敬

報七郎君及寵姫君ヲ玉江御物見ノ別室ニ移居セシム、

右御側御用人新納四郎右衛門御取次ヲ以被仰付候、

十二月

拾五日、奥茶道伊集院宗甫ヲ以テ公子又次郎(忠教、久

種子島六郎

光旧名) 殿ニ付セラル、

右ハ来乙未年

若殿様青彬 御下向御供被仰付候付テハ、御旂御側御用

十六日、公特旨ヲ以テ少将ニ御叙任、御台様懇請セラ

レシニ依レリト、此日閣老水野越前守(忠邦)・大久保

加賀守(忠真)・青山下野守(忠裕)・松平伊豆守(信順)

十二月

右新納四郎右衛門御取次ヲ以被仰付候、

央猪鬚  
尚敬

書ヲ以テ奏聞スト、

十九日、少将公明年御下国ヲ稟請シ玉フ、

種子島六郎

【参考】種子島時助日記抄

右ハ来乙未年

天保五年甲午正月五日、於大奥 御書院年頭ニ付、

若殿様青彬 御下向ノ節、

齊彬公並ニ 御前様御目見被仰付候云々、

御代參被仰付候条可申渡候、

十二月九日

央前同

野田

種子島六郎

高城郡

高城

右 同人

市來

右 同人

右来乙未年

若殿様御下向ノ節、地頭代被仰付候条可申渡候、

十二月九日

央前同  
諸儀  
尚敷

右二通御取次前条同断、

二九 齊彬公左近衛権少将御叙任

二九ノ一  
上卿 轉法輪大納言

天保五年十二月十六日 宣旨

侍従源齊彬朝臣

宣任左近衛権少将

藏人權右中弁兼右衛藤原愛長 奉  
門権佐皇太后宮大進

口 宣案

二九ノ二

松平豊後守  
(齊彬)

〔広大院〕  
御台様より厚御願も有之ニ付て、格別之

思召を以、此度少将昇進被 仰付候事ニ候間、其趣可

被心得候、

二九ノ三

侍従源朝臣齊彬

正二位行権大納言兼皇太后宮権大夫藤原朝臣實萬

宣奉 勅件人宣令任左近衛権少将者

天保五年十二月十六日

大外記兼掃部中原朝臣師徳 奉  
頭造酒正助教

〔東大史料編纂所蔵旧審所三番大箱にて校訂〕

三〇 左近衛権少将御叙任ニ就テ局文

〔端裏に〕  
「仰天保六・十五」

さつまの少将より、今度昇しんの御礼として、黄金百両・御きぬ三十疋進上おハしました候、ひろう申て候へは、おもしろく思しめし候よし、よくころろえ候て申とて候、御心得候てつたゑさせられ候へく候、かしく、

より

御いまの御局へ  
まいらせ候

三一 島津齊彬年譜

天保六年乙未 公二十七歳

正月

公御下国御暇賜、閑老来邸物ヲ賜フ、御政務御見習ノ  
為ナリ、

二月

五日、御側役末川久馬久平着麿、少将公御下国ヲ報ス、

九日、島津佐渡(久平后伊勢ト改ム)御家老職ニ任ス、

十九日、末川久馬久平ヲ御側御用人トス、

三月

二十七日、少将公御叙任ノ慶宴ヲ開カレ、散楽ヲ催シ

玉フ、

四月

二十七日、少将公芝邸ヲ発セラレ、御下国ノ途ニ就セ

玉フ、之ヲ御政事見習御下国ト云フ、御家老調所笑左

衛門左、御納戸奉行大迫八右衛門左、御小納戸頭取二

階堂右八郎行、御小納戸伊集院卍十郎兼・同鷲頭才之

丞永・野崎六十兼、同見習藥丸猪兵衛兼、御小姓西田

矢右衛門・伊集院周八兼・菊池太郎武・中村甫義・川

上翁助義・吉井七郎(即右衛門)・石黒小十郎(即右衛門)・野村彦

兵衛・花崎直吉・圖師崎良助・奥医師富永玄安・

伊佐敷道與、鍼医月野意迪、奥御茶道植村恕阿彌永・

重久玄碩駕・山口隆雪(后ニ)等屬従、東海道・中国・九

州ヲ経テ、六月二十三日鹿兒島着城、

此年五月十六日、白金邸ヲ松平左近將監殿ニ讓与シ玉

フ、

七月

十七日、公銃ヲ中村騎射場ノ別邸ニ修練シ玉フ、末川

久平従駕、

二十三日、溪山公御下国、御入湯ノ名ヲ以テ請願シ玉

フ、本日許可ヲ得ラル、

二十八日、將軍家老女ヲ遣ハシ、御召ノ御羽織ヲ賜フ、

此ヨリ前(七月四日)御側役福崎助七悱御側御用人ニ進

ム、

八月

二十九日、溪山公高輪邸ヲ発セラレ、御下国ノ途ニ就

セ玉フ、

九月

九日、公法鏡院殿ヲ錦崎邸ニ御訪問、御側御用人末川

久平・御小納戸野崎良右衛門中兼扈從ス、

十七日、公又銃ヲ中村ノ別邸ニ試ミ玉フ、此日加治木

郷刀工池野カ製銃ヲ試ミ玉フ、古製ノ名銃ニ異ナラス、  
感賞シ玉ヒシトソ、

十月

二十一日、御小納戸見習折田梢、末川久馬久平ニ命シテ、

故末川周山ガ著シタル砲術書ヲ覽玉フ、

十一月

六日、溪山公磯ノ別館ニ御着、

二十二日、御側御用人・御側役等ヲ召シテ宴ヲ開キ、

古戦談ヲナサシメ饗シ玉フ、

十二月

三日、溪山公及ヒ公、吉野村各所ニ狩シ玉フ、猪・鹿

数頭ヲ獲玉フ、

九日、少将公田布施郷ニ御放鷹、末川久馬久平等從フ、

途ニ谷山脇田村各所ニ御放鷹、十日田布施郷尾下村ニ

於テ鶴二双ヲ得玉フ、続ヒテ十一・十二・十三・十四・

十五ノ数日加世田等ノ各郷ニ御放鷹、鶴・鷹・鴨数十  
羽ヲ獲玉フ、

十六日、加世田成就院日新寺ニ詣シ玉フ、尋テ地頭飯

屋ニ於テ士踊ヲ覽玉フ、其人員凡一千人ナリシト云フ、

十七日、加世田ヲ発シ玉ヒ、伊作郷ニ放鷹セラル、而

シテ八幡宮ニ詣セラレ、地頭飯屋ニ御一泊、十八日御  
帰城、

二十二日、吉野村三船ニ狩シ玉フ、溪山公モ同シク臨

マセラル、此日溪山公猪一頭、公ハ猪三頭ヲ獲玉フ、

### 三二 島津齊彬若年ノ砲術修業

御壯年ノ比ハ荻野流ノ砲術ヲ好ミ玉ヒ、大小砲許多御

製造、十匁銃ノ早打ナトモ修業セラレタリトソ、御近

習ニ召仕ハレシ者ヲ彼門ニ学ハシメ玉ヒ、棒火矢ハ実

用ニ効アリトノ御見据ニテ、種々製造命セラレタリ、

或ハ烟花ヲ好マレ、御遊戯ニハ御自作モナサレタリト

ソ彼門ニ学フ、御壯年ノ御時、御近習ノ輩ニ向テノ御譚ニ

上ニ立ツ人ノ眼目ハ、善悪邪正ヲ弁シ欺ムカレサルヲ

專要トス、和漢ノ歴史ヲ読ムモ正邪ノ弁ナキ故、遂ニ

國家ノ動乱亡滅ニモ至レリ云々、伝聞スル人毎ニ感服シ、末頼母シク存シ奉ルト、益々敬慕スルニ至レリノ御言ナリシト、同上山田カ話十八歳ノ御時

### 三三 鎌田正純日記抄 天保六年乙未

十一月七日 晴天辰

今朝五ツ前起、晚八ツ前寝候事、

今日は島津直江殿より、市田美作宜義殿より、新納主税

久取次を以、承知之趣有之候間、四ツ時可致出勤昨日

申来候ニ付、四ツ前より犬追物場へ出、夫より致出勤

候処、

中將齊直様昨日御通路筋へ罷出、諸士久々ニ御見被成、

御満足ニ被思召候間、一統御直ニ御沙汰被為在筈候へ

とも、多人数之事故、其儀御届不被成候間、難有御思

召之旨可奉承知との事にて候、左候て四ツ過退出より

又犬追物へ出、八ツ過相済、夫より馬乗へ出帰ル、供

永山祝右衛門、後は山次仲左衛門にて候事、

今日はひおば、様十七年忌御正忌日にて、七ツ過より

鎌田藤次郎殿御入来にて、暮前御帰りにて候也、

暮過上村氏入来にて候事、

八ツ後より外迄永山氏入来にて候事、

今晚孟子吟味之式夜にて、村田氏へ参善之処、痛所有

之、歩行不自由にて候間、此方へ可被来旨申遣候処、

暮過より村田氏・中村氏入来にて候、左候て九ツ過被

帰候也、

(鎌田正純日記(東大所蔵)にて校訂)

### 三四 種子島時叻家記抄

齊彬公初テ御下向ニ付御供被仰付、天保六年乙未四月

廿七日江戸 御発駕、同五月十四日御京着、翌十五日

近衛様江御参殿ニ付、御供相勤候処、於大書院内府様

忠照御目見被仰付、御手熨計頂戴被仰付、左候て同六月

廿三日鹿兒島 御光着云々略ス、

### 三五 少将御叙任及布告

天保五年甲午十二月十六日、特旨ヲ以テ從四位下少将

ニ御叙任御年二、十六歳、去ル文政七年甲申十二月御元服、初メ

テ御登城俗ニ御乗出ト唱へ御年十六歳ノ節、先規ノ如ク從四位下侍從ニ

御任叙、本年ニ至リテ十一年、当時ノ規例ニ諸大名ノ叙任又ハ管中御席順等ノ格式アリテ、部屋栖ノ内ニ少將叙任ハ御当家ニ於テ稀ナル事ニテ、全ク御名望ノ高キヨリシテ、廣大院殿特旨ニ出タリト云フ、布告左ノ如シ、

若殿様御儀、旧臘十六日天保五年甲午十二月十六日御城へ被為召、別段之思召ヲ以テ少將御任官被仰出候旨御到来候、依之御祝儀云々、

正月十日

美作市田義宣御城代兼御家老

是ヨリシテ少將様ト称シ奉レリ、

御政事御見習ノ為メ御下国ノ始末及ヒ布告

御政事御見習ノ為メ初メテ御下国アリタルハ、天保六年乙未四月廿七日御年二、十七歳其前頃 齊宣公ニモ御湯治ノ為メ御下国、三ヶ月余御両殿御在国、府下頗ル賑ヒタリ、

齊彬公御下国ノ布告左ノ如シ、

少将様御事、御政事御見習ノ為メ御下国被遊度旨被仰立候処、御願之通御暇被下、四月二十七日 御発駕被遊候段御到来候云々、

四月

美作

乙未四月二十七日、江戸芝邸 御発駕、東海道・中国・九州路ヲ経テ出水郷へ御入国、同六月二十三日御本丸へ御着城、御部屋栖ノ御事故矢来御門ヨリ御入城アリタリ御様門ヨリ御出入ハ御家符、從駕国老調所笑左衛門邸、一而様ニ限レル規定ナレハナリシテ逐日五社諏訪社・稲荷社・祇園社・春日社・若宮八幡社ヲ五社ト唱フ御参拜、或ハ福昌寺其他御仏詣、或ハ諸士御目見等ノ御式先規ノ如シ、

而シテ文武ノ諸芸御覧、或ハ造士館へハ毎度御臨向、生徒ノ試業、或ハ教員ノ講説・文章詩作ノ御試、或ハ演武館ニ於テ御家伝犬追物御覧、特ニ犬ヲ追ヒ、騎射ノ業殊更ニ御感ニ入りタリトナム江戸ニテ小笠原家伝フル如トハ異ナルノミナラス、現ニ犬ヲ追ヒ騎射スル業ナケレハナリ、

鷹狩モ近村又ハ谷山等ノ諸所ニ催サレ、或ハ鹿狩ハ磯山・吉野・重富・比志島等ノ諸山ニ催サレ、御獲物モ多ク、齊宣公ニモ御同袖登山セラレタリ御事ハ初メテノ御事ナレハ、鉄砲ノ打前狙ノ付様等ハ齊宣公ヨリ御伝授アリタリト、磯原ニ於テ御伝習、菓ニテ猪鹿ノ形ヲ造リ御庭外ノ馬場ヲ入ニ換カセ走ラセルヲ打タレタリト云フ或ハ指宿二月田へ御入湯ニ御光越、山川港

或ハ枚聞神社・加世田郷日新寺御参拜、或ハ砲術御覧等種々ノ御事ナリ、御鷹野或ハ御乘廻等御出ノ節、警蹕止メラレタリ、布達左ノ如シ、

来ル二十七日乙未九月二十七日谷山へ少将様御乘リ廻シツ善候、右ニ付追々モ御乘廻シ御鷹野等モ被遊思召ニ候、就

テハ農業<sup>興本ニ野</sup>方ハ勿論、中途往来ノ者共御遠慮等  
申上候テハ、御趣意ニ不被為叶候ニ付、御出掛リ  
ノ御行形ニ相諱、蹲踞罷在候様可致候、此旨 御内  
沙汰被為在候条、難有御趣意ノ程無漏屹ト向々ハ可  
相達候事、

九月二十六日

又同年十一月十七日布達

少将様御出ノ節往来ノ者共、行キ形リニ蹲踞罷在候  
様ニトノ趣御内沙汰被為在、其段ハ先達申渡候通候  
処、此節猶又町内ハ店先等占メ方ニ不及、平日ノ俚  
ニテ、辻々等ノ商売迄モ同様ニ相心得候様ニト之趣、  
分テ御沙汰被為在候条、難有御趣意ノ程奉承知、向  
々ハ不洩様可申渡候事、

十一月十七日

従来 太守様ハ勿論、御隠居様・御部屋栖様御通行筋、  
市中其外ニモ辻固メト唱へ、町奉行・御目付及ヒ町役  
人共出張、火消道具ヲ備へ非常ヲ戒メ、或ハ見通シア  
ル辻々ハ其都度喰ヒ違ヒヲ設ケ、或ハ市塵ハ戸ヲ閉チ、  
商売ヲ罷メ、或ハ人馬ノ往来ヲ止メ、警蹕ノ声ヲ懸ケ、  
御通過迄ノ間ハ其戒メ甚タ嚴ナルモノナリキ、是レ従

来ノ例規ナリ、何ツノ頃ヨリ如此ナリシヤ、一説ニ享  
保頃ヨリノコトナリト云フ、然ルヲ此布達ノ如ク寛大  
ノ御沙汰アリシカハ、一統感戴シ、警蹕ノ嚴ナリシ時  
ヨリモ謹慎敬尊スルニ至レリ 享保ノ頃又ハ安永ノ時分ヨリ  
幕府ノ制度ニ改ヒテ警蹕散ナルニ至  
レリト云、果シテ然ラン乎、御鷹野先キ等ニテハ民間ノ藁屋ニモ御踐込  
ミ、親シク苦菜榮芳ヲモ御覽アリシコト度々アリシト、  
或ハ賤シキ百姓バラノ男女ニ御声ヲ懸ラレ、種々ノ御  
尋事アラセラレシ等ノコトアリ、其輩ハ上様ナルヲ知  
ラス、御近習ノ人々ナラント思ヒ、御答モ申シ上タリ  
シニ、後ニ上様ナリシコトヲ聞ヒテ恐懼セシト云、或  
村民家<sup>一説ニ伊敷村  
ノ民家トモ云</sup>ニ御踐込ノ時、其家人共ハ食事中ナリ  
シヲ御覽シ玉ヒ、粟・唐芋ノ粗食ヲ親シク御覽セラレ  
シトナム、又同時ニ草牟田村ノ川辺御放鷹ノ節、三四  
名御召列レ山口不及カ宅ニ御踐込、宅ノ縁端ニ御腰掛  
ケラレ烟草ヲ召上ラレシニ、妻女等ハ御近習ノ輩ナラ  
ント、何ノ心ナク烟草盆ヤ茶ナト差出シタリト、而シ  
テ後尾畔御茶屋へ御曳取ノ上、山口へ今日ハ宅へ参リ  
タリト仰セラレシヲ承リ、山口ハ大ニ驚キ、御供ノ者  
へ粗鹿不敬ヤアリツラント汗ヲ流シタリト、山口ハ後  
チ妻女へ上様ナリシコトヲ申聞カセ、一同恐入リタリ

トナム、山口ハ当時奥御茶道奉職セシモノナリ、山口ハ奥御茶  
道職ヲ以テ公ニ附従セリ此人ノ行為ハ附録内証ノ部ニ詳記ス、

三六 高齡ノ士庶ヲ懇遇シ玉ヒシ事実

高齡ノ男女御懇遇ノ特典モ布カレ、八十余歳門閥ノ人ハ御目見御祝被下、御目見以上同年齡ノ者ニハ、反布又ハ金子ヲ被下、其他高齡ノ者ハ金子若干ヲ賜ヒタリ、如此仁慈ノ御待遇モアリシ故、御徳望益貴ク、上下挙テ感戴セサルハナカリキ、中ニモ下民カ粟・唐芋ノ粗食ヲ覽玉ヒ、御近習ノ輩ヘ仰ニ、寒暑ノ労苦ヲ厭ハスシテ作り得タルヲ、食フコトモ得サルハ、洵ニ不便ナルモノナリト、古人ノ言ニ、租ヲ薄セネハ国治マラヌノ格言、実ニ忘ルヘカラスト宣ヒシト、此言一般伝承シ感涙ヲ流シタルコトナリキ 大山仲兵衛カ話

此時 齊宣公ハ久々ニシテ御下国 齊宣公ハ文化五年御隠居、尔來初テ御下国ナリ、○公御隠居、齊興公御家督卒然ニ出タルハ、桃山相馬・秩父伊賀等カ朋党ニ因シ、壽府ノ嫌疑ニ触レ、重妻公政務御介助トナリ、桃山・秩父等ノ輩ハ極刑ニ処セラレ、齊宣公ハ退隱シ玉ヘリ、故ニ公ハ風月ニ慰ミ玉ヒ、白金ノ別邸塵外ニ心、御兩ヲ澄玉ヒ、這年御帰國アリシニ、國人歡迎ノ形況盛ナルコトナリキ、 殿御揃ニテ府下ノ賑一方ナラス、市中ノ輩願ヲ立、手踊等種々様々ニ催シ御覽ニ供シ、且ツ祝シ奉レリ、而

シテ翌天保七年丙申二月十九日江戸ヘ御発駕、出水筋ヨリ九州路・中国・東海道御通行、同四月九日江戸芝邸ヘ御光着、之ヲ御下国ノ第一回トス 齊宣公ハ之未、九月御参府、当地ニ御重リハ僅ニ三ヶ月許、御在國ハ僅ニ八ヶ月間ナリキ、故ニ國中一般名残ヲ惜シミ、重テノ御下国速カナランコトヲ冀望シ、老タル者ハ再ヒ御下国迄ハ存ヘモスマシナト、歎ク者多カリキ、御部屋栖ノ御事故、御政事ニ御関係ナキカ故、別ニ徳沢ヲ蒙レリト云フヘキ廉ナシト雖トモ、上下共ニ仰望スル譬フルニ言ナカリキ、

当時公ハ御壯齡ナルカ故、御拳動活発ニマシ、御腕力モ衆ニ勝レ玉ヒ、剛弓ヲ用ヒラレ(一寸弓ヲモ引カセ玉ヘリト)、或ハ槍術・馬術ヲ好ミ玉ヒタリトナム、

三七 種子島時助家記抄

種子島六郎

右来申年  
少将様 齊彬  
御参府御供被仰付候条可申渡候、

十二月九日

央猪飼  
尚敬

三八 能謡ノ類御好ナカリシ事実

文化・文政・天保ノ中頃迄ハ極盛至治ノ世ニテ、貴賤共ニ華奢極リ遊惰ニ耽リ、中ニモ諸大名ハ尊大鄭重ヲ主トシ、驕奢佚遊ニノミ消光シ、能謡ノ遊芸ヲ事トスルノ風俗ナリシハ、咸人知ルカ如シ、然ルニ 公ハ元來能謡御好遊ハサレス、御幼年ノ砌世ノ習風ナルカ故、御稽古アラセラレンコトヲ勸メ奉ル者アリト雖モ、御頓着ナク只管文武ノ御修業ノミナリシ故、強チニ勸メ奉訳ニモ至ラサリシト、二十歳許ノ御頃 齊興公能ノ御催アラセラレ、御自身ニモ御樂ニ舞ハセ玉ハント何カ御伝授モアリ、從テ御近習ノ輩ハ勿論、御親族方ニモ、夫々謡ヤ何ヤト御相手ノ願ニモ成ル程ノ時宜ナリシ故、 公ニモ扱ナク御稽古初メラレシニ、伶俐ノ御性質ナレハ、格別御骨折モナク御相手御調ヒノ場ニ至ラセラレ、御相手御願アリシニ 齊興公御満足アリシトナム、御孝心ノ厚キヨリ御好ミナキ遊芸モ勤メテ御学ヒアリシ故、心アル者ハ感歎セシコトナリキ、元來華侈遊佚ノコトハ御好ナク、何ソノ事ニテ御規式ニ

係レル能樂御覽ノ節モ、暫時御出座程ナク曳入ラセ玉

ヒシトソ、謡ハ殊ニ御勝レナサレシト云フ 齊興公ハ特ニ御好ニテ、月ニ一回必ス催サレシトソ、茲ヲ以テ公ハ御孝心深キ御事故、御嫌ヒナカラ勉メテ稽古アリシト云フ

三九 島津齊彬年譜

天保七年丙申 公二十八歳

正月

七日、少将公騎シテ吉野村牧場牟禮ノ岳ヨリ、吉田郷本名村市田美作儀カ別荘ニ入ラセラル、溪山公ハ磯邸ヨリ直ニ同所ニ入ラセラレ御一泊、翌八日重富郷惣陣

山ニ狩リシ玉フ、同九日比志島村ノ山ニ狩シ玉フ、溪山公鹿二頭、少将公鹿二頭ヲ獲玉フ、十日吉野村關屋

其他吉野村各所ニ狩シ、此日御帰城、溪山公ハ磯邸ニ御帰館、

二十一日、少将公御参府御首途式ヲ行ヒ玉フ、

二月

十八日、少将公府城御発駕、江戸ニ赴キ玉フ、從駕、

二十八日、福崎助七様病ヲ以テ職ヲ辞ス、此日免セラ

ル、公ノ輔タル凡二十八年ノ久シキナリ、

四月

十日、少将公九州・中国・東海道ヲ經テ江戸芝邸ニ御着、  
十三日、將軍家先規ノ如ク、閣老松平和泉守<sup>全衆</sup>ヲ遣ハ  
シ慰勞シ玉フ、

十五日、公御登營、物ヲ献シテ恩ヲ謝シ玉フ、

二十五日、中将公御參府御首途、

九月

朔日、溪山公磯邸ヲ発セラレ、御參府ノ途ニ就キ玉フ、  
途ニ伊勢神宮ニ詣セラレ、尋テ鎌倉ニ至リ、白旗神社  
及ヒ忠久公ノ御墳墓ヲ拜シ玉フ、

十月

二十八日、高輪邸ニ御着、

日、賢章院殿十三回忌ヲ執行シ玉フ、

英姫寄露懐旧ノ詠ヲ法壽院殿ニ送り玉フ、

忍ふれと泪なりけり武蔵野に

露と消にし哀昔を

【参考】島津久明家記

天保七年丙申十一月十九日 少将齊彬公御厄年大追物  
張行ニ付、 中将齊宣公并ニ齊彬公親射手相勤候、從  
是前十月廿三日、四ツノ免ヲ受ク云々、  
四ツノ免シトハ、大追物ニ就テ一三三四

五ナトノユルシト云フアリ、之ヲ指シタルナリ、○御厄年トハ年齡ニ依リテ  
厄年ト云フアリ、其年ノ災厄ヲ蔽ハムカ為メ鑪流馬等ヲ備シ神祭ヲナセリ

天保八年丁酉 公二十九歳

正月

二十二日、御小納戸町田咲輔ヲ頭取トス、

五月

六日、齊興公御參勤<sup>マカ</sup>ノ為メ御発駕、

六月

十四日、公御側役種子島時昉、末川主税<sup>長久</sup>ヲ從へ、銃  
ヲ大井村別邸ニ試ミ玉フ、

二十二日、公及篤之丞君ト今里邸ニ銃ヲ試ミ玉フ、

七月

朔日、末川近江<sup>秋</sup>登營、齊興公御帰国ノ御暇ヲ謝シ玉  
フ、

八月

六日、澄姫君芝邸ニ生ル、生母酒井氏、父ヲ主殿ト云  
フ、

九月

近衛忠照公、將軍家慶將軍職宣下ノ為メ東下、淺草本  
願寺御旅館タリ、

十三日、忠照公芝藩邸ニ御實臨饗宴ヲ張ル、

十八日、忠熙公高輪邸ニ御賁臨、  
天保九年戊戌 公三十歳

正月

二十三日、御小納戸伊集院卯十郎(兼通)ヲ頭取トス、

閏四月

十五日、御小納戸見習折田梢ヲ御小納戸トス、

七月

二十八日、伊集院卯十郎ヲ御納戸奉行兼御小納戸頭取

トス、

八月

二十日、当番頭上野司(兼実)ヲ御側御用人兼御側役トス、

九月

二十七日、御側役種子島六郎(時原)ヲ御側御用人トス、

十月

二十四日、第二女邦姫君生ル、生母酒井氏(父ヲ内蔵介)

ト云フ、麾下土ナリト云)

#### 四〇 種子島時叻家記

四〇、一  
天保九年戊戌四月十五日、今晝七ツ半時島津主計玄一列

出宅、御留守居半田嘉藤次同伴登城、齊興公御礼被  
仰上、引統於 御黒書院御太刀一腰・紗綾二巻・御馬  
代銀一枚相備

家慶公ニ御目見、御奏者九鬼長門守、

右大将様へモ同様献上物相備、於橋ノ間御奏者謁島居  
丹波守、

大御所様

右大将様へ御礼申上、退城ヨリ御老中太田備後守始實様・

土井大炊頭位利様・松平伯耆守宗様・松平和泉守景様・

脇坂中務大輔兼安様・水野越前守邦忠様・御大老并伊掃部

頭直様・若年寄堀田備中守正様・林肥後守忠様・増山

河内守正様・大岡主膳正忠様・永井肥前守尚様・堀田

攝津守正様・小笠原相摸守長様・堀大和守親様・森川

内膳正知俊様・本多豊後守賢様へ御太刀一腰・御馬代一

枚持参、御礼廻勤候云々、

銀一貫目

種子島六郎

右ハ此節西丸御普請ニ付、無御扱御訳合ヲ以、御内  
願ノ上御上納金被仰出、一昨年モ御金納御引統ノ儀、  
殊ニ御改革中旁不容易御時節ニ付、上納金仕度願之

趣云々、

本書ノ如ク、西丸焼亡後造管費献金請願スヘキ内示ニ依リ、大小侯我レ先ニト争フテ出願統々タリシト、本藩ハ廣大院殿ノ御統アラセラル、ニ仍リ、金拾五万兩献セラル、コト、ナレリ、然ルニ当時藩庫窮乏、加之江戸・大坂等積年ノ負債凡五百余万兩ニ及ヒ、其利払モ約定通り調ワレサルノ際、俄然巨額ノ献金調達ノ途ナク、已ムヲ得ス藩士禄高尅石ニ対シ玄米五升夥出ノ内示出願セシメ(三年間)、或ハ献金ヲ内論シ、各身代ニ応シ多少ヲ献セシメタリ(幕府へ献金ハ三ヶ年間納済ノ許可ナリ)、如斯非常ノ手段ヲ以テ献金スルコトナリシ故、藩内上下ノ情況甚タ困難ナリシ、知ルヘキナリ、因ニ記ス、昨春大坂ニ於テ大塩父子作乱ノ後、天下ノ人情穩ナラス、剩へ浦賀及ヒ山川港ニ外国船渡来、内外ノ事情ニ対シ稍乱ヲ好ムノ人情トハナレリ、殊ニ大塩カ作乱ハ万民救恤ノ精神ナリト、一般其挙ヲ非トスル者ナク、幕政ノ専横驕奢ヲ憤怒スルコト実ニ甚シ、考フルニ維新沿革ノ機外ニ顯ワレタルノ初トモ謂フベシ、

四〇ノ二

種子島時防カ母八十八ノ賀ニ賜ヒシ和歌

松によそふて 少将源 齊彬

幾干とせまつをちきりて老らくの

さかゆく末も限あらしな

やそやつの賀を松によせことふき侍りて

若かへる千世のみとり老らくの

まつにちきりて栄ふ行すえ

四一 島津齊彬年譜

天保十一年庚子 公三十二歳

五月

二十四日、邦姫君天年(四歳)蓮相院殿玉露蓮香大禅童

女ト諡シ、大圓寺ニ葬ル、

右御元服 御加冠

少将齊彬公其節御理髮被仰付相勤之、

右天保十一年庚子四月廿七日、三田屋敷於御書院御

元服、

天保十二年辛丑 公三十三歳

正月

晦日、家齊公薨去、年六十九歳、文恭院殿ト諡ス、

二月

十二日、名越彦大夫〔盛光〕恒ヲ御側役トス、

十月

二十四日、齊宣公高輪邸ニ御逝去、大慈院舜翁溪山大居士ト諡ス、

十一月

九日、御側御用人野崎良右衛門〔中兼〕ヲ御側役トス、

天保十三年壬寅 公三十四歳

正月

年首賀式御喪中故廢式、

齊興公御在国、

世子齊彬公御在府、

十二日、大慈公〔齊宣公〕御遺骸福昌寺ニ御着棺、当夜御埋棺〔島津安藝剛出水郷ニ奉迎ス〕

十五日、御葬式、齊興公御不例、島津安藝〔剛忠〕代リテ祭

主トナル〔大慈院殿ト諡ス〕

二十日ヨリ二十四日ニ至ルマテ、御中院法事ヲ福昌寺

ニ行ハル、

正月十一日

早川愛之助兼照、為御小姓給侍世子少将公、

寅二月朔日

御老母様 御八十八ニ成ラセラレ、 御賀奉祝候処、

少将齊彬公 御前様・恒姫様右段

御二所様 御詠歌拝領被 仰付、

二月十五日

以御小納戸平田仁左衛門〔始称友理〕為頭取給事、

三月十九日

伊木半七郎為少将公給事御小納戸、

#### 四二 兼城親方書面

少将様就

御任官、從国王為御祝儀進上物仕、按司使者差立候先例候得共、旁御用給被為 在、冠船渡来濟之上按司使者差立候様被仰渡置候得共、近年中賀慶使可被差上候

付、別段 思召之訳被為 在、同年右按司使者一緒差

上候様、且封王使渡来付王子使者之儀ハ、賀慶使ヨリ

兼相勤候様被仰付候旨承知仕、誠以御高恩之程國王始私共重々難有仕合奉存候、右御請御礼為申上如斯御座候、恐々謹言、

四月六日

兼城親方

島津(久馬)但馬(久馬)様

調所笑左衛門(松橋)様

四三 印籠等下付ノ件

- 一 少将様於御休息所御目見被仰付、御手ツカラ御印籠
- 一 ツ頂戴被仰付、且於御番所別段御上下一具・御小袖
- 一 ツ・呂御羽織一ツ・御袴地二反頂戴被仰付、

四三ノ二 御目見拝領物

- 一 右出立三付 少将齊彬公於御休息所 御目見被仰付、御手自御印籠頂戴被仰付、且於御番所御上下・御小袖・御羽織等拝領、御台様同断於大奥 御目見被仰付、御小袖御目錄三百疋頂戴、其外 御姫様方ヨリモ頂戴物等被仰付候事、

四四 島津齊彬修理大夫ト改名並布告

天保十四年癸卯 公三十五歳

修理大夫(齊彬)ト御改名並布告

天保十四年癸卯二月九日、修理大夫ト改メラレタリ、布告左ノ如シ、

少将様御事、修理大夫ト御改名被遊度旨、御伺書被差出候処、先月九日(三月九日)御伺之通被仰渡候段御到来候云々、

三月

和泉(御城代兼御家老、実名久馬、日置郷ノ領主)

〔表紙〕

齊彬公史料

市來四郎編

自天保十四年  
至同十四年

〔内容が前巻と同文により削除〕

弘化元年 (1844)

〔表紙〕

# 齊彬公史料

弘化元年

〔扉に、表紙の文字の外に「元国事執筆史料（紙数三十枚）」の記載あり〕

## 目録

### 藩内事項総覧

下遊谷村ニ砲術角場ヲ設ク

出火ノ節在京目付役ニ限り白笠ヲ用ユ

赤坂今井谷ニ砲術角場ヲ設ク

阿蘭陀甲比丹登城

骨牌ノ製造ヲ禁ス

用人ニ階堂右八郎等ヲ琉球国ヘ派遣ス

新規角場ノ建設ヲ禁シ諸邸角場図ヲ録上セシム

水戸中納言隠居駒込屋敷ニ謹慎

徳川鶴千代磨家督

江戸本丸城焼亡

老中真田信濃守幸貫辞職

本丸造営掛ヲ命ス

松平讃岐守滞府并後見命令ノ通知

所司代酒井若狭守ヨリ伝奏衆へ通スル書

本丸造営費献金ノ諭達

本丸造営費献金聴届

万石以下上納金達書

井上因碩ノ上書

印幡沼ノ普請差止

堀大和守・水野越前守加判列任命

和蘭国甲比丹上書和解

松平肥前守届

松平美濃守届

長崎奉行ヨリ市中郷中へ触達

以上二十五条

天保十五年甲辰

紀元二千五百四年

清曆道光二十四年

西曆千八百四十四年

仁孝天皇第百十九世 愍仁 即位二十八年

將軍家慶第二十世 襲職八年

藩主齊興第七世 知政三十五年

世子齊彬公三十六歲

#### 四五 藩内事項総覽

正月十一日、番頭上野藤馬篤實ヲ勘定奉行ト為ス、

二月五日、齊興公參府発駕(午ノ上刻)、随従家老調所笑

左衛門側伊集院織衛・伊木七郎右衛門等扈從ス、

三月十九日、佛国船清・仏人各一名ヲ留メテ去ル(別冊ニ掲ク)

三月二十八日、在琉仏人交通・布教等ヲ勸ム、琉人之

ヲ拒絶ス(別冊ニ掲ク)

四月二十六日、奥茶道山口不及ヲ茶道頭ト為ス、

七月二十七日、琉球ノ事ヲ用人二階堂右八郎行健等ニ命

シ、警備ノ為メ渡海セシム、

参考(鎌田正純日記抄)

正月三日、於御書院

太守齊興公へ謁見、持參太刀、着座、御祝儀申上、

御土器頂戴、

三月朔日、吉野外所々馬追御用掛被仰付、若年寄

喜人多門久通、用人伊集院喜左衛門兼誼ヲ以承知

之、

五月五日、吉野へ相勤候、

八月朔日、刑部ト更名願之通御免相成候、

十一月廿一日、一位様御不例ニ付、

太守様 少将様へ伺 御機嫌有之候、

十一月廿九日、一位様薨去ニ付総出仕伺 御機嫌

有之、御停止被仰渡、

#### 四六 下漣谷村ニ砲術角場ヲ設ク

正月十二日

下漣谷村へ砲術角場御取建相成、御持頭堀田主税組与

力齊藤雲八郎へ御預被仰付、二七ノ日ハ同人稽古日ニ

相立、其余ハ諸向打込稽古場ニ相成候間、布衣以上以

下御役人、其外御番方小普請御目見以下ノ面々并陪臣

等ニテモ、勝手次第稽古可被致候、尤玉目ノ儀ハ煩附

膝台ニ候ハ、二百目迄不苦、仕掛打ハ不相成、毎年四

月ヨリ七月迄稽古ノ積、日限等ノ儀ハ雲八郎申談、不

込合様稽古可被致候、

諸御旗本方

御家老中

四八 赤坂今井谷ニ砲術角場ヲ設ク

二月十六日

赤坂今井谷砲術角場御取立相成、御留守居初鹿野備後

守与力櫻井大五郎へ御預被仰付、一六ノ日ハ同人稽古

ト相定、其余ハ諸向打込稽古場ニ相成候間、布衣以上

以下御役人、其外御番方、小普請・御目見以上ノ面々

并陪臣等ニテモ、勝手次第稽古可致候、尤玉目ノ儀ハ

大五郎ト申談、不込合様稽古可致候、

正月

四七 出火ノ節在京目付役ニ限リ白笠ヲ用ユ

於当地出火之節白笠相用候儀ハ、向後在京ノ御目付計

ニ候間、此段各様為御心得申達候様被申付候、以上、

伊奈遠江守組与方

辰正月

西尾瀧之助

石崎鎌三郎

田中鷲之助

田中重三郎

山田省三郎

石島五三郎

四九 阿蘭陀甲比丹登城

二月二十七日

明二十八日阿蘭陀人登城、殿上ノ間ニ扣罷在候内、見

物ケ間數儀并不作法無之様可致旨被仰達、

右書面ト共ニ登城ノ途中取締方等ノ達書アリ、之ヲ略

ス、

諸御大名方

五〇 骨牌ノ製造ヲ禁ス

二月

賭勝負ニ相用ヒ候ヨミカルタ札、メクリ札ト唱ヘ候品等仕出申間數旨先前申達シ置候処、近頃又々右カルタ札并ニ道齋或ハ花合杯ト唱ヘ、賭勝負ニ相用ヒ候カルタ札内職ニ仕入売捌候者有之候ニ付、下職ノ者迄モ今度夫々吟味ノ上御仕置申付候間、右体不正ノ品拵候儀ハ勿論、携候者モ有之間敷候ヘトモ、是迄逆モ年月経候ヘハ致忘却候モノモ有之候間、所役人等精々心ヲ付、裏借屋ハ猶更折々見廻リ嚴敷致制度、正路之産業相営、紛敷職筋等無之様為致可申候、

是迄願濟ノ歌カルタニ事寄セ、品々紛敷カルタ類拵出シ、売捌候モノモ有之哉ニ相聞、甚以不埒ノ至ニ候、忽テカルタ類向後新板ハ勿論、タトヒ是迄売捌来候共願濟不分明ノ分ハ、妄ニ拵出シ候儀不相成候間、御役所ヘ差出改受ノ上可令売買候、

右之趣堅相守、心得違之儀無之様可致候、此旨洛中・洛外・裏借屋ニ至迄不洩様可相觸者也、京都町奉行触

京都留守  
役所日記

辰二月

東西町奉行名略ス

五一 用人二階堂右八郎等ヲ琉球国ヘ派遣ス

三月十一日、琉球国ヘ佛蘭西船来港シ、中山王ヘ三ヶ条ヲ申入ル、依テ用人二階堂右八郎等ヲ派遣ス、其詳細ハ別冊ニ掲ク、

五二 新規角場ノ建設ヲ禁シ諸邸角場図ヲ録上

セシム

三月二十一日

鉄砲角場ノ儀、四谷角筈村・下澁谷・赤坂今井谷、右三ヶ所ヘ諸向打込稽古場御取建有之、銘々勝手次第稽古出来候儀ニ付、万石以下ノ面々是迄角場有来分ハ格別、向後新規取建ノ儀ハ不相成、既ニ近比ソレ玉等ノ過失有之哉ニ粗相聞、畢竟不鍛練ノ者猥ニ玉込ノ稽古致シ候ユヘノ儀ニ候間、打前ノ修行專ニイタシ、熟練ノ上玉込稽古可致候、右ニ付此度疎高中取調有之候間、

万石以上以下御府内屋敷々々ノ角場巨細絵図ニ取調、  
早々櫻井庄之助方迄可差出候、尤万石以上角場所ノ儀  
ハ是迄ノ通可相心得候、

五三 水戸中納言隠居駒込屋敷ニ謹慎

五月五日

水戸中納言齊昭卿召ニヨリ参府アリ、

五月六日

御座之間

〔頼胤、高松藩主〕 松平讃岐守  
〔頼誠、守山藩主〕 松平大學頭  
〔頼調、常陸府中藩主〕 松平播磨守

右御目見

上意有之、畢テ水戸中納言殿御隠居之儀被  
仰出之、

右松平讃岐守・松平大學頭・松平播磨守ヲシテ、

水戸中納言齊昭卿ニ慎ヲ命スル上意左ノ如シ、

水戸中納言殿御家政向、近年追々御氣随ノ趣相聞、御  
驕奢被為募、スヘテ御一己ノ御了簡ヲ以御制度ニ被為

触候事共有之、御三家方ハ国持始メ諸大名ノ可為模範  
ノ所、御遠慮モ不被有之御儀、御不興ノ御事ニ被 思  
召候、依之御隠居被、仰出、駒込屋敷ニ御住居急度御  
慎可有之候、御家督ノ儀ハ無相違鶴千代磨殿へ被 仰  
出候、此段可相達旨、  
上意有之、

五四 徳川鶴千代磨家督

五月六日

御使

〔正弘、老中〕 阿部伊勢守  
〔忠雅、老中〕 牧野備前守

徳川鶴千代磨殿

右御家督之儀被 仰出之、

五月六日

松平讃岐守

御暇被 仰出候へ共、当年滞府被 仰付之、  
右於御黒書院老中大和守列座、備前守申渡之、

松平讃岐守ニ命スル旨アリ、左ノ如シ、

五月七日

水戸殿御家政不宜候ニ付、御隠居被 仰出、鶴千代磨

殿御家督被 仰出、是迄御一己ノ御了簡ヲ以被取計候

儀ハ不相用、万事御家法ノ通り可相守、鶴千代磨殿御

若年ニモ候ヘハ、其方万端入念、以來御家政向取乱無

之様大學頭・播磨守并家老共申合、万事可取計旨、(下略カ)

水戸家老戸田銀次郎(念敬)・寺社奉行今井金右衛門(維典)・側用

人藤田虎之助(能)ヲ禁錮ス、水戸中納言卿ハ夙ニ外国ノ

事ヲ憂ヒ、大ニ武備ヲ備ヘタルヲ以テ嫌疑ヲ受ケ、

遂ニ讒言ニ罹リシト云フ、

五四ノ四  
五月七日

(徳川齊任)  
尾張大納言殿

右昨日水戸殿へ被

仰出候儀ニ付、為伺 御機嫌御登

城、於御白書院縁頼謁老中大和守、

右同断ニ付、紀伊殿(徳川齊順)・紀伊一位殿(徳川治宝)・尾張大納言殿ヨリ

使者被差出之、於躑躅之間謁備前守、

右水戸殿御隠居被 仰付、

鶴千代磨殿へ御家督被 仰付候段、於席々老中大和守

列座大炊頭申渡之、

五五 江戸本丸城焼亡

五月十日

暁七時比大奥ヨリ出火、殿中・奥・表共悉皆焼亡ス、

此時女中怪我人多少アリシト云フ(或ハ數百人焼、死トモ云フ)、將軍ハ山

里御茶亭ニ避ケラレ、夫レヨリ西丸へ移徙セラレ、大

御台ニハ漸ク西丸大奥ニ遁ラル、右ニ付翌十一日、御

機嫌伺トシテ西丸へ惣出仕ノ触アリ(邸内及ヒ封、内布透逸ス)、藩邸ヨ

リ翌十一日、御見舞トシテ大御台へ内献アリ、其品ハ

日用ノ器具及ヒ烟草・茶・果子・白氷砂糖・紙・蠟燭

等ノ類、或ハ絹・綿布等夥多ニシテ、大長持十三個ニ

納メテ献セラレタリ、又附従ノ女中等ニモ各多少ノ贈

品アリシト云フ、

今朝

御本丸炎上ニ付、

公方様

一位様 西丸へ被為人候、

右ニ付為伺御機嫌尾張殿・溜詰堀田備中守登

城、於席々謁伊勢守、

右同断ニ付、高家詰衆御奏者番布衣以上ノ御役人并所

々御門番・火之番面々登

城、於席々謁備前守、

五六 老中真田信濃守幸貫辭職

五月十三日

真田信濃守

名代

松平左衛門尉

病氣ニ付御役御免猶又相願、無摺

思召願之通御役御免、帝鑑之間席被 仰付之、快節ハ

登城、於羽目之間

御機嫌相伺可申旨被 仰付之、

右於西丸芙蓉之間、老中大和守列座、(備真色)備前守申渡之、

若年寄中侍座、

五七 本丸造管掛ヲ命ス

五月十四日

御座之間

御本丸御普請惣奉行

土井大炊頭(利位)

右於 御前被 仰付之、

同断御用掛

大岡主膳正(忠固、若年寄)

右於 奥被 仰付之、

奥御右筆組頭

田中休藏(公)

奥御右筆

東條平左衛門

黒沢正助

原彌十郎

右於 奥被 仰付之、

五月十四日

御留守居

石川美濃守

御勘定奉行

戸川播磨守

榊原主計頭

御作事奉行

堀 伊賀守

池田筑後守

小普請奉行

篠山攝津守

佐々木近江守

御目付

櫻井庄兵衛

中川勘三郎

御勘定吟味役

佐々木脩輔

御本丸御普請御用掛被

仰付之、右於西丸芙蓉之間、老中大和守列座、備前守申渡之、

若年寄中侍座、

五八 松平讚岐守滯府後見命令ノ通知

五月十四日

以手紙致啓上候、当月六日讚岐守登

城被致候処、当年御暇被 仰出候へ共、

御用有之候ニ付、滯府被 仰付、且又水戸殿御隠居、

鶴千代磨殿御家督被 仰付、御若年ノ儀ニ付後見被蒙

仰候、依テ為御知各様迄可得御意旨被申付候条、如此

ニ御座候、以上、

五月十四日

松平讚岐守内

北原七兵衛

九條様

御役人御中

五九 所司代酒井若狹守ヨリ伝奏衆へ通スル書

五月

水戸中納言殿御家政向近年追々御氣隨之趣相聞、且ツ

御驕慢被募、都テ御自己ノ御了簡ヲ以テ御制度被触候

事共被在之、御三家方ハ国持始メ諸大名ノ可為模範候

処、御遠慮モ不被在之御始末、御不興ノ御事ニ被

思召候、依之御隠居被 仰出候、駒込屋敷ニ居住穩便

ニ急度御慎可被在之候、御家督ノ儀ハ鶴千代麻呂殿へ被 仰出旨、去ル六日為

上使松平讃岐守・松平大學頭・松平播磨守罷越相達、鶴千代麻呂殿へハ御家督之儀相違ナク被

仰出候段、為

上使備前守・伊勢守罷越相達候旨、為心得年寄共ヨリ申来候ニ付、為御心得申進候事、

五月

右同断之趣、町奉行ヨリ御地役方・御医師方・御連歌師等へ、五月十六日書取ヲ以夫々相達ス、

六〇 本丸造営費献金ノ諭達

五月十五日

御本丸御普請ニ付、万石以上ノ面々此度願ニ付、上納金被 仰付候、納方ハ当辰年ヨリ来巳十二月迄、勝手次第上納候様可被致候、尤三度ニ割合相納候儀、可為勝手次第候、

此時本藩ハ、金十五万両献金アルヘキ旨内諭アリシニ依リ、其意に随ヒ献金ノ願書ヲ呈セラレタリ、各藩モ同シク分限ニ応シ

諭達アリ、本藩ハ廣大院殿ノ縁故アルカ故殊更多額ノ内諭アリ當時藩庫疲弊困難ノ際ニシテ、年々大坂銀主ヨリ貸借シ、内外ノ費用ニ充ルノ形勢ナルカ故、巨額ノ金献ハ頗ル困難ナリシユへ、藩内ノ士民ニ之ヲ課シ、或ハ禄高ニ重課スル等、非常ノ手段ヲ以テ漸ク調弁セリ、

六一 本丸造営費献金聴届

五月廿日

一金十五万両

右

松平大隅守〔島津斉賢〕

御本丸御普請ニ付上納金仕度旨、奇特ノ儀ニ被 思召候、

右ニ付、今左ニ、諸家及ヒ人民ノ献納ニ係ル金額及ヒ人名ヲ掲ケテ参照ト為ス、

五月十二日

- 一金一万二千両 土井大〔利位〕炊頭
- 一金一万五千両 阿部伊〔正法〕勢守
- 一金一万二千両 牧野備〔忠徳〕前守
- 一金四千五百両 堀大〔親善〕和守

一金一万二千兩

戸田山<sup>(忠風)</sup>城守

一位様御膳所

一金三千兩

大岡主膳<sup>(忠國)</sup>正

御台所頭

一金三千兩

本多越中<sup>(忠綱)</sup>守

吉見本<sup>(忠綱)</sup>次郎

一金千五百兩

遠藤但馬<sup>(胤統)</sup>守

右 一金百兩

三十俵二人扶持

一金千五百兩

本庄安藝<sup>(道實)</sup>守

御本丸御普請ニ付上納金仕度旨、奇特之儀ニ被

一金三千兩

松平玄蕃<sup>(忠直)</sup>頭

思召候、

一金千五百兩

酒井右京<sup>(忠毗)</sup>亮

五月十九日

細川越中守

右

御本丸炎上ニ付上納金御内願之處、願之通被

前同断、

仰付之、

五月廿二日

五月十七日

一金五万兩

井伊掃部頭

一金三万兩

小笠原左京大夫

一金四万兩

松平肥後守

前同断、

松平甲斐守

一金二万兩

松平讚岐守

御勘定所御用達

一金三万兩

酒井雅樂守

新右衛門町

一金三万兩

松平隱岐守

一三千七百兩

川村傳左衛門

一金二万兩

堀田備中守

市譽田町

右

一二千八百兩

本庄太三郎

御本丸炎上ニ付上納金御内願之處、願之通被

麴町平川町

仰付之、

一千八百兩

山上十郎兵衛

茅屋町

一三千七百兩

三谷 三九郎

一三千三百兩

芝金杉

内藤 佐助

三十間堀八丁目

一二千三百兩

花川 六兵衛

一三千二百兩

南新川

鹿島利右衛門

麴町平川町

一三千兩

於木 重兵衛

一三千二百兩

淺草平右衛門町

深谷 治兵衛

神田佐久間町

一三千三百兩

森川五郎右衛門

一五千兩

瓦町

伊勢屋四郎右衛門

小新川

一三千七百兩

鹿島 清兵衛

一千兩

森田町横丁

同 四郎兵衛

三十間堀五丁目

一三千二百兩

三村清左衛門

一八百兩

板倉屋治兵衛

ノ二万七千五百兩

町方御用達

一千兩

瀬戸物町

伊勢屋 伊兵衛

田町八丁目

一四千五百兩

仙波 太郎兵衛

一五百兩

室町

木屋 九兵衛

長谷川町

一四千三百兩

村越庄左衛門

一七百兩

本町替町

下村 小左衛門

茅場町

一三千五百兩

長岡 儀兵衛

一五百兩

同所

伊達 儀之助

一千兩	深川北川町	元町	丹波屋五郎兵衛
一千兩	近江屋七左衛門	麴町四丁目	越前屋又右衛門
五百兩	大傳馬町	同平川町二丁目	木谷屋喜六
五百兩	舛屋喜右衛門	麴町八丁目	伊勢屋八兵衛
八百兩	深川佐賀町	南提町	美舛屋庄介
八百兩	久住五左衛門	茅場町	小西惣兵衛
六百兩	平相町	金吹町	播磨屋新右衛門
六百兩	水戸屋治郎右衛門	本町二丁目	榎屋四郎右衛門
七百兩	本船町	同六丁目	紀伊國屋長兵衛
七百兩	小出三右衛門	谷中善光寺門前	三川屋源之助
一千兩	牛込大龍寺町		
一千兩	京屋九郎兵衛		
一仟	深川木場町		
一仟	萬屋和介		
一仟	島田町		
一仟	鹿島清右衛門		
五百兩	富田町		
五百兩	湯淺屋與右衛門		
六百兩	大島町		
六百兩	福島屋彌兵衛		

同

一全 三川屋權右衛門

本町四丁目

一全 柏屋孫左衛門

同所

一全 伊勢屋長右衛門

淺草花川戸家持清右衛門

一千兩 鈴木藤吉郎

一千三百兩 竹原文右衛門

〃 五万百兩

惣高七万七千六百兩

六二 万石以下上納金達書

五月廿二日

御本丸御普請ノ儀ニ付テハ、御用途莫大ノ事ニ付、御

三家始御手伝ハ不被 仰付候ヘトモ、万石以下ノ面々  
諸役人・御番方・寄合・小普請等、都テ五百俵以上勤

仕不勤共、高百俵ニ付金二兩ツ、五百俵以上百俵以  
下、百俵ニ付金一兩二分ノ割合ヲ以テ上納被 仰付候

間、当辰年ヨリ来巳年十二月中マテ勝手次第上納可有

之候、納方ノ儀ハ御勘定奉行へ可被談候、

但上納金兩三度ニ相納候テモ不苦候、

右之趣万石以下ノ面々へ可被相達候、

五月廿二日

御本丸御普請ニ付、万石以下ノ面々願之通上納金被

仰付候面々ハ、此度触面ノ通、不勤ノ者ハ上納金ノ廉

ニテハ別段相納候ニ不及候、

右之趣万石以下ノ面々へ可被相達候、

兼テ身上向不如意ノ面々、同役共上納金致候トテ、右

ニ拘リ無理上納致候事無用候、

此ノ如キ達シアリト雖モ、全ク表面ヲ飾リタルモノニシテ、内

ニハ論シテ請願セシメ、実ニ表裏反對ナリ、是等ハ從來幕府ノ

慣習ト云フヘシ、是故ニ幕令ト云ヘハ其裏面ニアリト、一般

信用ヲ置カサルノ事情アリ、

六三 井上因碩ノ上書

五月二十三日

井上因碩所著書ヲ寺社奉行松平和泉守ニ上リ、本丸（兼全）

城造宮課金ヲ命セス人心ヲ安センコトヲ切言ス、  
左ニ其上書ヲ掲ク、

不願恐怖奉言上候、抑微臣ノ祖ハ慶長年間

東照宮兵法ノ一助ニモトノ 神慮ヲ以テ被 召出、折

々技芸軍慮ノ行法等御尋有之、賜世祿之後

〔備前志〕  
台座公ノ御治世ヨリ唯今マテ數代公祿ヲ奉貢、全以不

奉公、年々一度

上覽ノ御用、一統ノ奉行被 仰付、微臣文政八酉年以

来何ニテモ犬馬ノ勞ヲ尽シ度奉存、天保四巳年脇坂中

務大輔殿家来加集宇右衛門マテ、以書付申上候条々ノ

内、聊當時ノ風俗ニ相当リ候一儀モ有之、本懐ノ仕合

奉存候、且愚意ノ趣言上仕候段多罪奉恐縮候ヘトモ、

一命ヲ奉リ左ニ奉申上候、

一御本丸炎上ニ付、大小名ヨリ内願トハ乍申、献金被

仰付候、往昔明曆ノ度ハ乍恐御類焼ト申、其比ハ諸

侯ヲ始メ万民富有ノ時節、尤諸色モ下直ノ世ノ中ニ

御座候、此十年以前ヨリ折々凶作打続、万物不作ニ

候ヘハ、何程烈數御触御座候トモ、元方扨底ニテハ

方便有之間敷候、

一文化ノ末ヨリ數度ノ御縁組其外諸侯ニモ疲レ候上、

二ノ丸御普請・御代替・西丸炎上・日光御大礼彼は  
打続、士農共ニ及逼迫、當時大小名ノ内十軒ニ九軒  
マテハ極窮ノ体ニ候ヘトモ、其詰リハ公用ノ号ヲ以  
テ、百姓ヲシイタケ候ヨリ外無之、既ニ唯今ヨリ諸  
民恐怖ノ旨ヲ表シ申候、

一言語ニ絶シ恐入候儀ニ候ヘトモ、先々此度ニテハ、  
浪華ノ町人共計御用金被 仰付、其余ハ 御沙汰止  
ニ被遊、暫ク仮御住居ニ被為入、追々文王ノ靈台ニ  
均シク被為宮候ハ、万民感涙ヲ流シ、遂ニ成就可  
仕ト奉恐縮候、殊ニ急速ニテハ美材堅木相揃申間敷  
哉ニ奉存候、

一可憐不善ヲ千里ノ外ニ挙ケ、大度ノ仁慈ヲ半句モ不  
称ハ凡人ノ道、実ニ旧臘ノ御仁政、侯伯子男拜借金  
モ御宥恕并貧民窮商ノ苦界ヲ免シ候御恩深ク候ヘト  
モ、此儀ヲ奉感称候者殆ント稀ニテ、兎角御自欠ニ  
テ諸人難題ヲ被為掛候様ナル悪声喧シク、長嘆ノ至  
リニ候、

一不及申候ヘトモ、万国往古ヨリ唯今マテノ泰平聖代  
更ニ無類ニ候、堯舜ノ代モ争デカ可及哉、シカル時  
ハ仮御住居へ被為入候トモ、聖代ノ御座ニ等敷、尚

又可奉尊信哉ト奉恐察候御儀ニ御座候、

一 嗚呼ケ間敷候ヘトモ、君ハ船、臣ハ水、乍前言明末ノ凶年国賊ヨリ事起リ、万里ノ石堤モ斬穴、乍俗諺若奉蒙御笑候ハ、速ニ首ヲ被為刎候共、快ク閻王ニ謁シ、公祿ヲ奉貢申開可仕候、

一 匪善ノ術トシテ、只能ク自己ヲ守ルヲ以テ専一ト仕候、勝負ヲ論候者ハ素人ノ事ニテ、極意ニ至候テハ白石ヲ取り候ヘトモ、必負申候、則治乱皆一局ニ表シ申候、右ノ対局ニ若シ誤リテ、損毛又ハ不慮ノ難ニ逢候ヘハ、マス〜己ヲ守候ヨリ外無之、俄カニ其損毛ヲ補ハント急キ候ヘハ、忽チ敗乱ト相成可申候、右様天下ノ大道ヲ端末ニ用ヒ、技芸ニ比シ候其罪更ニ前後モ覚不申候、恐惶謹言、

井上因碩

百拜

松平和泉守殿

頃日松平和泉守殿ヨリ御直書ヲ以被 仰下候ニ付、罷出候処、御書院ニテ達テ御同置ヘ罷出候様ニトノ義ニ付、再拜ノ上平伏仕候処、去月中書付ヲ以テ言上仕候儀、至極御同意御心服ニ付、早速其筋ヘ御達御座候処、

誠ニ真実ニ被存神妙ノ由、誠ニ御自分ニモ御支配下ニ

ケ様ノ者有之段面目ノ由、押返シ被仰聞候間、恐怖感心涙ヲ袖ニ留兼候趣申上候、就テハ右書面永々御貫被成候云々御城坊守星野某善彬公ニ呈シタル写種子島時助日記

六四 印幡沼ノ普請差止

六月十日

御勘定組頭

金 二枚

竹内清太郎

印幡沼古堀筋御普請御取止被 仰出候ニ付、御暇被下之、

六五 堀大和守・水野越前守加判ノ列任命

六月十四日

堀 大和守

被補加判之列、任侍従、奥向御用是迄ノ通、

水野越前守

御加判之列上座被 仰付、

但大和守儀依辭退、加判之列ハ被成御免候、

水野ノ再ヒ出ルハ、蘭人ノ上告ト英・佛ノ琉球ニ

来リ迫ルヲ以テ、諸老之ヲ制スルコト能ハス、將

軍之ヲ憂ヒ、再ヒ忠邦ニ命シテ之ヲ措置セシメン

トス、忠邦堅ク辞ス、依テ若年寄大岡主膳正ヲ遣

ハシ内諭アリ、忠邦已ムヲ得スシテ命ニ応スト云、

## 六六 和蘭国甲比丹上申書和解

六月十六日

江戸表へ阿蘭陀国王ヨリ書翰ヲ奉呈候タメ、フレガツ

トノ名号軍艦一種・ハレンバンング号船又ハコンベツト軍艦一種・ホ

レアス号船、又ハ其地咬啗吧合軍船ノ内差越候様ニ御座

候、

随テ咬啗吧頭役ヨリ左ニ桁ニ申上候様申付越シ候、

阿蘭陀国王ヨリ江府へ奉呈候書翰、不容易大切ノ儀ニ

有之、畢竟夫故国王ヨリ命ヲ下シ、態ト軍船ヲ以差越

候儀ト奉存候、

右之船 御国地方へ近寄候ハ、凶ノ如キ目印旗表櫓

上ニ相立可申候間、此凶奉入 御覽置候、咬啗吧頭役

共ヨリ申越候ハ、和蘭国王所持之コルヘツト又ハ其他  
軍船ノ内、

御当地着岸前、万端都合宜敷御座候様御取扱メ被成下

度段申立候様トノ儀ニ御座候、右申立候コトノ趣意ハ、

御当地へ為商売渡来仕候阿蘭陀人ノ儀ハ、

御当国御振合通ニテ万事御取扱ニ候へ共、当節之儀ハ

商売筋ノ儀ニ御座ナク、恐ナカラ

御政道御為ニ相成候儀申立候タメ、罷越候軍船ニ御座

候へ共、是迄方々ノモノ同様御取扱ニ相成候テハ、不

相当ノ儀ニ奉存候、

右等之差別被為聞召分、当節ノ義ハ格別ノ訳ヲ以、左

ノ桁御用捨之程謹テ奉願候、

第一国王軍船ヲフシール特コト共ノ儀ハ、外諸国同様身

本捺索ノ上用捨之事、

第二上陸之節官位ノ徽ニ帯剣イタシ候儀御差止被下間

敷事、歐羅巴洲ニオイテハ、都テ軍事ニ携候者剣

ヲ体ヨリ離シ候ハ、捕子ニ相成候節之外一切無之

候、

第三国王軍船ニオイテハ、人別御改ノ御手数有之間敷、  
且又玉葉其外武器等御渡申上候儀無之事、其ハ常

々防禦用意專之訳ニ候、

第四國王軍船ヨリ端舟ヲ以勝手ニ出島往来仕候儀、御

差留被下間敷事、尤右軍船着岸ノ節實人從來真心ナキヲ表シテ實ヲ

差出候儀差支無之、此儀 見知ノ為メニモ相

成可申、尚乗組人名書ノ儀ハ御沙汰次第差出可申

候、

第五御願申上候ハ、國王軍船ヨリ岡磯ヲヘ対シサリエ

ツトスコテン為御儀石火矢放シ候儀 イタシ候節ハ、

御國ヨリモ同數ノサリエツトスコテン被成下候様

仕度、左無之候ヘハ國王之旗建テ乗渡候ヲ、御忌

嫌被為成候事ヤト了簡違ヒ可仕哉、懸念ニ奉存候、

右ノ柁ニ申上候通り被成下度旨、咬啮吧頭役希候

儀ニテ、和蘭國王ノ軍船ニ國王ノ旗ヲ建候儀ニシ、

御國ニオイトテ御辞ミ不被成下様仕度、國王船差越

候義ハ肝要ノ事ニテ、日本御為ニ相成候義申上候

タメ差越候儀ニ候、

前条奉申上候事之内、五ヶ条ノ儀ハ急速ニ御沙汰被成

置被下候様重畳奉願候、右申立何レモ不悪御聞請被成

置被下度、此末ハ右國王軍船着之儀、日々相待候様仕

度奉存候、

カヒタン

ヒヒトルアルヘルト

ヒツト

右之通カヒタン横文字書付ヲ以申上候ニ付、和解差上

申候、以上、

辰六月

紅毛通詞共

姓名略ス

六七 松平肥前守届

六月十八日

此度渡来之阿蘭陀船咬啮吧頭役ヨリカヒタンヘ差越候

書簡ノ内、阿蘭陀國王ヨリ御政道筋御為ニ相成儀可申

上旨ヲ以、彼方本国ヨリ商売船ニ無之、態ト船相仕立

可差越段カヒタン申出候、尤右船長崎港着岸之比ハ、

六月十八日比ヨリ七月二日比迄ニハ可致着岸哉ニ付、

尚備向嚴重ニ取計、且領内浦々入念候様、昨十七日長

崎奉行伊澤美作守ヨリ彼地ヘ差置候家来ノ者ヘ相違候

段申越候、依之備向等尚又嚴重申越候、且又阿蘭陀入

津旁ニ付、私儀明後廿日ヨリ彼地へ罷越候儀ニ御座候、  
此段御届仕候、以上、

六月十八日

(鯨島音正)  
松平肥前守

六八 松平美濃守届

六月十九日

一筆致啓上候、於長崎去ル十七日、伊澤美作守彼地へ  
遣シ置候家来之者被相呼、此度渡来ノ阿蘭陀船咬囉吧  
頭役ヨリカヒタンへ差越候書翰ノ内、阿蘭陀国王ヨリ  
御政道筋御為ニ相成儀可申上旨ヲ以、彼方本国ヨリ商  
売船ニ無之、態ト船相仕立可差越段カヒタン申出候、  
尤右船長崎港着岸ノ比ハ、六月十八日比ヨリ七月二日  
比マテニハ可致着岸哉ニ付、猶備向嚴重ニ取計、且領  
内領々入念候様相達候段申越候、此段為可申上呈飛札  
候、恐惶謹言、

六月十九日

(黒田音薄)  
松平美濃守

六九 長崎奉行ヨリ市中郷中へ触達

六月

阿蘭陀本国ヨリ仕出ノ船一隻近々当港致入津候、咬囉  
吧頭役ヨリ在留カヒタンへ此度申越候趣有之、右船ハ  
全商売船ニハ無之哉候ヘトモ、凡事柄モ相分り、聊以  
子細無之事ニ付、市中并諸商売ノ義安心ノ上、平常之  
通無危踏致商売、猥ニ浮説申觸間敷候、  
右之通市中へ相觸候間、支配向其外郷中へモ可被相觸  
候、

弘化3年(1846)

〔表紙〕

齊彬公史料

弘化三年

〔扉に、表紙の文字の外に「元国事鞅掌史料(紙数十七枚)」の記載あり〕

目録

- 齊彬公御事蹟総覧
- 参考 川上筑後(久封)日記抄
- 参考 鎌田正純日記抄
- 参考 鎌田正純家記抄
- 参考 江田平蔵家記抄
- 以上五条

弘化三年丙午

紀元二千五百六年（清暦道光二十六年  
西暦千八百四十六年）

孝明天皇（第百廿即位三年  
世統七）

將軍家慶公（第十二世）襲職十三年

藩主齊興公（第廿七世）知政三十九年

七〇 齊彬公御事蹟総覧

弘化三年丙午 公三十八歳

正月

年首式旧規ノ如シ、略ス、

二月十六日、御記録奉行橋口今彦（兼柄）ヲ御納戸奉行ニ進

ム、御記録奉行故ノ如シ、

同月十九日、御小納戸田上（休則）百二公ノ御付ニ命セラル、

三月十七日、異船一艘琉球久米島ニ来リ上陸シ、食ヲ

求メテ翌日開帆行ク所ヲ知ラス（船三艘、人員十七人）、事実後巻ニ

詳記ス、

四月五日、異船一艘又久米島ニ来リ食ヲ乞フ、

同日、英船一艘琉球那覇港ニ来リ上陸シ、自国ノ医（伯德令）ヲ滞居セシメ、治療ヲ施サムト乞フ、琉吏国禁

ヲ以テ謝絶ス、

同月八日、異船一艘亦タ久米島ニ来テ、食ヲ乞フテ去ル上陸人員十八人

五月六日、仏船一艘乗組人員三百人 那覇港ニ来泊ス、在琉ノ仏人等本船ニ行ク、

同七日、仏船運天港ニ転泊シ、沿海測量ヲ乞フ、琉吏聴カス、

同十一日、仏蘭西船一艘運天港ニ来泊ス乗組人員三百人

同十二日、又一艘那覇港ニ来泊ス乗組人員五百人

同十三日、三艘共ニ運天港ニ碇泊ス  
同日、先キニ来泊スル所ノ英吉利船、医全一名三十及ヒ其妻三十・子男二・女四・清人通弁一名ヲ留メテ去ル、

閏五月(マ)日、仏蘭西船来泊ノ飛報江戸ニ達ス、

同二十日、江戸知邸半田嘉藤次(久保)ヲ閣老阿部侯(正弘)ノ邸ニ遣シ、用人山岡衛士ニ就テ来泊ノ趣ヲ申告ス、亦仙波市左衛門實ヲシテ一通書ヲ呈セシム、

同二十五日、御家老島津石見(久保)ヲ帰国セシメ、海防ニ当ラシム、

同日、異船二艘相州浦賀港ニ来ル、  
同二十八日、齊興公琉球外国船処分ノ為メ、代リテ齊

彬公御帰国御願書ヲ、御先手戸塚豊後守ニ就テ呈シシムフ、

同日、將軍閣老戸田山城守・松平和泉守ヲ藩邸ニ遣シ、齊彬公御帰国御暇ヲ賜フ(以上後卷ニ詳記ス)

同二十九日、御側詰碇山將曹徳久ヲ御家老ニ進ム、且嫡子ニ限り代々島津ノ姓ヲ唱ヘシム、

同十八日(実ハ十九日故アリテ十八日トス)、齊興公生母(鈴木氏)寶鏡院殿卒去(鹿兒島田上村字錦崎ノ隱邸ニ於テ)

寶鏡院殿圓爾妙鑑大姉ト諡シ福昌寺ニ葬ル、  
六月一日、齊彬公御登城將軍ニ御謁シ、就国ノ恩ヲ謝シ玉フ、將軍懇ニ琉球異船ノ処分ヲ委シ、御馬一疋ヲ賜フ、

同三日、齊興公又異船滞泊飛報ノ状ヲ、閣老青山下野守裕忠ニ具申シ玉フ、

同八日、齊彬公江戸邸ヲ発シ御帰国ノ途ニ就セ玉フ、  
(六日御発駕ノ積ナリシニ、閣老ノ命ニ依リ延日八日トナレリ、

事実後卷ニ詳ナリ)御家老島津將曹徳久・御側役種子島六郎時・名越彦大夫等扈從ス、

同十四日、御用人倉山作大夫兼久ヲ權ニ番頭トシ、一隊

ヲ率ヒ琉球警衛ヲ命ス、此時御小姓与磯永孫四郎徳周・

土持岱介ヲ使番トシ、島津石見ニ属シ山川郷ニ到ラシ  
メ、渡航ノ命ヲ俟タシム、

同十七日、島津石見久浮江戸ヨリ着麿ス、

七月十四日、琉球警衛予備ヲ命ス、御用人倉山作大夫

(久寿) 番頭ノ名ヲ以テ、左ノ人員ヲ率フヘキ旨ヲ命セ

ラレタリ、

番頭 倉山作大夫

物頭 谷川次郎兵衛

全 福崎助八

御目附 平田清右衛門

御代官 伊集院次左衛門

騎馬御小姓組 竹之内善之進

全 小牟田助右衛門

全 安藤直右衛門

全 岡村新藏

全 平山加十郎

全 兒玉筑兵衛

全 園田四郎助

全 谷元十郎

全 篠原仁三次

醫師 湯前龍棟

使番 磯永孫四郎

全 土持岱介

外ニ 御兵具方与力 一人

全足輕 十人

右臨機琉球渡海ヲ命セララル、

島津石見(久浮) 江戸ヨリ下着、

七月十七日、琉球仏・英人ノ情况ヲ江戸ニ報ス、

同十八日、島津石見指宿摺乃濱ニ自兵ヲ率ヒテ出張、

臨機渡琉ノ準備ヲナセリ、

同二十日、齊興公琉球飛報ノ状ヲ、閣老阿部伊勢守ニ

具申シ玉フ、先是仏船一艘琉球近海ノ暗礁ニ触レ破摧

ス、琉吏乗組ノ人員ヲ救フ、

同二十五日、齊彬公御着城、從駕人名左ノ如シ、

国老 島津將曹久徳

御側役 種子島六郎時助

名越彦大夫

御小納戸 島津藤馬得曹カ長男

伊集院卯十郎兼通



全	吉井七左衛門
全	早川愛之助
全	圖師崎良助
全	赤松安之丞
全	猪飼直人
全	伊集院藤十郎
全	山口不及
全	重久嘉甫
全	富永玄意
全	重信恕誠
全	村井東養
全	種子島權助
全	本城源七郎
全	森川孫大夫
全	徳永助之進
全	面高十五郎
全	園田與藤次
全	白濱八郎左衛門
全	成田正右衛門
全	青山善助

十月十六日、谷山郷地頭飯屋ヲ発セラレ、途ニ御放鷹、喜入郷領主邸ニ御一泊、

同月十七日、喜入郷ヲ発セラレ、今和泉郷領主邸ニ御休憩、指宿郷湊浦ニ御一泊、

同月十八日湊浦ヲ発セラレ、額娃郷鏡乃池ヲ覽玉ヒ、而シテ瑞應院ニ御休憩、同郷地頭飯屋ニ御一泊、

同月十九日、額娃郷ヲ発セラレ、山川郷龍山寺ニ御休憩、同所河野覺兵衛カ宅ニ御一泊、

同月二十日、山川郷ヲ発セラレ正龍寺ニ御休憩、此日同所竹山海岸ニ於テ、成田及ヒ青山カ砲術操練ヲ覽玉フ、竣テ指宿郷ニ到リ湊浦ニ御一泊、

同月二十一日、湊浦ヨリ二月田ノ別館ニ移ラレ、御入湯ノ為メ御滞留、鹿兒島ヲ発セラレテヨリ、各所海岸砲台築造ノ地御見定、且ツ途ニ御放鷹、鶴及ヒ鷹・鴨數十ヲ獲玉フ、

○成田カ砲術ハ大砲射擲即チ臼砲・忽砲・海岸砲・野戦砲等ナリ、青山ハ野戦砲(百目ノ車砲或ハ二百錢砲ノ火箭等ヲ試ミタリ)

十一月二日、巳刻二月田ノ別館出火(御湯屋ヨリ発スト云フト雖モ、其実ハ烟花製造命セラレ、其失火ナリシト云フ)

因テ公ハ直ニ湊浦ニ御移転アリ、別館悉皆焼亡ス、  
同月五日、御帰城ノ途ニ就セラレ、谷山郷地頭飯屋ニ  
御一泊、

同月六日、同所中乃塩屋大砲場ニ於テ、谷山其他八ヶ  
郷ノ操練ヲ覽玉フ、尋テ御帰城、

同月十二日、西田・原良・草牟田・伊敷ノ諸村ニ御放  
鷹、尾畔ノ別邸ニ御休憩、此時先規ニ從テ道路修繕、  
或ハ土人ノ往来ヲ止ムル等ノコトヲ免スヘキ旨令セラ  
レ、或民家ニ臨ミ榮勞ヲ覽玉ヘリ、

同月十六日、磯邸ニ臨マレ銃砲ヲ試ミ玉フ、

同月二十四日御帰城、

十二月十二日、磯邸ニ臨マレ、木上清左衛門及ヒ門人  
等ノ草鹿丸物ノ射式ヲ覽玉フ、御家老・若年寄・大目  
付ニ陪覽ヲ允サル、

## 七一 参考 川上筑後(久封)日記抄

少将様西目海岸御巡見之序日記書抜

川上筑後

弘化三年午春琉球國へ異船來船之旨申來、其段江戸へ

御届被仰上候、依テ江戸詰合ノ御家老島津石見久浮為

守衛被差下、尚亦為御名代久浮五月二十五日出立、六  
月十七日下着、翌十八日為守衛指宿摺之濱迄被差越候、

少将様御下国海岸御指揮被為在度御願被為在、六月八  
日江戸御発駕ニ付、御側詰碓山将曹(久徳)へ御家老職

被仰付、島津之御称号拝領ニテ直ニ御供、七月二十五

日御着城磯館へ御滞在、此年十月ヨリ西目御巡見、左  
候テ弘化四年未正月十九日、宰相様御下国付江戸御立、

三月八日御着城、少将様御対顔被為在候、右ニ付少

将様御参府、三月十四日磯館ヨリ御本丸へ被為入、当

日御発駕、五月十日江戸御着府被為在候筈ニ付、三月

十四日御老中上使御賜、十五日御登城御参府之御礼被

仰上ニテ候半欵、

但少将様江戸御発駕之前御暇御賜之上使御引請、夫

ヨリ御登城有之、御暇之御礼并御献上物有之、御

拝領有之筈ニ候云々、

## 七二 参考 鎌田正純日記抄

弘化三年五月廿二日 雨

太守様御参府ニ付御祝義、且諸事御改革等被仰出、

五月廿七日 少雨

異国船二隻来琉ニ付、豊後殿ヨリ御内命承知イタシ候、

五月廿八日 曇

異国船渡来ニ付、手当内評イタシ候、

六月十四日 雨

異国船渡来ニ付 少将様御到着ノ旨ヲ達ス、

六月十九日 曇

島津石見殿到着ニ付祝義ニ参ル、

島津内蔵殿当番頭へ役替ニ付全断、

六月廿二日 晴

山川沖へ異国船渡来ニ付出張之用意イタシ候、

七月廿五日 晴

少将様御着城、

八月十五日 晴

佐土原使者謁ヲ乞フ、

八月十六日 晴

少将様御既へ被為入候、

九月九日 曇

少将様御対面所ニテ、御一門方ヨリ諸士諸組与力迄御

目見被仰付、

九月十六日 晴

少将様谷山中之塩屋ニ於テ、成田正右衛門其外二人ノ

砲術等ヲ観覽セラル、

十月十五日 晴

少将様御供揃、山川表海軍防禦ノ場所ヲ巡見ス、

十一月四日 雨

指宿温泉場別荘焼失ニ付、御一門方初登城、

十一月十二日 晴

少将様御鷹野被遊候、

十二月二日 雨

前同断、

七三 参考 鎌田正純家記抄

弘化三年丙午六月十七日、当四月琉球国へ啖咭喇国船并佛郎西船来着難題申掛候付、大頭御家老島津石見久浮へ被仰付一備御願ニ付、御小姓組番頭ニテ鍵奉行之場被仰付、山川迄出張時宜次第渡海可致旨、御家老島津豊後久實・御用人島津權五郎久包ヲ以承知之、

七月二日、宗門方掛寄被仰付、御家老島津壹岐久武・御用人伊集院喜左衛門ヲ以承知之、

同月四日、福山井ニ諸々御馬追御用掛被仰付、若年寄喜人多門・御用人伊勢雅樂ヲ以承知之、

八月朔日、去ル六月十七日被仰付置候琉球国へ異人渡來ニ付、時宜次第渡來之儀彼表無異儀段申來候ニ付、出張之儀引取被仰付、御家老島津將曹久徳・御用人官之原主計ヲ以テ承知之、

同月十日、來年十一月

頼朝公六百五十年御法会華尾山於御社頭御執行ニ付、御用掛被仰付、御家老島津壹岐久武・御用人島津市十郎久誠ヲ以承知之、右へ差越相勤候、

同月十五日、諸衆之内四年皆勤御褒詞、御家老島津壹岐・御用人入來院平馬ヲ以テ承知之、

九月十五日、異国船掛寄被仰付、御家老島津將曹・御用人島津權五郎ヲ以承知之、

#### 七四 参考 江田平藏家記抄

弘化三年丙午春御參勤(齊興公)御供ニテ致出府、相詰

候事、

同四年未春御下国(全公)御供ニテ罷下候、

但出水今釜御新田并同所庄塩浜御新田、御下国序中

一日御滞留被遊御覽候付、諸手当トシテ下之關御渡海ヨリ御先キへ急キ被仰付、夜白差急キ出水着、御建場道橋等ノ差図イタシ奉待上居、御都合宜御覽相濟、夫ヨリ御供ニテ致着候事、

〔表紙〕

齊彬公史料

弘化三年

〔扉に、表紙の文字の外に「元国事鞅掌史料（紙数二十一枚）」の記載あり〕

目録

御格式条列水戸侯ヨリ御尋問御答書

参考 碓山將曹種子島六郎へ書翰

参考 黒岩堅蔵家記抄

参考 調所笑左衛門種子島六郎へ書翰

参考 種子島六郎碓山將曹へ書翰

以上五条

七五 御格式条列水戸侯ヨリ御尋問御答書

弘化三丙午年九月

一 一族家老家取扱向御尋之事、

右一族ト申ハ一門差次重立候家柄ニテ、

島津和泉外三家有之、会釈向ハ一門之次家老之頭ニテ、

公辺御目見且 公義ハ書挙ニモ相成居、平日何篇右ニ

準シ品能取扱申付置、何ゾニ付テハ名代勤モ申付候、

尤右四家ノ内ハ存慮次第家老職モ申付候、勤役中ハ

兼テノ格式無構、外家老共同様ノ取扱ニ御座候、

但一門ノ者ハ名代勤ヲ申付候得共、家老職ヲ不申付

候、

一年頭・五節句等礼受候次第御尋之事、

右年頭ハ対面所（表御対面所）ト申席へ出座、和泉（和

泉ハ島津又左衛門、則日置郷領主）初四家持参太刀ニテ、

礼受ヨリ上家格ノ等級順次ニ着座盃遣シ、五節句ニモ

右席へ出座、独礼ニテ祝儀受申候、右席

公辺御座席ニ準候得ハ、大広間ニ相当リ申席柄ニ御座

候、

一 表向内証ノ取扱差別御尋ノ事、

右表向内証ハ取扱差別無御座候、

一家中ヨリノ唱方且上向へ申出候節、唱方御尋之事、

右四家之儀ハ、家中ヨリ唱方且上向へ申出候ニモ呼捨  
ニ御座候、併家老職申付候得ハ、家中ニテハ殿文字相  
用、上向へハ用不申候、

一四家(御一門四家)知行仕向等ノ儀並 公辺へ御届ノ振  
合御尋ノ事、

右四家之儀兼テ知行高宛行置、員數一萬石以上又ハ其  
以下モ有之、右之所務(石高収納額ノ通唱)ヲ以テ勤向等  
万端相弁シ、別段仕向等無御座、勿論 公辺へハ此以  
前分限帳差出、銘々名前・持高員數書出置候儀ニ御座  
候、

右之通御座候事、

七六 参考 碓山將曹種子島六郎へ書翰

弘化三丙午  
年六月三日

廿九日付ノ御懇書去ル廿七日相届、是又細々拜見イタ  
シ候、貴所様弥御安泰被成御精勤珍重奉存候、当方御  
宿許御総容様御揃無御別条、御賢息様方弥御安全御精  
勤ニ御座候、旁御懸意無御座御休意可被下候、扱私諸

中公私ニ付、彼是御懇意被仰候、殊ニ出立前ハ品々御  
饒別等被成下、御懇情之程厚忝仕合奉存候、帰着則右  
御礼等深重申上筈御座候処、着涯ヨリ色々繁雜ニ打過、  
何モ不行届之至失敬申上候、其段ハ御仁免奉希候、  
少將様御召仕女ノ儀付、出立前御示談申上 高輪様  
思召付ノ筋ニテハ、一人御召仕候一条ニ付、細々被仰  
下趣承知イタシ候、且ツ此節山口五郎右衛門殿着二  
付、猶又御伝詞ノ趣且其御許御形行等ノ儀モ細々承知  
仕、品々御骨折御精勤ノ由、トフソ仙波(市左衛門)ナ  
ト被相談、近々ニ御帰シ相成候様吳々モ御働被有趣、  
爰許ヨリモ掛テ奉願候、尤 中将様(齊宣公)ヨリ猪飼  
氏(猪飼央ヲ云フ)へ御直書ノ内ニモ有之御一条、御認  
有之、南部様(南部遠江守信順)ニテ御見分モ被為在候  
得共、格別御氣ニ付候程ノモノモ無之、段々御配慮モ  
被遊候付、右之趣貴殿ヨリ私へ申聞置候様トノ御文言  
拜見仕、奉恐入仕合難有奉存候、江戸広ストイヘ共、  
サテハ在少キモノニ候、クレ〜モ御心配ノ程奉遠察  
候、且花印事モ御氣ニハ入候得トモ、イマタ年若者故  
彼是ト 御案候モ被為在候由、乍憚御尤ニ奉存上候、  
今一兩年モ相立申候ハ、御番モ相勤申候ハ、猶更御

意ニ相叶可申儀モ可有御座哉、此一巻ハ乍憚上モ下モ

脇々ノ付葉ニテハ参兼申モノニ御座候、イツレニモ

思召次第不被為在候間、強テ御進ニモ仕兼候、此節ハ

トフソ二十才位ヨリ二三迄ノ人柄宜キモノヲ、精々御

探索被下候様相願居申候、林様若年者、肥・水野様御用後守忠英

取次、美・美濃部殿新番頭格御小納・濃守忠篤戸頭取・筑前守御役御免等ノ大変ノ一条

形行、且ツ風評等ノ儀細々被仰越、且 少将様奇彬公

御内沙汰等ノ儀委曲承知仕候、達 御内聴候儀ハ、則

申上置候、誠ニ大變到来候テ、 大御所様前將軍家齊公 薨

御後イマタ御日数不相立候処、色々ト世上騒敷、実以

テツマラヌ事ニ御座候、当方ニテ所々様々風説区々御

座候、イツレヲ正説トモ相分不申候、

御内用一条ニ付品々被仰聞趣承知仕候、保七郎種子島正正

名ニモ、此節ノ御退役又ハ転役等ニ付テハ力落ノ訳

モ有之候半、イロくト爰許トモ御案シ申上居候、

山口氏直記・名越氏彦大夫へ御内々御取替等ノ

儀モ細ニ被仰下、委曲承知イタシ候、且又幡印ヨリ御

付届等ノ儀モ品々申出、段々大数成御品等御取入相成

候段モ承知イタシ候、就テハ御金モ過分入等御心配ノ  
程察上候、調所笑左衛門家へ御続金ノ儀モ承知致シ

候、

唐物屯荷行違如何、又ハ評価物等ノ一条ニ追々御願立

モ有之候処、段々ト御模様宜相聞得申候処、此節ノ

公辺退役等ニ付、決テ暫ハ御沙汰止ニ相成候半等ノ儀

モ承知仕候、時節到来トハ申ナカラ、困リ入りタル仕

合ニ御座候、唐物屯荷等ハ至テ大金ノ御品、長々片付

方不被仰渡候テハ、過分ノ御損失相成事ニテ、調所氏

ハ勿論其掛御役々、実以心配ニ御座候、

山口氏便ヨリ被仰下候平田仁左衛門品能品能ハ士格ニ

進ルヲ云フ被仰付度、且又伊集院源之丞一条モ委曲承

知仕候、イツレ御都合ヲ以テ奉伺、兩人共ニ下着ノ上

被仰付筋ニ取扱可仕候、平田儀ハ年功モ有之、其上正

道ニ何カ相守リ精勤ノ段ハ、私ニモ兼テ見聞仕居候付、

委曲 御内沙汰仰之趣承知仕候、追テ何分可申上候、

若其内

少将様 御内沙汰モ被為在候ハ、右之趣宜様御取成

奉願候、山口氏別テ元氣帰着ニテ、翌日引続連勤ニ御

座候、至テ壮健ニ御座候、且当方ニテ其外同席中無異

毎勤御座候、乍憚御休意可被下候、  
其御許ニテ御門出入江戸在勤人ノ出入時限ニ付テハ、其御許御発

駕前被 仰出置候付、一統相慎ノ由ニ相聞得、爰許ヘ  
モ仕合ニ相考居候処、間ニハ不勘弁之儀モ有之候哉ニ  
相聞得、山口氏ヨリ細々直話承申候、就テハ彼ニテモ  
御配慮モ被為在候由、稀々馬鹿ナル事ヲ仕出、コマリ  
タルモノニ御座候、トフソ此未御取締行届候様、有御  
座度、奥向ニテモ吉井(吉井)・二階堂(二階堂) 毎々檢通  
(御門出入)ニ相見得候哉ニ相聞得申候付、則山口氏ヘ  
(検査ノ通)細承候処、何トモ左様成事ニテハ無之候由、一度相付  
候哉ニ承申候、掛テノ事ニテ右通虚実分兼申候付、奥  
向ハ一統静謐ニ有之様呉々モイタシ度、乍御苦勞時々  
御声ヲ御掛被下度、方々ヘモ奥向御手許ヨリ事ヲ破候  
様成立候テハ、不相濟事ニ候、併當時ハ 御留守中御  
座候間、何モ小人数ニテ御取締行届申候半、来冬琉人  
被召列候節(弘化四)ハ奥・表トモ大勢、其上ヤタラノ  
モノモコノ人数暫時ハ相詰候付、其節御取締向如何可  
有御座哉ト、唯今ヨリ案居申候、当方ニハ何モ相變リ  
候儀無御座候、世上一統静謐ニテ仕合ニ御座候、

右公私用取交御答旁申上度、如斯御座候、猶期后雁  
可申上候、恐惶謹言、

六月三日

種子島六郎殿

淀山將曹(久徳)

追テ、炎氣折角無御厭御精勤專要奉存候、随テ私事  
無異毎勤仕候間、乍憚御放意可被下候、

七七 参考 黒岩堅藏家記抄 弘化三丙午年

御同君様揖宿御光越中折角御釣、思召立被為在、御釣船  
等鹿兒島ヨリ御召寄ニ相成、知林島方限松瀬入方(釣為  
ニ松木ヲ海底  
ニ沈ムヲ云フ)数ヶ所

御沙汰私拜命、則テ其辺取計申候処、無程諸魚集附右  
形行御届申上候処、其時分大旱魃数日打統、農民一同  
雨乞祈念際ニ立至リ、右折柄ニ付御沙汰之趣ニハ、ケ  
様一同困苦之砌御釣之儀ハ御取止被為在、松瀬之儀ハ  
漁民一統ヘ施与候様御沙汰被為在、殊ニ雨乞ニ付、太  
鼓・鐘等二月田近傍ニテハ御遠慮打止メ相成候処、是  
又御沙汰之趣、第一御前ニモ御同様雨乞可被遊候間、  
鐘金等之儀ハ不相交打明シ申候様御沙汰被為在、一同  
恐縮無限、殊ニ漁民一同ニハ、一入謝スル言葉モ無之  
難有次第御座候、

七八 参考 調所笑左衛門種子島六郎へ書翰

弘化三年丙午年十一月廿七日

寛之助様御事、日増御成人被遊、此比ニハ余程御知慮

被為附、御賑々敷御事ニ御座候、御実母(齊彬御室すま)ニも至て無事

至極之事ニ御座候、其外御屋敷中静謐、

公辺又世間ニても何様相聞へ火事沙汰も薄く、板木は

相少く候へ共、遠火ニて仕合ニ御座候、

少将様(齊彬公)去月十五日鹿府御発駕、山川辺海岸

御巡見被為済、同廿二日より指宿二月田御茶屋へ被為

入御滞留被遊候段は、去月式日便より致承知、恐悅御

儀御座候、就てハ御巡見御届(兼府二届)等之儀は、こゝ

元ニて

宰相様(齊興公)へ奉伺、御伺書御取仕立いたし候様被

仰付越候趣、逐一致承知候、依之こゝ元御取仕立之筈

ニて、当分御草稿御取調中ニ御座候、出来候ハ、御日

賦いたし、宰相様御添御届と御一所ニ御進達相成候様

御取計之筈候、未御草案出来不申候故、今日便までハ

御案文得差上不申、追て差上候様可仕候、

二月田御茶屋へ、去月廿二日より御滞留、御入湯も御

相応被遊候折柄、去ル二日朝五ツ半時分、奥御手水所

水屋辺より火起り候ニ付、御人数等相集消方為致由候

へ共、あやにく其日ハ西北之烈風ニて防留かね、終ニ

ハ暫時之間ニ御茶屋廻り不残及焼矢候由致承知、殊ニ

奉驚入候儀ニ御座候、併

少将様御事ハ早 御立退ニて、湊御本亭濱崎(同郷津浦ノ次平)

所へ被為入、其後御機嫌御差障りも不被為在段も

奉伺、難有儀奉存候、扱火之起リ之次第を承候処、御水

屋御小鉄砲風呂辺より燃上り候由、何とも奥御茶道不

念龜々の至、誠ニ不可然事ニ候、右様一統不念故、右

時宜ニ到来、其上 御存知も不被為在 上様へ御迷惑

を奉掛上、甚不都合之事ニ御座候、自右御茶道差扣相

伺、御断申上候事と存申候、

二月田御茶屋は、以前二ノ丸三位様(重豪公)御休息所

ニて、右を

宰相様御願御もらひ被遊、拙者掛ニて御造立為被為在

御茶屋ニて、御在国年ニハ始終右御茶屋へ被為入、御

入湯御保養被遊成、別て御秘藏之御場所故、

宰相様御機嫌何程可被為在哉と、実以致心配居候事ニ

候、仍て御家老方御届書等を以て、二階堂志津馬(行禮)より奉入御聴、其末拙者罷出、二月田御茶屋御焼失にては何とも奉恐入候と奉申上候処、毎被為入御敷込内ニ有之候御手炉御取片付被遊、こゝへこひと御膝元へ御呼付被遊候付、是ハと奉存候へ共、御沙汰通り御膝近く罷出候処、右二月田之儀は笑左衛門ニハいかゞ考へ候哉と御沙汰ニ付、其儀ニ御座候、是は全く御茶道共甚不念第一、不調法ハ此者ニ御座候、其外御役々ニも不念ニハ御座候へ共、是ハ一統之事、御茶道請持之御水屋之鉄砲風呂辺より火出候へハ申訳ハ無之、尤御家老方等より御機嫌不被為替と申遣候へ共、実ハ左様にてハ不被為在、二月田焼失ハ御寢食なども余り御心能不被為在由、左候て御目なども御ころみ被遊候て、御平常之御顔付にて不被為在、至て御迷惑被遊候御様子と奉見上候段、(島津久徳)將曹申遣申候と申上候へハ、拙者ニも不思議ほろゝと落涙ニ及候、暫何も得不申上罷在候処、御沙汰ニハ左候へハ、此度之不調法成程坊主ぢやな、就てハ差扣ニても相伺居候半、此度ハこゝ元より咎目沙汰申遣候てハ、何分居候哉と御沙汰にて、成程夫にてハ宜可有御座候得共、御茶道・御小納戸其外御役々

も、いつれ差扣へ奉伺ニ違ひ無御座候、疾ニ定て大目付へ相渡有之候も難計奉存候、左候へハ不遠こゝ元へ伺ニ可申上候、此方より申遣候ハ、中途行違ニ相成、混雜可仕も難計候間、暫此方より差扣置候様可仕段申上置、右差扣沙汰ニ落、少将様御迷惑乍恐夫より御薄く被為成候哉と奉存候、仍てもハや何も御不都合之御事ハ不被為在候間、決て御案し不被遊候様可被申上置候、実ニ何も御存知不被為在、上様へ御迷惑奉掛上候てハ、殊ニ不可然御事御座候、とこまでも御茶道不調法ニ異論無御座候、扱夫より又御茶屋本之通り御造立之儀奉伺候処、いや此度吉田(諸田)惟新様湯ニ可被遊との御事ニ付奉畏申候、併右御湯は、日外御入湯被遊候節ハぬるく為被為在と、御沙汰奉伺申候、左候へハ御相応被遊と申ニテハ不被為在候付、何卒矢張本之通り、二月田ノ方ニと奉願候処、笑左衛門到来候ハ、其通可被仰付と之御事ニ付、以前二月田御茶屋も私掛にて出来仕置候付、此度までも被仰付候ハ、無此上段申上候処、左様ならハ笑左衛門掛にて御造立いたし候様ニと御直ニ蒙仰、難有御座候、

外ニハ伊集院織衛(後行)(御側役) 掛被仰付被下度、御作方ニ

ハ種子島加次右衛門、奉行ニハ川上七九郎(作事役見遣)、大目付藤

井才助被仰付、將曹殿方へ問合置候、右之趣ハ今日四日

限り町飛脚別段召立、指宿二月田へ差越、焼跡之俵絵

図一枚、夫ニ是まで之御茶屋之絵図、定て御作事方ニ

可有之候間、右一枚外二月田御囲内地割之絵図三枚相

拵、早々四日限町便より拙者旅行先へ差越候様可被取

計旨、將曹殿へ申遣置候間、左様御心得可給候、先ハ

右之通り御造立被仰出、誠ニ難有儀ニ御座候、若二月

田此度御造立不被為在御事候ハ、少将様甚御迷惑

之御事と奉存候付、乍恐御実事を以て品々奉申上候処

一々御許容被為在難有儀ニ奉存候、御同慶可給候、

右外御返答等奉申御儀も有之候得共、御用多ニて不

行届、乍漸荒方之御用答如此御座候、已上、

十一月廿七日

調所笑左衛門

種子島六郎殿

追啓、嚴寒ニ候へ共弥御安康被成御座、いか計目出

度奉存候、随て小生無異儀相勤居候間、乍慮外御省

念可給候、不遠罷下り貴顔ニ旁可申上承候、

(種子島時助家記、島津斉彬文書にて校訂)

七九 参考 種子島六郎 碓山將曹へ書翰

弘化三丙午年六月四日

少将様(斉彬公) 御付御中臈御側女中須磨事、此涯若年  
寄被仰付、勤方は迄ノ通可被仰付旨、

中将様(斉宣公) 被思召候付、其段私ヨリ

少将様へ申上候様、仙波市左衛門ヲ以テ承知仕、右之  
趣申上候処、

中将様御沙汰ノ趣難有被思召候、右御請御礼ノ御使可  
相勤、左候テ須磨事去子四月御中臈被仰付、漸一ケ年

余ニモ罷成候儀故、来年も相成候上被仰付候欤、無左  
候ハ、一往

太守様(斉興公)へ御相談被仰進、其上被仰付候儀候へ  
ハ、猶又難有被 思召、然ナカラ此儀ハ市左衛門迄内

々相合居候様トノ御事ニテ、先日御礼ノ御使相勤、  
右御勘考ノ処モ市左衛門へ内々申聞候処、則

中将様入 御聴、其上右 思召ノ筋合モ程好申上候処  
随分御尤ニモ被 思召、然共

少将様其後御子様モ不被為在御事故、今一人御側女中

可被進トノ思召ニテ、当分析角被遊御吟味候、追々御  
見立ノ者相究リ候、且表向被進候 思召ニ候、左候ヘ

ハ須磨事最早多年相勤居候ヘハ、此度被取揚候者ヨリ

ハ夫丈役格等モ相分リ居不申候ヘハ、不宜敷ト被 思

召候御訳モ被為在候付、追テ御シラヘ可在、相究候ハ

、其節右通可被仰付候、此儀ハ

中将様ヘ御任置可被遊、勿論右之趣ハ、

太守様モ今日飛脚ヨリ 御直書ニテ御委被仰進候付、

何モ御案被為及間敷旨、猶又市左衛門ヲ以テ承知仕、

其段申上候処、

少将様被遊御承知、右

中将様御沙汰之趣ハ、御方迄申遣置候様被仰付、此段

申越候、

太守様ヘ被申上候儀ハ、御勘考次第御取計可給候、以

上、

六月四日

種子島六郎

碓山將曹殿

付箋

本文御問合之趣委曲致承知申候、則書面ヲ以達

御内臆置候、乍鹿略以張紙此段及御返答候、以上、

七月三日

碓山將曹

種子島六郎殿

手扣

當時白金(齊宣公御慶節 白金村ニアリ) 御統料ヲ以折角被遊御繰廻、是

迄乍漸御取統被遊候得共、及不足候節ハ、脇々御取替ヲ

以被相統、御統料相届候節、右之御返金ニ相成候事モ

有之、御繰廻ヲ以テ御取統モ被為在候、然ルニ

苗姫様御縁談追々相濟候ヘハ、諸事御入価ニモ及、先

々何レ右様ノ御物入モ可有之、其節表ヘ被仰進候テモ

甚御難渋ノ折候ヘハ、可成丈御手元ニテ、右之御入価

御償被遊度

思召候、右ニ付高輪(重豪公 御住居邸)ヘモ被仰上御統料モ相重、

一万兩ニ相成候儀、先達テ御吟味為被仰渡事ニ候、御

自分ニモ御存之通、節々御差支モ有之事ニテ、右通ニ

相成候ハ、追々御縁談等相濟候節モ右之

思召候、甚七(長崎 甚七) 始掛役々ヘモ、得ト申間候様ニト

ノ事、

御養子一件咄之事(御養子云々  
知ルニ由ナシ)

上町居住酒匂孫太郎儀段々進上物差上、其上出銀等仕候付、身分品能(品能ハ上格ニ  
進ルヲ云フ)、可被仰付トノ儀、野村主禮へ出立前得ト被仰付置候処、孫太郎儀最早出銀等品能被仰付候、夫ヨリモ過上イタシ居候趣申越候へ共、是ハ間違ニテ今少不足仕候間、上納サへ相濟候へハ、品能可被仰付候、尤右出銀ノ内半方ハ、白金へ御貫被遊度トノ趣被仰進候処、右出銀ハ都テ可被奉旨申來候、右ニ付、島津苗姫様御縁談相濟候ハ、追々御引越ニモ可相成、左候へハ別テ御入用ノ折柄候故、此節品能被仰付候丈ケ上納相濟候ハ、其通可被仰付候、右孫太郎親孫右衛門事、先年以來御借付銀等被仰付候処、御勝手相成候様相働、其上御腰物ヲモ致進上、其後器物類金子及三度差上、時々御返モ不被下候付、此節ハ品能被仰付候様ニト被、思召候、於其元右ノ心得ヲ以テ取計候様、甚七・主禮可申達候事、

# 齊彬公史料

弘化四年

〔扉に、表紙の文字の外に「元国事鞅掌史料（紙数十五枚）」の記載あり〕

## 目録

齊彬公御事蹟概略

参考 鎌田正純家記抄

砲術館揭示

参考 鎌田正純日記抄

防海策并琉球等ノ件齊彬公御書簡

以上五条

## 八〇 齊彬公御事蹟概略

弘化四丁未年 公三十八歳

正月二日、年首ノ賀ヲ受ケ玉ラレ、尋テ五社御参拜、護摩所各御神社及ヒ御看經所御参詣、

同月十九日、年首ノ宴ヲ開カレ、散楽ヲ奥舞台ニ催サレ、御一門四家其他ニ宴ヲ賜フ、

此日、太守齊興公江戸邸御発駕、御下国ノ途ニ就セ玉フ（扈從人名ハ御着城ノ部ニ記ス）

二月三日、公夜譙ヲ開カレ、御一門四家及御家老・若年寄・大目付等宴ニ陪セシム、

此日、侍医青山道策（針科侍医）ヲ以テ、伊地知小十郎（季安）カ編輯シタル島津御莊考其他、旧記類ノコトヲ下問シ玉フ（後葉史館ノ部ニ詳記ス）

同月二十日、少将公齊彬 浄光明寺御参詣、

同二十八日、島津將曹久ヲシテ、代テ御首途式ヲ諏訪、

祇園二社ニ行ハシム、先規ノ如シ、

三月八日、太守齊興公御着城、少将公上府城ニ御奉迎御親話刻ヲ遷サル、蓋シ昨年来琉球国御処分ノコトナ

リシト云フ、

此日、少将公城中ニ於テ齊興公ト俱ニ、御一門家其他大身分ヲ召シテ宴ヲ開カル、

同月十四日、少将公府城ニ入り齊興公ニ謁セラレ、御談話刻ヲ遷サル、明日御発駕ニ就テナリ、軍賦改正等ノコトナリシト云、

同月十五日、少将公御発駕、江戸ニ赴キ玉フ、

此日辰ノ刻磯ノ別邸ヲ発セラレ、府城ニ入り齊興公ニ謁セラレ、巳刻府城ヲ発シ玉フ、御家老島津將曹等扈従ス(扈従人名後卷ニ記ス)

五月十日、少将公江戸御着邸(琉球外国人ノ事情及ヒ海岸警備、大小砲製造等ノ御届書ハ、琉球事件ノ部ニ詳記ス)

六月 日、御家老島津豊後久ニ、海岸防禦掛ヲ命セラル(命令書後卷海岸防禦ノ部ニ記ス)

同月十四日、御小納戸見習菊池矢市郎ヲ御小納戸ニ進メ玉フ、

同月廿七日、御家老調所笑左衛門 太守公上ノ命ヲ奉シテ、海老原宗之丞清照・御記録奉行得能彦左衛門通古ヲシテ、伊地知小十郎安季著述ノ旧記六十余冊ヲ、御用部屋ニ出サシム(天正・慶長頃ノ御先代ノ御軍制ニ係ル書類ナ

リト云フ)

七月、昨春琉球ニ向テ出帆セシ在番奉行村橋左膳久、洋中行衛不明ノ報アリ、故ニ此月二十一日、島津權五郎久ヲシテ之レニ代ラシム、古在番奉行倉山作大夫久(事後後卷琉球ノ部ニ詳記ス)

島津權五郎附屬ノ人名左ノ如シ、

琉球警衛御小姓組番頭

島津權五郎久包

一物頭 谷川次郎兵衛久武

騎馬御小姓組 植村九之助長裕

全 田中嘉藤次並為

目付 山本勘左衛門

全 竹内直助

全 佐藤半蔵

外ニ与力一人

足輕十人

八月廿四日、御小納戸折田八郎兵衛ヲ道奉行ニ転ス、(転職ノ事実後ニ記ス)

九月廿七日、琉球ヨリ飛舟来着、佛国軍艦七百人乗一艘・五百人乗一艘・二百人乗一艘・火輪一艘那覇港ニ

渡来ノコトヲ報ス、此時天津条約ヲ示シ、尚ホ締約ヲ迫マル、琉吏已ムヲ得ス調印ス(事實後卷ニ詳記ス)

十月朔日、御軍制改正ヲ令セラル、而シテ掛人員ヲ命シ、改正調査ニ着手ス(事實御軍役改正ノ部ニ詳記ス)

同二十八日、吉野原ニ於テ大操練ヲ催サル、

御名代島津周防教忠(久光公旧名)及ヒ島津又次郎徳忠(忠義

公旧名)・副御名代島津豊後宗久・惣奉行調所笑左衛門輝・

惣頭取海老原宗之丞照清・大目付二階堂主計経行・御側役吉

利仲包久・御用人伊勢雅樂貞章・御納戸奉行有川勇次郎・三

原藤五郎、其他御小姓組番頭・大番頭・御軍役掛ノ人

々、大小砲士ト俱ニ砲術館ニ集リ、行軍吉野原ニ抵ル、

此日寒威強シ、

此日洋式銃隊(燧石機銃一大隊)・野戰砲廿四門及ヒ十

八斤・十二斤・六斤砲(或ハ二十拇白砲・十五拇忍砲)等

各二三門、五十斤白砲ノ射擲ヲ試ム、外ニ青山千九郎

カ狄野流ノ銃隊五十人、野戰砲二門、或ハ六組兵火繩

銃隊一千余名ヲ以テ操練ス、之ヲ大操練ノ初メトス(操

練ノ実況及五十斤白砲試験ノ事實ハ、後卷操練ノ部ニ詳記ス)

十一月十四日、頼朝公六百五十年祭ヲ花尾山ニ行ハル、

(祭祀ノ事實ハ後卷ニ詳記ス)

## 八一 参考 鎌田正純家記抄

弘化四丁未三月八日 雨

一 太守様御着城、

三月九日

一 調所笑左衛門殿江戸ヨリ着ニ付、祝義ニ参ル、

三月十五日 曇

一 少将様御発駕、

七月朔日 晴

一 谷山中之塩屋ニテ青山・成田両家砲術調練ニ付、御家

老衆見分有之候、

七月八日 晴

一 川上龍衛・鎌田刑部海岸防禦掛被仰付、

一 異国方掛宮之原主計江戸詰ニ付、罷下迄之間掛寄被仰

付置候処、今日被成御免候、

七月十日 晴

一 御流儀成田正右衛門へ入門、

七月十一日 晴

一 鑄製方へ川上龍衛殿同道ニテ出席、夫ヨリ海老原宗之

丞殿へ対面、

七月廿五日 晴

一御流儀大砲稽古場へ出席、海老原宗之丞殿・三原藤五郎殿へ出會、

七月晦日 曇

一御流儀大砲習練場へ出席、

八月五日 曇

一大砲鑄製方へ出席、夫ヨリ砲術習練場へ出席、

八月七日 晴

一当月下旬於吉野原御流儀砲術見分有之筈ニ付、手当向

談合ス、

八月十九日 晴

一御流儀砲術稽古場明日開ノ筈ニ付、旁用意イタシ候、

八月廿日 晴

一御流儀大砲稽古場昨日迄成就、今日開之筈ニ付御家老

衆見分、

八月廿五日 晴

一大砲稽古場へ出席、掛六人ノ衆并海老原宗之丞殿へ出會、

一島津清大夫殿今日栗野地頭職被仰付、

九月五日 晴

一大砲鑄製場并砲術稽古場へ出席、

九月十二日 晴

一砲術大龍寺バ、辺行軍有之ニ付、稽古場之様出席、諸差引并ニ見分等イタシ候、

九月十五日 晴

一菱刈八郎殿昨日同席被仰付、祝義トシテ玄喚迄見廻、

一御流儀砲術御家老衆見分ニ付、稽古場へ出席、

一調所笑左衛門殿御軍役惣奉行被仰付、

一御家流ノ御軍法ニ被復候仰出有之、

一島津豊後殿今日御軍役方副御名代被仰蒙候、

十月二日 晴

一島津豊後殿へ祝義トシテ見廻、得能彦左衛門殿御納戸

奉行動方は迄之通御役替ニ付、祝義トシテ全断、

十月八日 雨

一太守様今日ヨリ指宿へ御湯治被遊候、

十月十七日 晴

一川上式部・川上龍衛・鎌田刑部・喜入壬生御軍役方掛被仰付、

十月廿日 雨

一川上龍衛殿・穎娃織部殿・島津隼人殿入來、調所笑左衛門殿草牟田別莊ニ招ニ付同道参リ候、

十月廿四日 雨

一砲術訓練御家老衆見分有之善ニ付、場所見分トシテ出張、

十月廿六日 晴

一大砲稽古場へ出席、掛之人数出會、明後廿八日吉野原訓練之支度揃等見分イタシ候、

十月廿八日 雨

一砲術訓練御家老衆島津豊後殿・調所笑左衛門殿見分、御軍役方御名代島津周防殿、島津内匠殿ニモ出張、御軍役掛大目附二階堂主計殿其外御役々モ出張、

十一月九日 晴

一軍役方武器並御軍役相勤候節ノ得道具等、家來・足輕迄取調之差出帳一冊、今日鎌田喜平太殿ヨリ御軍役方へ被差出候、

十二月八日 曇

一川上式部・川上龍衛・鎌田刑部・喜入壬生諸士給地高御改正ニ付、支配中ノ面々へ申諭方被仰渡候、

(鎌田正純日記(果大史料編纂所蔵)にて校訂)

## 八二 砲術館揭示

砲術之義ハ外寇御手当第一之事情付、先年厚以 御思召御流儀被召建置、殊ニ此度海岸防禦ニ付、大砲鑄製(上町向フ築地弁天社傍ニ創設)并ニ砲術稽古場(大竜寺ノ南隣島津内記カ邸買上設立)御取立、追々御入門(御流儀ト唱ヘタル故御入門ト通唱ス)被仰付候、就テハ專我々へ被任指揮、別札被仰渡趣不容易事情条、一統率得其意、正理ヲ相守言行ヲ慎、精力ヲ励シ、格別之御英断ヲ以旧來之弊習ヲ被遊 御一新、御趣意ヲ貫キ、愈御國威致興張候様深可相励ハ勿論、多人數集會ニ付テハ互ニ一和イタシ、士風ヲ不乱、我意ヲ不立、人ヲ不誹謗、万端質素易簡ニ基キ、衣服・飲食・要具等之異様外飾ヲ禁シ、成丈龜薄ニシテ專実用ヲ不失様可心掛候、就中火藥ハ大事之係ル処ニ候ヘハ別テ謹慎之取扱、尤其人之撰可為肝要、

御門人中年功又ハ修業之品ニ依リ致伝授等候折ハ、無親疎及吟味、時々我々へ申出候上可致決着、且是迄一流ヲ立候モノ、門人召連御入門イタシ候モノハ(當時

大砲師範五六家アリ、皆古式ノ流派ニシテ実用ニ適セス、故ニ  
斯ク洋式ニ帰セラレタリ)別段之事候条、夫々之品ニ応シ  
相当之会釈免許等(免許等云々二級ノ免許ヲ設ケラレタリ、  
奥儀ヲ大砲免許ト唱ヘタリ)之義共可遂評義事、

操練之日隊長等自己之愛憎ヲ捨無親疎手配ヲ定置、当  
日ニ差掛毛頭不致混乱様、尤当日ハ各職分ヲ慎、狼ニ  
其場ヲ致転動間敷、勿論案内ナク余人受持之場ヘ立入  
候義堅可為停止事、

御門人中外武芸等致稽古候義ハ勿論之事候付、仮初ニ  
モ人ノ技芸ヲ嫉ミ一己之芸能ニ誇間敷、都テ士之節操  
ニ迦レ候義無之様身分ヲ嗜ミ、一統之目当相成候様、  
兼々廉恥之心掛可為肝要事、

右条々堅固ニ相守之、聊忘却之間敷モノ也、  
弘化四年未八月廿日 御小姓組番頭

弘化四丁未八月廿日砲術館開場式執行、御名代島津周  
防(忠教、久光公旧名)其他御一門家・大身分及御家老・  
若年寄・大目付ヲ初、諸局奉行頭人惣出仕、大番頭・  
御小姓組番頭ハ担当ノコトナルカ故残ラス出頭、或ハ  
物頭・御納戸奉行ハ支配下ヲ率ヒテ出役セリ、  
○砲術館揭示ハ前文ノ外ニ一通アリ送ス、文旨稍同様

ナリ、茲ニ記シタルハ御小姓組番頭ノ担当ニ確ルモノ  
ナリ、別文ニハ調所笑左衛門カ名ヲ以テ掲ケタリ、  
○軍神勸請式ハ兵道者有馬衛守執行ス、則チ貴久公・  
義久公・義弘公及齊興公ヲ崇メラレタリ(此日出場ノ人  
員凡三千五百余人)

八三 参考 鎌田正純日記抄

弘化四年丁未七月八日、海岸防禦掛被仰付、御家老調所  
笑左衛門廣郷・御用人島津權五郎久包ヲ以テ承知之、  
同日、御流儀大砲掛御小姓組番頭之方ニテ被仰付、御  
家老同人・御用人平田善大夫正賢ヲ以承知之、

同日、異国船掛寄被成御免、御兵具方掛寄之儀ハ是迄  
之通被仰付、御家老島津石見・御用人平田善大夫ヲ以  
承知之、

弘化四年領分玄朗寺依願、一所一ヶ寺同前小本寺触頭  
同様免許有之、福昌寺ヨリ用頭相良清兵衛七月晦日承  
知之、

同年八月朔日、於御書院  
太守齊興公へ謁見、家ニ付持參太刀着座御祝儀申上候、

同年 琴月様〔島津家久〕 寛陽院様〔島津光久〕 御位牌、私宅位牌所へ先代

ヨリ奉安置候ヲ、領分玄朗寺へ 御遷座奉安置度候ニ付被 聞召置度旨申出、御家老島津豊後久寶被 聞召置候旨、八月廿七日寺社奉行勤川上東馬久封ヨリ承知之、

同年領香寺、含粒寺末寺ニテ候ニ付、福昌寺直末之願申出趣有之、福昌寺直末ニハ免許無之、玄朗寺末寺ニ免許有之、八月廿七日寺社奉行勤川上東馬ヨリ用頭相良清兵衛承知之、

同年十月十五日、当番頭御小姓組番ニ相掛、天保十三年寅一年皆勤御褒詞、御家老末川久馬久平・御用人島津隼人久典・御目付四本陽之助ヲ以承知之、

同月十七日、御小姓組番頭之場ニテ御軍役掛被仰付、御家老調所笑左衛門・御側御用人海老原宗之丞ヲ以承知之、

同年十二月八日、給地高御改正〔御軍役改正ニ就テナリ〕ニ付、御小姓組番頭之場ニテ取扱掛被仰付、御家老調所笑左衛門・御用人伊勢雅樂ヲ以承知之〔改正ノ事実ハ弘化五年ノ部ニ詳記ス〕

#### 八四 防海策并琉球等ノ件齊彬公御書簡

弘化四年

秋冷之候御座候得共、愈御機嫌克恐悦之至奉存候、然  
は先比は何寄之御品頂戴仕恐入奉存候、其後久々御不  
沙汰申上恐入奉存候、拜見被仰付候御書物も、篤と拝  
見難有奉存候、今日返上仕候、將又此鴨羽合仕候間、  
御内々進上仕候、先日之御礼御請旁奉申上候、恐惶頓  
首、

九月九日

尚々、時氣折角被遊御自愛候様奉存候、以上、

〔別啓〕

御密紙難有拜見仕候、条々御請左ニ奉申上候、

一金銀米其外何程と申義、見留之事有之候やとの義、未  
タ夫迄之治定ニ相成候事ニては無之、只手細ニ申談候  
心得ニ御座候、此義も色々入組候て、筆紙ニ難申上候  
〔御文旨ヲ以テ考フレハ、琉球ニ於テ外国貿易ヲ云ハレタルニヤ〕

一無二無三ニ打かゝり候ハ、云々、兼て人数少々渡し置  
候間、防禦可仕手筈ニ御座候、此義第一種々意味合多

く、甚々恐入奉存候、後來如何と心痛罷在候へとも、  
行れ不申候、

一度賀羅鴨之事、七島之内にて宝嶋トカラと申処御座候、一体  
ニ七島辺之惣名ニ御座候、

一寛猛之事(弘化三丙午夏寛猛而様ノ特命ニ対セラレタルノ意  
ナラム)思召之御一冊、篤と拜見恐入奉存候、寛永年中  
同様御成敗御座候ても、可然事ニ御座候へ共、其比之  
異船と当時之異船之様子如何ニ可有之哉、尤

皇国は昔ニ相替候儀も有ましき事ニ御座候得共、当時  
ニ合候必勝之御所置、全備迄は権之御所置有之(御建言  
ノ要点)、其うへ御成敗ニ相成候ては如何可有之哉、恐  
入候事ニは御座候へ共、愚意之段奉申上候、中山等は  
別て之事かと奉存候へ共、只々心中ニ存候計り甚々恐  
入奉存候、御一冊も内々写置度、自身ニ相認申候付、  
大延引ニ相成、何とも恐入奉存候、一体相願候うへ写  
候筈ニ御座候へ共、余り度々書面等差上候義、内外之  
様子不都合之様ニも御座候間、不同写候義幾重ニも御  
免奉願候、

一度々以書面申立候ハ、少しは可然と思召之程御尤ニ  
奉存候得共、雲計(雲ハ雲上ノ略ナラム、当時朝廷ヲ云

フ)ニも無之、公私共色々入組候義有之、存意行れ不  
申、扱々恐入奉存候、中山様子其後先平和にて、異船  
渡來も無之趣ニ御座候、一年も間有之候故、人氣別て  
寛ニ落入、誠ニ心配至極ニ奉存候、後來如何可相成や  
恐入候事ニ御座候、唐国又々少し事起り候やニも薄々  
承り申候、誠ニ延引之御請恐入奉存候、猶様子相分り  
候ハ、早々申上候様可仕、先は御札御請迄奉申上候、  
以上、

九月九日

修理大夫

(備川喜昭) 上

別紙御請

〔表紙〕

齊彬公史料

市來四郎編

嘉永二年

〔本文頭初に、「元国事鞅掌史料(紙数三十三枚)」の記載あり〕

参考 当時ノ概況

参考 黒田家家記抄

以上九条

嘉永二年己酉

紀元二千五百九年清曆道光二十九年  
西曆一千八百四十九年

孝明天皇(第百廿二世)即位四年

將軍家慶公(第十二世)襲職十三年

藩主齊興公(第廿七世)知政四十年

八五 齊彬公御事蹟総覧

目録

齊彬公御事蹟総覧

琉球王使將軍ニ謁ス

洋法医禁令

洋式大操練

齊彬公春嶽公へ御書翰

脇坂淡路守三ヶ国条約書写奏聞云々閣老へ報告

禁裏附都筑駿河守ヲシテ外国ノ事情奏上云々ノ書

嘉永二年己酉 公四拾一歳

正月

年首式旧規ノ如シ略ス、

正月六日、大島大和浜沖ヲ異国船一艘、西ヨリ南ニ向

テ通航ノ報アリ(御届書後卷ニ記ス)

二月七日、又一艘子ノ方ヨリ丑ノ方ニ向テ通航ス(全

前)

同十一日、又一艘北ヨリ南ニ向テ通航ス(全前)

同十三日夕刻、又一艘東ヨリ西ニ向テ通航ス(全前)  
同十四日暁、又一艘西ヨリ南ニ向テ通航ス(各報告書後  
卷ニ記ス)

同十九日、二階堂右八郎(行健)カ職(大目付)ヲ免ス、  
家格寄合並ヲ貶シ、代々小番トス(唐物密商ノ嫌疑ニ懼  
リ、目黒村橋場屋娘投井事件ニ連帯ス、事実後卷ニ詳記ス)  
四月十二日、海老原宗之丞(清熙)カ職ヲ免ス(調所ニ  
關係ノ罪ナリト云フ、當時御側御用人・御側役兼御趣法方掛)  
同二十四日、御家老末川近江(久平)ヲ御軍役奉行トシ、  
得能彦左衛門(通吉)ヲ御軍役方取次トス、  
同二十八日、大小砲操練ヲ天保山ニ催ス、事実後卷ニ  
記ス、

閏四月二日酉ノ上刻、第五公子御誕生、母ハ田宮氏、  
儔次郎ト命名シ玉フ、

五月十六日、武術勉勵者ヲ褒賞ス、人名後卷ニ記ス、  
六月二十二日、篤之助君夭ス、年二歳、篤入院実相起  
信大禪童子ト諡ス、大圓寺ニ葬ル、

日、<sup>(御)</sup>究士救助ノ為メ高三千石ヲ備フ旨ヲ布達ス(達  
書後卷ニ記ス)

九月朔日、御納戸奉行兼御使番田上百二ヲ世子ノ傳ト

ス、  
十一月八日、御側御用人兼御側役種子島六郎(時昉)  
死ス(履歴後卷ニ記ス)

同十二日、御側御用人兼御側役豎山武兵衛(利武)ヲ御  
側御用人ニ進ム、御側役故ノ如シ、

同<sup>(ママ)</sup>日、齊興公指宿二月田ニ御入湯御滞留、  
十二月三日、近藤隆左衛門・山田一郎左衛門・高崎五  
郎右衛門・村田平内左衛門・國分伊十郎・土持岱介等  
ノ六名評定所御用喚ヒ出シ、即夜屠腹ス、事実多端内  
訂紀ニ詳記ス、

同四日、伊集院平騎馬急行指宿二月田ニ出頭ス、其事  
由内訂紀ニ詳記ス、

同七日、井上出雲守筑前福岡ニ向テ脱走ス、内訂紀ニ  
詳記ス、

此月近藤・山田等連類ノ輩日々三四名疑獄糺弾、人心  
恟々タリ、内訂紀ニ詳記ス、

八六 琉球王使將軍ニ謁ス

將軍謁ヲ中山王ノ使者ニ允ス、為メニ在江ノ諸侯皆登城

ス、將軍特ニ眷物及ヒ馬代銀ヲ、護衛ノ国老川上筑後封久  
ニ賜フ、時ニ中山王ノ献ル所ノ物左ノ如シ、

- 一 御太刀 一腰
- 一 御馬代銀 五拾枚
- 一 中央卓 一脚
- 一 石人形蠟石 二体
- 一 籠飯 一对
- 一 縞芭蕉布 五拾反
- 一 練芭蕉布 五拾反
- 一 薄芭蕉布 五拾反
- 一 太平布 百疋
- 一 久米島綿 百把
- 一 泡盛酒 五壺
- 玉川王子献上物
- 一 大官香 拾把
- 一 寿帶香 五箱
- 一 縞芭蕉布 拾五反
- 一 練芭蕉布 拾反
- 一 泡盛酒 二壺

三月十九日

二十六日、幕府琉球ノ使者ヲ饗シ、音楽ヲ聞カシム、齊  
興・齊彬二公其他諸侯皆登城ス、將軍物ヲ使者ニ賜フ、

- 一 銀五百枚
- 一 縞五百把
- 一 銀三百枚
- 一 時服十
- 一 銀三百枚 玉川王子江
- 一 銀三百枚 從者惣中
- 一時服三ツ充 樂人江
- 右被下旨於大広間二之間老中列座、牧野備前守申渡之、
- 一 帝鑑間 松平大隅守  
松平修理大夫
- 一 殿上之間 玉川王子江
- 一 柳間 琉球人從者
- 一 蘇鉄之間 松平大隅守家来
- 右於席々御菓子・吸物・御酒被下之、
- 一 御玄關前腰掛追手下馬腰掛ニテ下官江強飯被下之、
- 一 表出御ニ付、御機嫌伺御三家之使者於躑躅之間謁備  
前守ニ、
- 一同日、琉球人御老中方江廻勤、
- 一 廿七日、琉球人上野江參詣、
- 一 十一月二日、琉球人御三家方廻勤、
- 一 廿八日、齊興公重キ御品(朱衣片衝御茶入)拜領之御礼、  
右於御黒書院御目見、

一御掛物三幅対古法眼筆 一箱

一御肴 一折

右ハ齊興公重キ御品御拝領之為、御礼以使者差上之、  
於檜ノ間謁老中、

一右重キ御品拝領ト申ハ、先達テ琉球人召連參府登城、

御懇之蒙上意ヲ、御手自御茶入朱肩衝ト名クル茶入御拜領ノ事由ハ後巻ニ詳記ス 拝

領之事、

八七 洋法医禁令

当番

御目付中江

近來蘭学医師日ニ増シ、世上ニ信用イタシ候モノ多有  
之哉ニ相聞得、右ハ風土モ違ヒ候事ニテ、御医師ハ蘭  
法相用候儀御禁制被仰出候得ハ、其意可被相守候、  
但外科・眼科等外治之儀ハ、蘭法交用イタス筈ニ候、  
右之通御医師中江可被達候、

酉三月十八日

右之通従公儀被仰出候条不洩様可被相触候、

四月 日(マ)

御家老座印

八八 洋式大操練

四月二十八日、天保山ニ於テ大小砲術ノ大演習ヲ催サル、  
城下六組ノ人員二千四百余人ヲ分テ六大隊ニ作り、操銃  
ゲベール野戦砲六隊六門砲ヲ各隊ニ附シ、同時ニ運動放発  
ス、此操練ハ長崎援兵及ヒ城下守衛隊ノ整列式ニシテ、  
大小砲ノ製造具備シタルヲ以テ試整セシモノナリ、島津  
周防旧名齊興公ニ代リテ出馬ス、

八九 齊彬公春嶽公へ御書翰

過日は尊書忝致拜見候、如命不同之季候ニ候処、愈々  
御清福恐寿之至奉存候、然ハ先比入貴覽候書物御返し  
落手仕候、且又貴国之佳品拝受千万忝奉謝候、当年は(齊彬五月  
二日江戸発帰國)  
最早拜顔も仕間敷、折角御加養專一奉存候、此品鹿末  
之至御座候得とも致呈上候、御入納被下候ハ、大慶奉  
存候、先ハ貴答旁可申上如斯御座候、頓首、  
(嘉永六年カ)

卯月十九日

尚々、時氣御自愛專一奉存候、早速貴答可致処ニ取

込ミ延引御仁免奉希候、以上、

〔マ〕  
松平修理大夫齊彬

〔松平慶永〕  
松越前守様

貴答

九一 禁裏附都筑駿河守ヲシテ外国ノ事情奏上

云々ノ書

九〇 脇坂淡路守三ヶ国条約書写奏聞云々閣老

へ報書

月並為伺御機嫌、今二十二日拙者致参内候処、関白殿被逢、去ル十八日三ヶ国へノ条約書写持参、演説之趣并都筑駿河守直話之次第等委細被及 奏聞、条約書モ被入 叡覽候処、段々之御処置振具サニ 聞食、殊外叡感被為在、先以御安心被遊候、不容易事状追々居合候段、千万御苦勞之御義ト被思召候、猶此上之御取扱振、御国体ニ不拘様御頼被 思食候、右之趣宜申上旨被仰出候、且又各様ニモ不通御心勞、其外掛リ之面々モ骨折候義ト被 思食候、是等之趣各様迄能々可申進旨御沙汰候旨、今日関白殿被申聞候間此段申進候、以上、

九月二十二日

脇坂淡路守

(魯西亞) (アメリカ) (イギリス) 等御処置之品、追々所司代江申遣置候義ニハ候得共、書面ニハ難尽意味有之、兼テ於御所向御心配被遊候趣ニ付、其方ニハ先役之節取扱候品モ有之、異国之事情ヲモ相弁居候事ニ候間、上京之上所司代へ篤ト申達、達 叡聞、可然事共ハ事実能々相分リ、時勢無御扱扱柄等関白殿へ直話有之様致度、時宜次第其方義所司代同道ニテ被罷出候へハ、可然哉ト存候、依テハ右三ヶ国指遣候条約書付写相渡候間、致持参所司代江被申談、御都合宜布様可被取計事、

十月二十八日

九二 参考 當時ノ概況

嘉永二年己酉六月、肥前・五島・松前・福山ニ城ヲ築カシム、七月異船數十隻對馬ノ辺海ヲ過ク、是時ニ当

テ徳川齊昭尚ホ幽セラレ駒込邸ニ在リ、而テ憂国ノ意益深シ、窃ニ鍋島齊正・島津齊彬・真田幸貫等ト謀リ藩海ノ大計ヲ画ス対州國書、十二月阿部正弘令ヲ大小諸藩ニ伝ヘ曰ク、壬寅ノ歳漂流船ニ仁恤ノ恩旨アルヨリ以來、異船屢辺海ニ出沒シ、就中近年對・奥羽・松前ノ諸方ヲ經過シ、或ハ廻船ヲ劫掠シ米穀ヲ奪ヒ、或ハ浦港ニ上陸シ薪水ヲ乞ヒ、今年英船ノ浦賀ニ来ルヤ、大島ニ上陸シ下田ヲ窺ヒ、処々測量横行至ラサルナシ、今膺懲セサレハ、遂ニ国威ヲ損スルニ至ラン、又宜シク平素防禦ノ方略ヲ講シ、以テ非常ヲ戒ムヘシト通統一覽總輯

九三 参考 黒田家家記抄

正月二十八日

松平大隅守(斉興公)様御暇御礼被 仰上候処、於御黒書院阿部伊勢守様ヲ以、琉球国へ滞留罷在候異人共之儀ニ付、御取計方之義 御沙汰之趣御達、

二月六日

仲哀天皇崩御ヨリ一千六百五十年并 神功皇后三韓御征伐、神カ 應仁天皇御誕生右御同年御相当ニ付、二月六

日ヨリ二七日於香椎宮 御神祭之義、護國寺武内丹波介ヨリ相願之御普請成就不致ニ付、八月朔日ヨリ二七日御神祭有之

当酉年八幡宮(箱崎八幡)降誕ヨリ一千六百五十年御相

当ニ付、三月十日ヨリ三七日於宇美 御誕生会御祝祭

之義、誕生寺大宮司等ヨリ相願之御續等成就不致ニ付、三月廿一日ヨリ三七日御神祭有之

当酉年宗像郡宮地岳大明神御鎮座ヨリ千五百二十五年

御相当ニ付、三月為日分御遠祭之義、宮地村山伏吉祥

院ヨリ相願之宮地岳大明神ハ、神功皇后三韓御退治之顯懸切アリシ御神ノ由

二月十七日、平戸家老中ヨリ以書状左之通申越、書状

大意、

正月二十三日申中刻、壹岐守領壹岐国若宮島高瀬ト申

所ヨリ戌亥ニ当リ十四五里沖へ、帆数多掛ケ候異船一

隻相見候付、兼テ同所へ備置候海岸手当之人數早速差

出候処、及暮見切出来不致、同二十四日卯中刻同所辰

之島ト申所ヨリ五六里沖へ、右異船帆五ツ懸飄寄地方

ノ様子伺候体ニ相見候付、防禦手当之人數追々出張相

固候処、同日巳中刻頃、亥子之方へ飄行十四五里沖へ

漂居候付、猶警固嚴重申付候処、及暮様子不相分、尤

夜中凡二十里位沖ニ汽船共相見不申、異様之篝火度々

相見候へ共、同二十五日ニ至從早朝雨天ニテ、沖合遠

方之見切り出来不致候付、防禦向之義ハ敵敷相固居、  
同二十六日快晴相成候へ共、帆影相見不申、就右先固  
之人数引弘海岸手当方無怠罷在候段、同所役々之者ヨ  
リ追々申越候略以下

右平戸ヨリ長崎御奉行所へ被仰達ニハ、右支立之内  
左之通加文見ル、

亥子之方へ颯去漂居候処、同夜筑前イハス島西之方  
ニ当リ、篝火程之火度々相見、兼テ漁船出場所ニモ  
無之候故、異船之火ニモ可有之ト相考候旨認有之、

右ニ付取調相成候処、御領海ハ別条無之、

二月四日ニモ壹岐国沖合ニ異船一隻相見、同五日北  
之方へ乗行候段、長崎御奉行所へ届候義、於長崎廻  
状ヲ以申来、

三月十二日、小倉家老中ヨリ、以飛札左之書状写、銀  
山御代官ヨリ通達有之候由ニテ、順達有之此方ヨリ書状  
へ編達相成ル

書状

一筆啓上仕候、今月十八日辰刻頃、出羽守御領所隱岐  
国知夫里郡浦之郷村之内三度ト申所一里程沖合ニ、異  
国船一隻相見、尤沖合之儀ニ付、乗組人数モ不相分候  
へ共、日本船ニ致シ候へハ、千石積四隻モ一諸ニ致シ

候位之船ニテ、帆柱三本計帆数十二三程相見、追付橋  
船ヲ御シ、同村之内三度ト申所へ異国人六人上陸致シ、  
人家ヲ見掛參候様子ニ付テ、所之者ヨリ船へ引戻掛候  
処、五人ハ相止、一人ハ押テ村役人宅へ參り筆紙ヲ望  
候様子ニ付、筆紙差出候処、阿蘭陀文字之様成事少々  
相認、炮糸之様成モノ少々相添差出、橋船へ乗移元船  
へ帰り申候、若軍船ニテモ可有之哉ト存、兼テ申付置  
候通固人数等敵重ニ及手配置候処、右之船追々戌亥之方  
へ颯候様子ニ付、翌十九日朝ニ至テハ一向帆影モ相見  
不申旨、同所詰役人ヨリ申越候、右ハ不容易儀候間、  
御近領ニ付御通知仕候、右之趣為念得貴意如此御座候、  
恐惶謹言、

二月二十四日

高田直人

乙部九郎兵衛

朝日千助

小田要人

大野舍人

森 八左衛門様

三月十三日ヨリ全十八日

對州西海へ追々異国船都合三十二隻乗通り、北へ乗去、

北東へ向乗去候モ有之、全二十五日ヨリ四月朔日之内、  
對州東西沖合へ追々異国船二十隻相見、北へ向乗去、  
北東へ向乗去候モ有之候段、長崎御奉行所へ御届相成  
候旨、彼方聞役ヨリ以廻状申来、

三月十七日、對馬守家老中ヨリ以書状、左之通申越之  
書状大意、

正月二日以来二月十八日迄之間、白帆数多之異国船對  
州領海追々数十隻西南ヨリ相見へ、何モ北東ヲ指シ乘  
行キ、其内ニハ地方近ク乗寄り、既ニ久和村・廻村へ  
ハ橋船ヲ卸シ盪寄候ニ付、兼テ海岸固人数見分ケイタ  
シ候処、人物ハ阿蘭陀人ニ似寄り、着服羅紗・冠物羅  
紗或ハ毛織之類相用ヒ、言語不通候ニ付、手真似ヲ以  
テ相尋ネ候処、亜墨利加ト申ス儀ハ相通シ候ニ付、早  
々出船イタシ候様相諭シ候処、速ニ致出帆候、  
右之通多日之間、都合之船致及百艘令通行候間、海岸  
浦々堅ク令手当、猶ホ又嚴重被申付置候、

当春以来追々對馬・壹岐兩國沖合ヒ、其之外隱岐國  
沖合ニモ度々異国船相見へ候ニ付、御領内浦々尚ホ  
又重覺入念仕候様、浦觸レ書付被相渡候、且ツ又自  
然御領海ニモ異船相見へ、漂流等之趣次第、御人数

被差越候義モ可有之候ニ付、頭立候役々心得方大目  
付へ御固通、

三月二十五日ヨリ全二十八日迄之間、

平戸領壹岐國沖合ニ、異国船数艘乗通候段、委細之趣  
長崎御奉行所へ御届相成候旨、彼方聞役ヨリ以廻状申  
来、三月二十六日長崎へアメリカ船一隻渡来、

三月二十五日申中刻、白帆船見出シ候相図打イタシ、  
遠見番ヨリ相知ラセ候ニ付、聞役桐山市郎大夫御奉行  
所へ罷出相伺候処、白帆船見出シ候注進有之、尤モ里  
数等不相分、イツレ之船ニテ可有之哉ニ候ヘトモ、於  
御奉行所モ專ラ御手当相成居候趣、同日長崎差立候走  
り飛脚、二十六日夜ニ入り到着、猶又二十五日・二十  
六日長崎差立候無時大早飛脚、二十七日・二十八日追  
々到着、右白帆船一隻、二十六日未刻伊王島辺へ乘来  
リ、碇ヲ卸候趣ニ付、市郎大夫御奉行所へ罷出、船之  
模様且ツ御非番方御人数船被差出方之義相伺候処、旗  
印之モヤウニテハ、アメリカ船ニテモ可有之哉ニ候、  
人数等之義ハ碇ト難被及御指図旨被申聞候ニ付、猶又  
御内慮之程相伺候様申談候処、井戸對馬守殿へ申達、  
御人数船共御差越相成候趣、差支無之段、以用人被相

達、尤モ追テ御札之上ニテハ御達モ可有之ニ付、先御備之内被有之候ハ、一番手丈之処ニテモ御差越可然旨トモ被申聞候趣及噂候、且ツ又佐賀聞役ヨリ以用達申越候ハ、伊王島辺ニ乘來候白帆船、紅毛船ニ無之、紛敷船ニ候間、御非番方へ被相達、早々御番所并御台場等之御備嚴重ニ可被致旨之鑑札、冲出之候使ヨリ佐賀御番頭へ相達候趣ニテ、右写差越候段及言上、

#### 鑑札

紅毛船ニ無之紛敷船ニ候間、御非番方へ被相達、早々御番所并御台場等之御備嚴重ニ可被致事、

裏ニ

#### 異船

右ニ付、同二十八日御奉行所へ兼テ被

仰付置候趣ニテ、大早御使者使番四宮孫次郎被差立、同二十九日、兼テ御手当相成居候御非番方守衛人数之内、一番立中老野村隼人・大組頭蒔田權右衛門・大頭野村勘右衛門・馬廻頭明石市郎右衛門并ニ一番立チ之面々、海陸ヨリ長崎へ被差越海路ハ二十八日出立ニ候ヘト  
都合ニ仍テ翌二十九日出立三月・四日迄ニ何レモ長崎着、同二十九日、播磨并ニ御右筆所詰中老林太郎右衛門、

其外播磨附屬之面々等陸路被差越但シ都合ニ仍リ翌  
日日出立致シ候三日長崎到着、

同二十六日、長崎差立候無時大早飛脚、二十八日到着、二十六日、夕御奉行所ヨリ市郎大夫御呼出ニテ、同日異国船一隻渡來ニ付相糺候処、北アメリカ洲ノ軍船ニテ、漂流之アメリカ人為迎渡來イタシ、且類船ハ無之段申立、外疑敷義モ相聞不申旨之御書付被相渡候段、且御人数船被差越方相伺候処、穩之体ニ有之候間、御人数船等被差越候ニハ被及聞敷トノ趣被申聞候旨等、委細及言上、

右白帆船白崎沖手ニ碇ヲ入居候趣ヲモ申越之、

同二十八日長崎大早飛脚、同晦日播磨太郎右衛門旅中へ相達、今度渡來之北アメリカ人再び御糺有之候趣ニ付、市郎大夫御奉行所へ罷出相伺候処、乗組之内頭立候モノヨリ申出候ハ、唐国渡海自国之船々難波之患モ有之時ハ、救助可致之困命ヲ受ケ候者ニ有之、然ルニ自国之モノ共十六人、御当国海辺ニテ致難船シ候趣、唐国ニテ承リ候ニ付、連帰リ候為メ罷越候ニ付、右之者共御渡被下度趣ニテ、外子細モ無之、弥々穩之体ニ有之トノ趣、以用人被申聞候由申越候旨、播磨太郎右

衛門ヨリ申越之、

四月四日長崎差立候中早飛脚、同七日到着、去ル三日對馬守殿ヨリ市郎大夫御呼出ニテ、去月二十六日渡來之異国船近々出帆申付候間、御領内浦々被入御念候様御国元へ可申旨ニテ、對馬守殿・大屋遠江守殿御連名之御状被相渡候旨及言上、同日御奉行所ヨリ市郎大夫御呼出之上、松前志摩守殿(貞吉)ヨリ送越相成候漂流異国人共、翌四日阿蘭陀カヒタンへ被引渡、即日カヒタンヨリ沖異国船主役へ相渡候ニ付、右漂流異国人共カヒタン召連、兩御番所前致通船候旨以書付テ被相達候由、播磨太郎右衛門ヨリ申越之、

同七日、松平肥前守様ヨリ御飛札來、アメリカカ船渡來ニ付先月二十九日出立、四月二日對馬守殿・遠江守殿御對話、兩御番所御見廻、同三日對馬守殿ヨリ御家來被召呼、前段此方様へ御達之通、漂流異国人共カヒタン召連、兩御番所前致通船シ候旨被相達候ニ付、兩御番所御台場等之御備向、尚又嚴重相守候様御家來へ被御申付候段被仰越之、

四月五日播磨太郎右衛門ヨリ長崎差立候大早飛脚、七日夜到着、四日夜佐賀聞役ヨリ市郎大夫へ以手紙テ、只

今御奉行所へ御呼出ニテ、漂流之異国人カヒタンへ御引渡之末、アメリカカ船へ連越シ引渡相濟候ニ付、檢使ヨリ出帆之義申渡候処、彼船將官ヨリ願事有之候間、取次相成度旨手強申立候趣ニテ、出帆難相成由、以用人被相達候段為知來候間、聞役ヨリ申出、扱又漂流人御渡出帆申渡相成候上へ、速ニ出帆モ可致之処、漂流人受取候上ニテ願事有之ナト申立候儀、於御奉行所モ御懸念之趣ニ相聞へ候段モ、内々申出候由申越之、

此度被差越候御人數四月四日夕方ニカケ不残着船、直ニ御番頭中御茶屋渡海イタン居候折カラ、前条之趣御達有之候段佐賀聞役ヨリ為知申越候ニ付、早速市郎大夫・佐賀聞役出立、翌五日御非番所受取渡談決相成、御兩家聞役一同御奉行所罷出、相伺可申ト申合居候処、アメリカカ船出帆、暫時之間ニ伊王島モ乘過候モヤウニ付、伺出方見合罷在候内、佐賀聞役へ御奉行所用人ヨリ、アメリカカ船追々走出シ、伊王崎内例異国船繫場モ過去沖手へ出テ、殊ニ風順モ宜、帆影モ見隠候旨沖出之檢使ヨリ申越、右之趣對馬守殿申聞カレ候段以掛合被相達、御非番方へモ可及通達旨申來候段、佐賀聞役ヨリ申越候付、御非番所受取渡之手數ニ不至、相濟候

段ヲモ播磨太郎右衛門ヨリ被申越之、

四月七日播磨太郎右衛門ヨリ長崎差立候大早飛脚、同  
九日到着、同六日御奉行所へ市郎大夫御呼出ニテ、去  
月二十六日渡来沖繫之アメリカ船、同州漂流人共引渡、  
昨五日当沖合致出帆候旨之御書付、對馬守殿ヨリ被相  
渡候、同六日市郎大夫再ヒ御呼出ニテ、五日出帆之ア  
メリカ船一隻帆影見隠候旨、冲手出役之者共ヨリ注進  
有之候間、モハヤ御固之御人数御引揚可被成旨對馬守  
殿ヨリ被相達、御口達書被相渡候、右ニ付播磨御奉行  
所へ罷出、御人数引払之儀相伺ヒ候処、勝手次第引取  
候様被相達候、仍之テ急速被差越候面々引取之義相達、  
尤仍都合中老・番頭中井平常御番丈ケ之御人数船、一  
番之御番手着船迄居残之儀トモ相達、其段御奉行所へ  
モ委細申達方ヲモ申談候趣等申越之、

右アメリカ船出帆之都合同トカ疑敷趣ニ付、御奉行  
所へ市郎大夫追々被越及問合候処、御奉行所ニテハ  
指テ子細無之由、乍然懸念之筋ニ有之、且ツモハヤ  
御非番所御受取一段之所ニ相成居候折カラ、風ト出  
帆之都合モ有之、旁一番立之中老初一ト御番丈之御  
人数船一番之廻船マテ、当時長崎居残リ之義、長崎

ニ於テモ會議之上被相達タル事ニ候、

名村貞五郎阿蘭陀通詞末席御立入、

長崎ニヨイテ名村貞五郎咄聞書

一昨三日貞五郎當番ニテ異国船へ乗移候節、別テ船中  
都合宜敷、銘酒等ヲ出シ饗シ申シ、兼ネテ当所へ參り  
居候漂流人之内、松前ニテ兩度出奔イタシ候ニ付、長  
崎へ送之船中補理所ニ入被送越候義、且ツ長崎ニテモ  
被差置候所之床カヲ掘リ、又ハ燒キ破リ出奔可致体ナ  
ト有之、禁獄被申付置キ候義等相認メ候モノヲ一昨日  
被相渡候処、一々承知イタシ候由、昨四日検使トシテ  
萩原又作、通詞森山榮之助召連レ、アメリカ船へ罷越  
シ、カヒタン病氣ニ付余之阿蘭人ヲ以テ漂流異国人相  
渡候処、無滞受取候ニ付、速ニ出帆イタシ候様申渡、  
檢使ハ直ニ乗船ニ引取候処、主役アメリカ人義外ニ用  
事有之候間、出帆不致旨通詞并蘭人へ対シ申候ニ付、  
漂流人相渡候上ハ外用事有之間敷旨相答へ候処、彼方  
ヨリ用事有之、御奉行所へ可相願義有之候条、相待候  
様申候へトモ、通詞・蘭人共引取可申トイタシ候処、  
異人兩人ノ手ヲ取、可願立義ハ書中ニ有之間持歸リ御  
奉行所へ差出候様ニト、封之物相渡候ニ付、持歸リ差

出候、仍之於御奉行所テ御披見之上、事柄御承知相成候テハ御面倒可有之ト、封之<sup>ハ</sup>被差返候ヲ、カヒタンへ相認渡シ候ヘト被 仰付候処、御奉行所ヨリ封之物等御披見被成候義ハ不被為出来御国法ニ付、被差返ト申シ、御手頭ヲ御渡被下候ハ、彼国へ相通シ候様、翻譯候義ハカヒタン御受ケ可申上候ヘトモ、御趣意而已ヲ受ケ相認メ候テハ、申サハ余所ノ喧嘩ヲ買候ニ相当リ、何分主役ヘ対シ相濟不申、且ツ阿蘭陀国へ相聞ヘ候テモ、国王義アメリカ国王ヘ対シ相濟不申候ニ付、御免被 仰付度旨申候由、仍之御国法ニテ封之物披見不相成趣御手頭出来、カヒタンへ翻譯被 仰付、則出来之上今日被相渡筈ニ候処差上、検使等へ差上候テハ六ヶ敷可有之ト、ワサト場所出張イタシ居候幼年ノ通詞ヲ以テ、昨日差出候采<sup>本マ</sup>リ物ヲ、御手頭并カヒタン翻譯之書類ニテ包、上ハ封ヲ主役ヘカヒタンヨリ当候テ差出サセ、異人共右書簡ヲ請取候ハ、直ニ船ヲ突放シ罷歸リ可申ト御含ミ相成候ヨシ、首尾ヨク参スマシ候ヘカシト存候事、

昨日差出シ候封ノモノ、事、カヒタン并ニ貞五郎ナト何分之コト、相察シ候哉相尋ネ申候処、貞五郎堆

量仕候ニハ、漂流之異国人不<sup>レ</sup>行状之義有之候ハ、禁獄モ可被仰付候ヘ共、相殘モノ御国法相犯シ不申ヲ、一同罪科ニアテラレ候義不承知ナト、申義ニモ可有之哉、其外格別之事ニモ可有之哉、尤通商等相願候義ニ有之間敷候由、

一昨日通商乗移候節、船中ニ蘭語ヲ能申モノ兩人有之様子ニ付、通詞取合見申候処、一人ハ生国蘭人ニテ、アメリカニテ生長致候由、一人ハアメリカ人ニテ能蘭語ニ馴候由、右船渡来之御言語等不通ニテ不便利ニ候処、右兩人取合不申義何分之子細ニ候哉相尋候ヘ共、返答振睨トワカラス候由、

アメリカ船今日出帆被仰渡、漂流人モ御引渡相濟無滞受取申候、然ニ島カヒタンへ罷越、一面会致度候処参リ不申ニ付、アメリカ船主役島へ罷越度申出候、此義ハ日本国法ニテ不相成旨検使相答候処、右ハ奉行所沙汰ニ候哉、又ハ検使ヨリ之沙汰ニ候哉承度旨申立候、右ニ付萩原・鈴木・立山へ被引取候、少シ面倒ニ相成候哉ト被存候、仍之為御含義大夫ヲ以卒然申上候、早々以上、

四日

尚々、本文之趣肥・筑等へ御通シ置可被下候、再尾、

播磨并太郎右衛門其外播磨附屬之面々共、四月八日長崎出立、同十一日帰着、

一番立之内此節長崎引払之面々、四月十日出帆、同十

三日帰着十二日破戸場着  
船ノ難毛有之

一番立中老野村隼人始御番頭中、其外当時居残之面々

一番之着船ニ付申合等相済同所出船、閏四月十五日帰

着、

三月晦日

平戸領壹岐国沖合ニ異国船二隻相見、四月朔日北之方

へ向颯行候旨、委細之趣長崎御奉行所へ御届相成候段

彼方聞役ヨリ以廻状申来、

四月十三日

於長崎薩州様聞役ヨリ以廻状、正月二十日アメリカ船

二艘琉球国之内那覇沖へ渡来、久米島へ渡来之英人召

乗、五人残置二十一日二艘共出帆、二月十四日同所右

漂来之者為迎英国船渡来、此節残置候英人并滞留唐人

召連、同十六日出帆、且滞琉之英人妻去年十一月平産

女子致出生候段、自琉球以飛船申越候旨等、委細御奉

行所へ御届仕候段為知申来、

閏四月三日

對州御領内沖合ニ異国船二隻相見候段、長崎御奉行所

へ以飛札被仰達候旨、彼方聞役ヨリ以廻状申来、

〔船名ニ異船者閏四月一日領内秋目村沖ヲ通過ス〕

閏四月十五日

於長崎薩州(齊興公)様御用達ヨリ御屋代ヲ以廻状、

同朔日薩州之内秋目村沖へ、白帆之異国船一隻乗通候

段為知申来、

五月十六日・同二十一日

於長崎對州聞役ヨリ以廻状、彼御領海閏四月二十日・

五月朔日異国船追々相見、地方近ク乘来、其後帆影不

相見旨、且又朝鮮国咸鏡道利原ト申所へ、四月三日異

国人十七人小船ヨリ揚陸、木ヲ伐候ニ付、利原之者令向

情候処、言語文字不相分手真似ニテ考候へハ、大船洋

中ニ碇ヲ卸居、薪払底ニテ薪取之タメ揚陸候ト相見、

無程致出船候趣申来候、同四日白帆数多之異国船同御

領海へ相見、同五日地方近ク乘通り候、右之趣追々御

奉行所へ被 仰達候段申来、

六月六日

於長崎平戸聞役ヨリ以廻状、五月晦日壹岐国沖合所々

ニテ異国船見出候段、委細之趣御奉行所へ御届有之旨申来、

六月二十四日

對州沖合ニ数多之白帆異国船二隻相見、西之方へ向乘行候旨長崎御奉行所へ御届相成候段、彼方聞役ヨリ以廻状申来、

八月七日

御廻状ヲ以諸国於領内人数調練之節、年久敷以前伺濟等ニテ空砲打放来、又ハ猪狩等ニ事寄セ候調練ニハ、同様打放候も可有之処、近来調練之義相伺候節、空砲ニテモ打放候義ハ無用ニ可致旨相達候へ共、右ニテハ隊伍難相整次第モ有之候ハ、以来調練之節空砲打放候義不苦旨委曲申来、

九月二日

伊勢 内宮、同五日 外宮正遷座 宣下之旨、上部左近ヨリ江戸御屋敷へ申出之、

大殿様(長薄公)

少将様(長知公)ヨリ御代參被差上、

御初穂 御神納

若殿様へハ御引越以前ニ付御代參

無之、

十二月二十九日

大御目付衆ヨリ御廻状ヲ以被差趣候阿部伊勢守様ヨリ(正弘、福山藩主、老中)御渡御書付写

大目付へ

異国船渡来之節取計方之義、文政八年無二念打払可申旨被 仰出、其後去ル寅年漂流船之義ニ付テハ、厚キ被 仰出之趣モ有之候処、近来漂流ニモ無之船度々渡来、昨今年ハ對州・奥羽・松前辺別テ多ク乗通、海上ニオイテハ廻船ニ乗付、或ハ所々浦方へ上陸等致シ、食料・薪水ヲ乞ヒ、当年ハ浦賀表へイキリスノ船渡来、伊豆国附大島へハ上陸イタシ、尚又下田表へモ相越滞船之上、狼ニ上陸等イタシ、追々横行之振舞相長シ候ヲ其假被差置候テハ、御国威ニモ拘リ不容易事ニ付、此節ニモ嚴重之取計方可被 仰出哉ニ候へ共、右様被

仰出候上ハ、何方ニテ如何様之義出来可致哉難計候付、其以前防禦手当実用之処、厚可被申付候、是迄モ警衛向之義ハ追々被 仰出モ有之事ニ候間、向々ニテモ兼テ手当ハ可有之候へ共、非常備之義ニ付、若不行向モ有之候テハ如何ニ付、尚又改メテ被 仰出候条、其覚悟ヲ以可有用意候、時宜ニ寄り又被

仰出候品モ可有之候、併シ此度被 仰出之趣心取違、  
事ヲ急キ卒尔之取計無之様相心得、入念可被申付候、  
右之趣可被相触候、

十二月

口達之覚

此度被 仰出候沿海警衛手当向之義、各厚ク被相心得、夫々可被取計候ハ勿論之事ニ候へ共、触面ニモ有之通、近来異人共別テ横行之及所行候義モ有之、其俣被差置候ハ、弥超過モ可致、万一彼者共甚敷及不法候節モ、其俣被差置候様ニテハ弥輕蔑致シ、覬覦之意ヲモ可起、第一

御国威ニモ拘リ御外間モ不宜候事ニ付、速ニ嚴重之取計方可被 仰出哉ニ候へ共、此末

御国地沿海手当向之義手厚ニ無之候テハ、万一戰闘ニ及候様之義出来候節、不行届之義無之共難申、仍テ厚ク手当可有之旨被 仰出候事ニ候、乍去一ト通り手厚ト而已ニテ、只見体ハ嚴重ニ相見候テモ、実用之心掛薄ク候テハ無詮事ニ付、其儀ハ家々分限・領地海辺之広狭・山涯海浜之嶮坦ニモ寄り、砲台・土塁等之位置、人数之配当等之義ハ、家々之見込籌

面モ可有之義ニ付、不一般候へ共、詰リハ攻撃守衛之便宜ヲ考へ、平常無油断急場之節モ一陣之備ハ間ニ合候様致シ、又小高之向杯ハ隣領へモ兼テ申合、援兵等差出方之手筈・合図等ヲモ定メ置、都テ実用之覚悟ヲ主ト致シ、可成丈不益之雜費不相掛、土着之士・農兵等相用候テモ家々之都合宜様致シ、永久之備相立候義ヲ專一ニ被心掛候義肝要ニ候、是ハ畢竟夷賊之義ハ船艦ヲ以渡来之事ニ候間、彼等ニ不利有之時ハ、飄去候テ又隣地へモ可罷越義モ可有之、日本ハ四面海洋ニ臨ミ候

御国柄ニ候へハ、定リタル場所モ無之間、何時何方へ可罷越モ難計候へ共、沿海平常其備有之候へハ、御不外間之義モ有之間敷候、彼異賊之義ハ一国ニ無之、西洋諸国ニ候へハ、国々之船共不絶罷越候様相成候時ハ、奔命ニ疲レ、

御国地之疲弊ニモ可及事ニ付、何方モ永久手当可有之様備有度事ニ候、乍去前ニモ如申、其備嚴重ニ候連モ、実用薄ク入費ハ莫大相成、領内其為ニ及疲弊候様ニテハ、是又人氣不和合之基ニテ候間、其等之辺ヲモ被心附、手厚之備トテ外見而已ニ拘リ、内実

ハ国内之困窮相成、其上都テ実用薄ク候様ニテハ不  
宜間、只々外見ニ不拘実用永久之備相立候様被心掛  
可然候、異賊ハ西洋諸国之義ニテ、

御内地ヲ覬覦致シ候事ト察候時ハ、此方ニテモ

御国内一体之力ヲ以防禦致シ候事ニ無之候テハ、多  
寡之勢力行届申間敷訳ニ付、兎角万一之節ハ隣領ヨ  
リモ力ヲ合セ、相互ニ援助致シ候手筈等モ厚ク申合、

凡日本國中ニアル所貴賤上下トナク、万一夷賊共

御国威ヲモ蔑ニシタル不敬不法之働杯アラハ、誰カ  
ハ是ヲ憤ラサラン、然ラハ則日本闔国之力ヲ以相拒

ミ候趣意被相弁候ハ、諸侯ハ藩屏ノ任ヲ不忘、御

旗本ノ諸士・御家人等ハ 御膝元之御奉公ヲ心掛、

百姓ハ百姓丈、町人ハ町人文銘々持寄、当然之筋ヲ

以力ヲ尽、其筋々之御奉公致候義、是二百年來昇平

之沢ニ浴シ候

御国恩ヲ報スル義ト、厚ク心掛候ヘハ、即惣国之力

ヲ尽候趣意ニ相当候間、沿海之義ハ相互之力ヲ尽シ

可被申候、就テハ家々之疲弊大切之事ニ候間、簡便

ニシテ実用足候様之勤弁肝要之事ニ付、触面之手厚

ト申而已ニ泥ミ、只外見無益之失費ヲ不掛、実用永

久之備第一ニ被心掛候様可被致候、尤時宜ニ寄 御  
安堵之為、領内之所置等見置之者被指遣候義モ可有  
之候間、此旨寄々諸家へ被申聞置候様可被致候事、

右全文記之、